



新潟産業大学

Niigata Sangyo University

自己点検・評価報告書

2023(令和5)年度

全学自己点検・評価委員会

目 次

序章	・・・・・・・・・・・・	1
第1章 理念目的	・・・・・・・・・・・・	3
第2章 内部質保証	・・・・・・・・・・・・	10
第3章 教育研究組織	・・・・・・・・・・・・	17
第4章 教育課程・学習成果	・・・・・・・・・・・・	20
第5章 学生の受け入れ	・・・・・・・・・・・・	46
第6章 教員・教員組織	・・・・・・・・・・・・	61
第7章 学生支援	・・・・・・・・・・・・	73
第8章 教育研究等環境	・・・・・・・・・・・・	87
第9章 社会連携・社会貢献	・・・・・・・・・・・・	97
第10章 大学運営・財務		
第1節 大学運営	・・・・・・・・・・・・	106
第2節 財務	・・・・・・・・・・・・	115
終章	・・・・・・・・・・・・	119

序章

新潟産業大学の前身「柏崎専門学校」が1947（昭和22）年6月2日に開校した。創設者下條恭兵は「戦後日本の再建・発展と平和で幸福な社会の建設は、一にかかって若い人材の育成に在り」との使命感から本学を建学し、その教育理念を「主体的自我の確立」とした。

私たちの大学の教育理念「人間力を磨いて主体的自我を確立し、新しい時代感覚を持って社会に貢献する人間を育成する」と教育目標「自ら学び、自ら考え、自ら行動する自立（自律）した人間を育てる」はまさにこの精神を脈々と受け継いだものである。

この理念と目的・目標を達成するため、コンピテンシー・ゴールを定めて、求める学生像を明らかにした。またそのための行動指針を端的に表す、スクールモットー・スローガン「地域に学び、地域をおこす」と校章が表す3つのS「Student First（生徒・学生第一）、Society & Sustainability（持続可能な高校・大学と社会の構築）、Study & Service（学びによる貢献）」を再構築した。

これまで本学は、2017（平成29）年度の大学（認証）評価を受審し、＜学生の受け入れ＞及び＜管理運営・財務＞に関して問題が認められたため、2021（令和3）年3月31日までを期限とする適合認定となった。その後、2020（令和2）年度において再評価（大学評価）を受審し、認定期間2025（令和7）年3月31日までの大学基準適合認定となった。

しかしながら、2020（令和2）年度の再評価結果にあるように、改善勧告として『＜学生の受け入れ＞ 2020（令和2）年度において、収容定員に対する在籍学生数比率が、経済学部（大学全体）で0.89、同文化経済学科で0.70と低く、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が同文化経済学科で0.77と低いため、引き続き学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。』、努力課題として『＜管理運営・財務＞人件費比率が高く、事業活動収支差額比率は依然としてマイナスであり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も、対前年比の減少幅が緩やかになってはいるものの、減少傾向が続き低位になっていることから、「学校法人柏専学院経営改善計画」を着実に実行し、収支改善に向けて一層の努力するよう、改善が望まれる。』との提言を受けた。

こうした改善勧告や努力課題への取り組みの検証はもとより、本学内部質保証システムの構築とその機能発揮が十分であるかどうかを、この度の2023（令和5）年度全学自己点検・評価の大きな目的とした。

また、2020（令和2）年4月に経済学部経済経営学科を母体に開設し、完全オンラインを特徴とする通信教育課程は、2023（令和5）年4月現在、3年生まで学生を受け入れた。この通信教育課程の自己点検・評価にも注力した。

大学をとりまく社会が急激に変化するなかで、日々更新される社会とともに大学も「新しい時代感覚」を磨き、私たち自身を変革しなければならない。

そして、この社会の負託に応えるために、PDCAサイクルを運用した質保証のシステムを推進し、大学の改革を持続的に深化させ、大学の意義を社会に対し明らかにすることが必要である。

2024（令和6）年3月

(年表) 全学的な自己点検・評価の実施及び第三者評価(認証評価)結果

- 1997(平成9)年度 全学自己点検・評価実施
- 2000(平成12)年度 全学自己点検・評価実施
- 2001(平成13)年度 外部評価
- 2007(平成19)年度 全学自己点検・評価実施
(同年7月 局地激甚災害中越沖地震被災 2008年度大学評価受審見送り)
- 2009(平成21)年度 全学自己点検・評価
- 2010(平成22)年度 大学基準協会による大学(認証)評価受審
評価結果:大学基準適合認定(期間:2018(平成30)年3月31日まで)
- 2016(平成28)年度 全学自己点検・評価実施
- 2017(平成29)年度 大学基準協会による大学(認証)評価受審
評価結果 大学基準適合認定(期間:2021(平成33)年3月31日まで)
- 2020(令和2)年度 大学基準協会による再評価(大学評価)受審
評価結果 大学基準適合認定(期間:2025(令和7)年3月31日まで)
- 2021(令和3)年度 全学自己点検・評価実施
- 2023(令和5)年度 全学自己点検・評価実施
- 2023(令和5)年度 大学評価申請書提出(令和5年11月)

第1章 理念・目的

【大学基準1】

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目1-1】

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点	
1	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
2	大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

1947（昭和22）年6月2日、創立者下條恭兵は、「戦後日本の再建・発展と平和で幸福な社会の建設は、一にかかって若い人材の育成に在り。」との使命感から私財を投じて、新潟産業大学の前身である柏崎専門学校を設立し、その人材育成の目的を「主体的自我の確立」とした。これが本学の建学の精神である（資料1-1-1[Web]）。

この建学の精神は、柏崎短期大学（学制改革により1950（昭和25）年設立）、新潟短期大学（1958（昭和33）年名称変更）、そして新潟産業大学（1988（昭和63）年4年制大学へ改組転換）へと継承され、大学の教育理念として、「人格の陶冶を通して主体的自我を確立し、新しい時代感覚をもって社会に貢献する人間を育成する。」と掲げた（資料1-1-1[Web]）。大学の目的として、学則に「新潟産業大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する。」と定めている（資料1-1-2[Web] 第1条）。

2023（令和5）年には、現在の地方大学が置かれている新たな状況において、この建学の精神にあるとおり、「新しい時代感覚」をもって、本学の教育理念・教育目標等を新たに整理し直した。

教育理念「人間力を磨いて主体的自我を確立し、新しい時代感覚を持って社会に貢献する人間を育成する」

教育目標「自ら学び、自ら考え、自ら行動する自立（自律）した人間を育てる」

さらに学生が卒業までに身につけるべき能力については3つのコンピテンシー・ゴール（資料1-1-1[web]）を示した。

< 3つのコンピテンシー・ゴール >

1. 「知識・問題解決力」 ※変化する社会のニーズに応えるために
 - ・ 経済学、経営学または文化経済学の基本概念と専門知識を修得している。
 - ・ 日本や世界の経済・社会・文化に関する幅広い知識を有している。
 - ・ 情報収集力と分析力、課題発見力と課題解決力を有している。
2. 「社会への関心と自己学習力」 ※持続可能な世界の実現のために
 - ・ 日本の社会が世界とつながっているという意識を持っている。
 - ・ 社会の変化に対応し、自主的・主体的に学び続ける姿勢をとっている。
 - ・ 社会で自立し、持続可能な世界の実現のために貢献する意欲がある。
3. 「コミュニケーション力」 ※複雑化する人間関係に応えるために
 - ・ 人々と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を備えている。
 - ・ 相手の意見を理解し、適切な方法で自分の意見を説明することができる。
 - ・ グループ内だけに留まらず、多様な人々とつながり、協働できる。

さらに、これらの理念と目的・目標達成を実現するために、以下の方針を定めた。

1. 大学として求める教員像および教員組織の編制方針
2. 学生支援に関する方針
 - ・ 基本方針
 - ・ 修学支援の方針
 - ・ 生活支援の方針
 - ・ 進路支援の方針
3. 教育研究等環境の整備に関する方針
4. 社会との連携・協力に関する方針
5. 管理運営方針
6. 内部質保証に関する方針

同じく、理念と目的・目標を達成するために、大学教職員が備えるべき基本姿勢である 3つの指針（モットー）をシンボルマークのスリーブルー（資料 1-1-3[Web]）に合わせて以下のように再定義し、常に意識できるようにした。



(図) ロゴマーク
波を表すSを3つ重ねている

<3つの指針（モットー）>

1. Student First（学生第一）
2. Society & Sustainability（持続可能な高校・大学と社会の構築）
3. Study & Service（学びによる社会への貢献）

そして建学以来の人材育成の理念である「主体的自我の確立」「地域社会に有為な人材を育成する」にもとづき、「地域社会や企業を主体的に力強く支える人材の育成」をミッションとして掲げている。

本学は、このミッションを遂行し、地域社会につぎの3つの価値を創出する「地域実践教育の大学」を目指している。

(a) 地域課題の教育研究

本学の教育研究の柱である経済学、経営学、文化経済学の立場から、常に新しい時代感覚をもって、地域の産業、社会、文化、歴史・芸術等を研究し、地域が抱える課題を捉え、課題解決に取り組む。

(b) 地域振興への参画

地域を教育・研究のフィールドとし、地域課題の研究・調査、課題解決型の教育の展開、さらに学生ボランティア活動や部活動等の正課外活動を通じて、地域振興を目的とする事業や行事に参画する。

(c) 地域の未来人材の育成・輩出

「将来的に消滅する可能性」の危機にある地方の地域社会にとって、未来人材の育成と定着は最優先の課題であり、それは本学のミッションと合致するものである。

地域の若者の大都市立地大学への流出を抑制し、また地域外から若者を迎え入れ、安定的に卒業生を地域に就職定着させる。

(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

この地域実践教育の人材養成の目的は、経済学部目的（資料 1-1-2[Web] 第 5 条第 2 項）、経済学部経済経営学科の人材養成の目的（資料 1-1-2[Web] 第 5 条第 2 項第 1 号）、文化経済学科の人材養成の目的（資料 1-1-2[Web] 第 5 条第 2 項第 2 号）、経済学部経済経営学科通信教育課程の目的（資料 1-1-4[Web]）、大学院経済学研究科の目的（資料 1-1-5[Web]）として、つぎのとおり適切に定めている。

<経済学部の目的>

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、経済学、経営学、文化経済学の学問分野を柱として、地域及び社会、経済の課題に取り組む実践的な教育研究を行い、その成果を活かすことのできる人材を育成する。

○経済学部 経済経営学科の人材養成の目的

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、経済学と経営学の教育を通して社会人としての経済理解と社会理解を涵養し、地域経済や企業のおかれている状況を判断する能力と、経営を遂行するための実務能力、課題解決のための立案能力をもった人材を養成する。

○経済学部 文化経済学科の人材養成の目的

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、文化経済学の観点から日本や諸外国のさまざまな文化を文化的財として捉え、新たな文化産業の可能性、さらには地域経済や地域社会の再生、発展について、企業・非営利組織・行政等の関連を視野に、理論的かつ実践的に追究しうる能力をもった人材を養成する。

○経済経営学科通信教育課程の目的

経済学・経営学分野に関する教育研究を通して、「経済学・経営学分野に関する基礎的・基本的な知識と課題を探求し解決する能力を習得させ、経済活動を主体的・創造的に実践できる能力を育てる」ことを教育研究上の目的とする。

○経済経営学科通信教育課程の人材養成の目的

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、経済学分野と経営学分野に関する専門的な知識及び経済活動に必要な法規に関する基礎的な知識の習得のもと、経済活動に関する諸課題に対して、研究的手法を用いて解明し、その成果を経済活動に活かすことのできる人材を養成する。

<大学院経済学研究科の目的>

新潟産業大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、高度で専門的な経済学、経営学の理論及び応用の教授研究を通じて、地域経済および地域社会の振興発展に寄与する高度専門職業人、指導的産業人を育成する。また、東アジア諸国・地域からの留学生を積極的に受入れ、東アジア諸国・地域が抱える多様な課題についての総合的な理解のうえに、我が国とりわけ地域社会と東アジア諸国・地域との友好的・持続的発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

○経済学研究科（修士課程）の人材養成の目的

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

【点検・評価項目 1-2】

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点	
1	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
2	教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

大学の建学の精神、教育理念、教育目標は、大学ウェブサイトに公開している（資料 1-1-1[Web]）。また、大学の目的、経済学部の目的、経済学部経済経営学科の人材養成の目的、文化経済学科の人材養成の目的を「新潟産業大学学則」に定め、大学院経済学研究科の目的は、「新潟産業大学大学院学則」に定め大学ウェブサイトに公表するとともに、「履修の手引き」（資料 1-2-1[Web] p.1）及び「大学院ガイドブック」（資料 1-2-2 p.2）に掲載し、新年度ガイダンスにおいて学生、教職員に配付し周知している。

また、経済学部経済経営学科通信教育課程の目的は、「新潟産業大学通信教育部規程」第4条に定め、ウェブサイトに公表している。

(2) 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的は（1）に示したように、大学ウェブサイト、「新潟産業大学学則」「同大学院学則」「同通信教育部規程」さらに「履修の手引き」「大学院ガイドブック」等で、学生・教職員には周知している。それとともに、学内広報誌である「青海波（セイガイハ）」などを通して、常に社会にも公表している。

【点検・評価項目 1-3】

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点	
1	将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
2	認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は2019(令和元)年に「学校法人柏専学院経営改善計画2019年度～2023年度(5ヶ年)」を策定し、同年7月2日理事会決定していた。本計画は、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」としてまとめられた。そこでは、「教学改革」「学生募集対策と学生数・学納金等」「外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等」「人事政策と人件費の削減」「経費削減」「施設等整備」の6分野に関する5ヶ年の実施計画が策定され、PDCAサイクルを回す組織体制のもと進めているところである(資料1-3-1)

(2) 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

中・長期計画で示された内容の実施状況を、PDCAサイクルに基づいて、検証しながら、また認証評価において指摘された課題や、独自に新たに気付いた課題の解決に向け、次期中・長期計画策定に活かそうとしている。

2. 長所・特色

(a) 地域社会に定着する若者の育成を目指す

近年、我が国の少子化、18歳人口の減少は急速に進み、さらに地方にあっては、若者の大都市流出、高齢化が顕著であり、地方全体が衰退しようとしている。このような環境変化の中で、地域社会に定着し地域社会の発展に貢献する若者を育成する必要性が高まっており、本学の理念と目的・目標にもとづき、ミッションを遂行し達成することは、重要かつ意義あることである。

(b) ゼミナールを軸とした地域実践教育

本学は、通学課程1年次・2年次必修科目「地域理解ゼミナール」や3年次・4年次の「ゼミナール(地域活性ゼミナール)」にフィールドワークを取り入れ、地域課題の理解、課題解決に取り組んでいる。くわえて、初年次教育の改善をめざし、基礎ゼミナールでは、修学支援と学生生活支援をスムーズに行えるような体制を整えた。

(c) 通信教育課程での多様な学びの展開

通学課程とは教育方法を異にし、すべての授業科目をオンラインで行う通信教育課程においても、全国10地域のなかから滞在先を選び、地域を巡りながら地域課題に取り組み実践力を養成する教育プログラム「地域イノベーターコース」を設置しており(資料1-3-2[Web])、2023(令和5)年度現在、6人の学生がこのプログラムに取り組んでいる。

さらに通信教育課程も3年目を迎え、コンテンツが充実し、通学課程の学生も履修可能な科目も増え、ハイブリッドで多様な学びを提供できることとなった。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

(a) 建学の精神、教育の理念を反映した教育目標および教職員が備えるべき指針の設定

「建学の精神」「教育理念」「教育目標」(3つのコンピテンシー・ゴールを含む)、これらの理念と目的・目標を達成するための方針および教職員が矜持すべき指針(モットー)を、シンボルマークに寄せて示した。つづいて大学の目的、ミッションと連関する学部の目的、大学院の目的、教育研究上の目的、人材養成の目的を定め、これを社会に公表するとともに、学生、教職員に周知している。

(b) 中・長期の計画の策定、経営改善計画の推進

「学校法人柏専学院経営改善計画2024年度～2028年度(5ヵ年)」を策定し、地域社会に対して3つの価値を実現する「地域実践教育の大学」を目指している。

第2章 内部質保証

【大学基準2】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目2-1】

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点	
1	下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学の理念・目的を実現するために、つぎのとおり「内部質保証に関する方針」を定め、①大学としての基本的な考え方、②内部質保証の推進に責任を負う全学的な内部質保証の体制、③内部質保証の有効性の検証及び改善活動による自己点検・評価の実質化、自己点検・評価等の公表について明記し、ウェブサイト公表している（資料1-1-1[Web]）。

<内部質保証に関する方針>

1. 方針

本学の理念・目的を実現する上で、本学の教育研究及び社会貢献に関わる諸活動の質が、適切な水準に達していることを、本学自らの責任において保証するシステムを構築し、恒常的・継続的に質の向上に取り組む。

2. 内部質保証の体制

①大学全体の内部質保証

大学全体の内部質保証については、学長のリーダーシップのもとに、「学長・副学長等会議」が担う。

②経済学部・経済学研究科・その他組織の内部質保証

経済学部及び経済学研究科並びにその他組織の内部質保証については、「学長・副学長等会議」の指針のもとに、経済学部教授会、経済学研究科委員会、その他の組織の会議が質保証会議として、これを恒常的、組織的に推進するとともに、「学長・副学長等会議」に報告する役割を担う。

3. 自己点検・評価及び第三者評価

内部質保証の有効性を検証するために、「学長・副学長等会議」が組織する「全学自己点検・評価委員会」及び経済学部・経済学研究科・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施する。

また、内部質保証の有効性を客観的に検証するために、認証評価機関による大学評価を受審するとともに、必要に応じて外部有識者の点検・評価を受ける。

4. 自己点検・評価の実質化

自己点検・評価の結果及び第三者評価の提言、指摘事項等は、改善状況を点検し、本学の教育研究及び社会貢献に関わる諸活動の質の向上に結びつける。

5. 自己点検・評価等の公表

本学は、社会に対する説明責任を果たすために、自己点検・評価の結果及び認証評価機関による大学評価の結果を公表する。

制定 2016年 4月 1日

改定 2019年 9月 1日

【点検・評価項目 2-2】

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点	
1	全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
2	全学内部質保証推進組織のメンバー構成

(1) 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

2019（令和元）年8月、学長・副学長等会議（以下「学副等会議」という。）において、「内部質保証に関する方針」及び「学長・副学長等会議規程」「自己点検・評価に関する規程」の改正について検討し、同年9月11日経済学部教授会の意見聴取を経て学長が決定した。

具体的には、「新潟産業大学学長・副学長等会議規程」第2条の2（所管事項）として「内部質保証の構築」と定めている（資料2-2-1）。また、内部質保証に関する方針の「2. 内部質保証の体制」に明記してあるとおり、大学全体の内部質保証の推進に責任を負うのは、学副等会議である。経済学部、経済学研究科、その他組織の内部質保証は、学副等会議の指針のもとに、経済学部教授会、経済学研究科委員会、その他の組織の会議体が質保証単位として推進している。

内部質保証に関わる、学部及び研究科、各種委員会や事務組織等のその他組織との役割分担及び内部質保証を推進するP D C Aサイクルは、内部質保証体制構築の取り組み（資料1-1-1[Web]）及び新潟産業大学組織図（資料2-2-2[Web]）のとおりである。このように本学における内部質保証に責任を負う組織は、学長のもとにある学副等会議であり、これを軸として大学組織全体の質保証の維持・向上を図っている。

(2) 全学質保証推進組織のメンバー構成

全学質保証推進に責任を負う学副等会議のメンバーは、「新潟産業大学学長・副学長等会議規程」に定めるとおり（資料2-2-1 第3条）、学長を議長及び招集者として、副学長、学部長、研究科長、学長補佐、大学事務局長、その他学長が任命した教職員によって構成している。

【点検・評価項目 2-3】

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点	
1	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
2	方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3	全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
4	学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5	学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
6	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
7	点検・評価における客観性、妥当性の確保

(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受入方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

第1章で説明した「建学の精神」、これに基づく「教育理念」「教育目標」（コンピテンシー・ゴールを含む）、そこから導き出した「地域実践教育」を如何に実現するかを、基本的な考え方として3つの方針を策定している。

(2) 方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施

本学は、経済学部、経済学部経済経営学科、経済学部文化経済学科、経済学部経済経営学科通信教育課程、大学院経済学研究科の人材養成の目的を達成するために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）（以下「DP」という。）（資料2-3-1[Web]）を定め、DPにもとづき、学生が卒業及び修士課程修了するまでに身につけるべき資質や能力を習得するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（以下「CP」という。）（資料2-3-1[Web]）を定めており、この方針に基づく学科毎のコンピテンシー・ゴールも定めている。また、DP及びCPにもとづいて、本学経済学部が求める人材像、入学までに学んで欲しい内容を学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）（以下「AP」という。）（資料2-3-1[Web]）として定めている。

(3) 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

本学の全学内部質保証推進組織は学副等会議である。その統括の下に置かれた各組織の点検・評価部会が、担当部署における活動をPDCAサイクルに基づき点検・評価しており、その結果が学副等会議に報告されている。

その際、「改善活動チェックシート」が活用されている。全体的視点で検討された結果、具体的な取り組みを展開するように働きかけるケースも見られる。

(4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

大学全体に関わる事項の内部質保証の有効性の検証、教育活動の内部質保証の有効性の検証、授業内容・方法の内部質保証の有効性の検証を行うために、3年周期で、学部・研究科その他の組織を含めて、全学自己点検・評価を実施している（資料2-3-2 第4条）。

(5) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価を実質化し、質の保証・向上に結びつけるために、自己点検・評価の結果及び第三者評価の提言、指摘事項等の改善活動を行っている（資料2-2-2[Web]）。その中心的役割を担っているのが「学副等会議」であることは前述した通りである。

(6) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

(a) 経営改善計画及び設置計画履行状況についての報告

文部科学省（高等教育局私学部参事官）の学校法人運営調査の指摘・助言事項に関しては、2018（平成30）年度に経営改善計画を提出し、2019（令和元）年度以降毎年実施管理表等により改善の進捗状況を報告している。2021（令和3）年度設置が認可された経済経営学科通信教育課程の設置計画履行状況についても定められた内容を報告している。

(b) 高等教育局大学教育・入試課大学入試室からの指摘事項への対応

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）への対応としては、2023（令和5）年10月20日に、文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室から「留学生の入学選抜において、受験者の「年齢」に関して不適切な扱いをしている」との指摘を受け（資料2-3-3）、第三者委員会（弁護士・有識者の4人で構成）を立ち上げて検証を委ねた。第三者委員会は「受験生には責のない要素を合否判定に取り入れるという、公平性に欠ける点が見受けられた。しかし、それを是認せず改善しようとしている。また、留学生の合否結果には影響がなかった」と結論した。これを受け本学は、同年12月25日に「今後は公正・妥当性を確保するとともに、大学全体の入学試験に関しても不断の点検・改善を行う」という本学の見解とともに報告書を公表した（資料2-3-4[web]）。文科省からは

同年12月26日にメールにて「不適切な大学入学選抜の是正について（通知）」を受けた（資料2-3-5）。

本学としては、本報告書の内容・提言を真摯に受け止め、留学生入学試験については、今後は公正・妥当性を確保するとともに、大学全体の入学試験に関しても不断の点検・改善を行い、入学選抜の適切な実施に努めていくことを公表した。

（7）点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価の客観性、妥当性の確保に関しては、公益財団法人大学基準協会による大学評価を受審している。2020（令和2）年度再評価（大学評価）を受審し、大学基準適合の認定をうけている。2024（令和6）年度に大学（認証）評価を受審する。

【点検・評価項目2-4】

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点	
1	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2	公表する情報の正確性、信頼性
3	公表する情報の適切な更新

（1）教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

学校教育法施行規則第172条の2に定められている公開すべき教育研究活動や諸活動情報の公開については、「学校法人柏専学院情報公開規程」を制定し、当該規程に則り積極的に公開している。具体的には、大学ウェブサイトにて「情報公開」ページを設け、求められる情報に、容易にたどり着けるようにしている。掲載している情報としては、学校教育法施行規則に規定するもののほか、私立学校法等に基づく財務情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書、解説等）や、事業報告等である（資料2-4-1[Web]）。

また、専任教員の個人情報については、大学ウェブサイト内に「専任教員紹介」として個々の教員の教育研究情報を公開しているほか、教育に関する情報として、授業シラバスを全科目ウェブ公開しており、各々担当教員の授業科目内容の詳細を確認できる。自己点検・評価結果については認証評価における自己点検・評価報告書及び評価結果を大学ウェブサイトに掲載し公開している。

（2）公表する情報の正確性、信頼性

公表する情報については、情報を掲載する情報部門担当者任せにせず、その内容を提供する部署がチェックを行っている。また、個人情報やシラバス等、その内容に責任をもつ者の確認を経て公開している。例えば、シラバスについては教務委員長及びFD委員長がチェックし、公表する情報の正確性、信頼性を確保している。

(3) 公表する情報の適切な更新

以上の公開情報については、毎年、年度が始まった5月から6月にかけて更新し、社会に対する説明責任を果たしている。

【点検・評価項目 2-5】

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	全学的なP D C Aサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
2	点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
3	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 全学的なP D C Aサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

内部質保証の定期的な点検・評価については、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」で原則として3年の周期で行うことを定めており、直近では2021(令和3)年度に、2020(令和2)年度までの内容について自己点検・評価を実施している。今回はその2年後の自己点検・評価の実施となる。

(2) 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

自己点検・評価においては、大学基礎データを作成するとともに、大学基準協会の「大学評価ハンドブック（2021（令和3）年改訂）」の「点検・評価報告書記述の注意点と根拠資料例（大学評価）」を参考にし、適切な根拠（資料、情報）の使用に努めている。自己点検・評価を実質化し、質の保証・向上に結びつけるために、自己点検・評価の結果及び第三者評価の提言、指摘事項等については、「改善活動チェックシート」（資料2-5-1）にまとめ改善活動を行っている。

(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上

「改善活動チェックシート」にあげられた各種改善すべき事項については、学副等会議で確認したうえで、各担当部門において改善を図っているほか、学副等会議直下にプロジェクトチームも編成し、改善策を協議しその結論を学副等会議にフィードバックさせ、学副等会議で実施策を決め、最終的に学長命により学内全体で各種改善に取り組んでいる。なお、このプロジェクトチームは2023(令和5)年度現在も継続しており、現時点においては、「理念」「教育魅力化」「人事政策」「財務改善」に係る4つのプロジェクトチームを設置している。

2. 長所・特色

特になし。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

(a) 前回の認証評価受審時の指摘事項への対応と内部質保証体制の抜本的強化

本学は、前回2017(平成29)年度の認証評価において、期限付き適合の評価結果を受けた。その評価結果の中で、内部質保証に関して、「一層の改善が期待される事項」として「規程に従い自己点検・評価を行っているものの、その周期は認証評価に備えた7年に1度に限られており、大学全体として定期的な自己点検・評価を実施しているとはいえない。さらに、前回の大学評価において指摘された事項がいまだ改善されていないことから、自己点検・評価を含むPDCAサイクルが機能しているとはいえない。今後は、組織的かつ定期的な自己点検・評価を実施するとともに、内部質保証システムを構築し、機能させるよう、改善が望まれる。」という提言が付された。

この提言を受け、本学は、全学的な内部質保証体制を構築するために、学長のリーダーシップのもと学副等会議において、「内部質保証に関する方針」「自己点検・評価運営委員会と学長・副学長等会議との関係性」の点検、改定に取り組むとともに、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」「学長・副学長等会議規程」の改正を行った。

こうした点検と改善活動により、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定め、学副等会議を大学全体の内部質保証に責任を負う組織とし、その下に、経済学部教授会、経済学研究科、その他組織の会議体を質保証会議として位置づけ、全学的な推進体制とした。

この内部質保証システムは、学部学科、通信教育課程、大学院経済学研究科の人材養成の目的の検証、3つのポリシーの検証、改正等において有効に機能した。

また、教育研究活動、自己点検・評価結果、第三者評価結果、財務、その他の諸活動をウェブサイトにおいて適切に公表している。

(b) 再評価時における総評での改善への取り組みに対する前向きな評価

2020(令和2)年度に受審した大学基準協会の大学評価(再評価)の評価結果(総評)では、「内部質保証については、定期的な自己点検・評価の実施及び内部質保証の機能化が求められていたことに関して、「内部質保証に関する方針」を改定し、認証評価時にあわせ7年に一度と定めていた点検・評価の周期を3年に一度と改めたほか、内部質保証の推進責任組織を学副等会議と明確化する、「質保証会議」を設けて恒常的・継続的に取り組む態勢を整えるなどの改善に取り組んでいる。」とされた。

第3章 教育研究組織

【大学基準3】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目3-1】

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点	
1	大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
2	大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
3	教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

(1) 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学は、建学の精神、理念・目的を実現するために、図表3-1のとおり経済学部1学部の中に、経済経営学科、文化経済学科、経済経営学科通信教育課程を、大学院として経済学研究科経済分析・ビジネス専攻（修士課程）を設置している。学部、学科、通信教育課程、研究科の教育研究上の目的及び人材養成の目的は、第1章理念・目的の【点検・評価項目1-2】に記述したとおり、「新潟産業大学学則」「新潟産業大学通信教育部規程」「新潟産業大学大学院学則」に定めている。

(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学は、その理念・目的及び地域社会の動向と要請に基づき、附置の研究所として附属柏崎研究所、センターとして地域連携センター（資料3-1-1）、国際センター（資料3-1-2）を置き、本学の「社会との連携・協力に関する方針」「学生支援に関する方針」（資料1-1-1[Web]）に則って事業活動を行っている。

附属柏崎研究所（資料3-1-3）は、本学が立地する柏崎地域の産業、経済、社会、歴史、文化、観光、スポーツの分野を調査・研究の対象とし、地域の課題解決及び振興に寄与することを目的として、2016（平成28）年に設置した。「柏崎学シンポジウム」開催等、同研究所の事業活動については、第9章社会連携・社会貢献に詳細を記す。

地域連携センターは、本学の教育研究の成果を、公開講座や聴講講座等の生涯学習事業を通じて地域社会に還元することはもとより、地域のボランティア活動や国際交流事業への学生・教職員派遣、産官民金の機関・団体と連携し、地域課題や地域活性化に取り組む活動を担っている。同センターの事業活動については、第9章社会連携・社会貢献に詳細

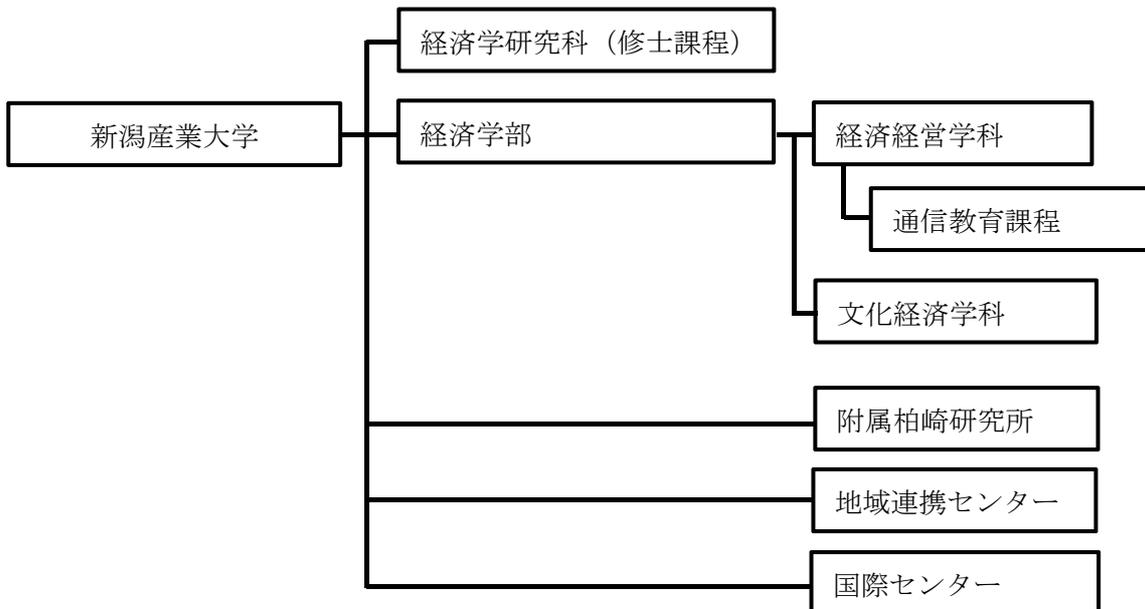
を記す。

国際センターは、外国人留学生に対する修学支援、生活支援、経済的支援、在留資格取次申請、海外協定校との交換留学の業務を行っている。また地域の海外交流を推進する団体との連携に留学生を派遣するなど、留学生の活躍の場を提供している。

(3) 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

急速に高度情報化が進む社会にあつて、情報通信技術を教育に活用することが求められている。現在、初等・中等教育においても、「一人一台端末」の学習環境が整えられつつあり、インターネットを活用した学びの深化・転換が進んでいる。このような教育環境を経て、多様な学び方を求める大学進学希望者に対し、本学は、その一つの進路選択肢として、2021（令和3）年4月、通信教育課程を開設した。

(図表3-1) 教育研究組織及び研究所・センター



【点検・評価項目 3-2】

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

教育研究組織の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価の項目）第2号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の【点検・評価項目 2-5】において記述したとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、経済学部自己点検・評価部会、大学院自己点検・評価部会が実施し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価している。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

上記(1)の組織、会議体で、地域社会のニーズを調査・聴取しながら、本学の理念・目的の達成に資する教育研究組織の改組を研究している。その結果、社会的ニーズの変化に対応するため、経済経営学科および文化経済学科の教育内容について、2025（令和7）年度入学生から大幅に変更し、現在の2学科8分野のカリキュラムから、2学科6コース制（1学科3コースずつ）へと変更する予定となっている。

2. 長所・特色

本学の教育研究組織の特色は、経済学部を教育研究組織の基盤とする、1学部2学科1通信教育課程、1研究科により構成され、その教育研究分野と結びつく研究所とセンターを附置し、建学の精神に基づき、その理念・目的を実現するための体制を整えている。

2021（令和3）年4月より開設した通信教育課程の授業コンテンツを、通学課程の学生も卒業単位124単位のうち60単位まで履修可能とする制度を設けている。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的を実現するために、経済学部を基盤とする教育研究組織を置き、地域社会の要請に応え研究所及びセンターを附置機関として設置するとともに、高度情報化社会にも対応して通信教育課程を開設した。

これらの教育研究組織の適切性に関しては、全学自己点検・評価を定期的実施し、その結果に基づいて改善に努めている。

第4章 教育課程・学習成果

【大学基準4】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、DP及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、DPに示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目4-1】

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点	
1	課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、大学全体の「教育理念」を掲げ、それを「教育目標」として具体化している。さらに、「建学の精神」を具現化した「大学の目的」を定めている（資料1-1-2[Web]）。

本学は建学の精神に基づく理念・目的、教育目標、社会的使命を達成するために、どのような人材を養成するののかについて、各学科、研究科ごとに「人材養成の目的」を定めている。そして養成し社会に輩出する人材は、具体的にどのような資質、能力、技能等を身に付けねばならないかを、DPにおいて定めている。

しかし、既存の通学課程にあっては、「学士（経済経営学）」及び「学士（文化経済学）」のDPが、一括りの記載となっており、明確に学位ごとに分けて明記していないという問題があり、学位ごとに明確に授与方針を策定する必要があった。そのため、2023（令和5）年3月に本学のコンピテンシー・ゴールを検討し策定した（資料1-1-1[Web]）。これにもとづいて、学位の種類ごとにDPを定め、公表している（資料2-3-1[Web]）。

<経済経営学科のDP（学位授与の方針）>

「知識・問題解決力」 *変化する社会のニーズに応えるために

- ・経済学と経営学の基本概念と専門知識を修得している。
- ・日本や世界の経済・社会・文化に関する幅広い知識を有している。
- ・情報収集力と分析力、課題発見力と課題解決力を有している。
- ・地域経済や企業のおかれている状況を判断する能力と、経営実務に携わるための基礎知識を有している。

「コミュニケーション力」 *複雑化する人間関係に応えるために

- ・人々と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を備えている。

- ・相手の意見を理解し、適切な方法で自分の意見を説明することができる。
- ・グループ内だけに留まらず、多様な人々と繋がり、協働できる。

「社会への関心と自己学習力」 *持続可能な世界の実現のために

- ・日本の社会が世界と繋がっているという意識を持っている。
- ・社会の変化に対応し、自主的・主体的に学び続ける姿勢をとっている。
- ・社会で自立し、持続可能な世界の実現のために貢献する意欲がある。

<文化経済学科のD P（学位授与の方針）>

「知識・問題解決力」 *変化する社会のニーズに応えるために

- ・文化経済学の基本概念と専門知識を修得している。
- ・日本や世界の経済・社会・文化に関する幅広い知識を有している。
- ・情報収集力と分析力、課題発見力と課題解決力を有している。
- ・文化を文化的財として捉え、新たな文化産業の可能性を理論的かつ実践的に追究しうる能力がある。

「コミュニケーション力」 *複雑化する人間関係に応えるために

- ・人々と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を備えている。
- ・相手の意見を理解し、適切な方法で自分の意見を説明することができる。
- ・グループ内だけに留まらず、多様な人々と繋がり、協働できる。

「社会への関心と自己学習力」 *持続可能な世界の実現のために

- ・日本の社会が世界と繋がっているという意識を持っている。
- ・社会の変化に対応し、自主的・主体的に学び続ける姿勢をとっている。
- ・社会で自立し、持続可能な世界の実現のために貢献する意欲がある。

【点検・評価項目 4-2】

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点	
1	下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
2	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

(1) 教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、D Pに基づいて、経済学部経済経営学科、経済学部文化経済学科、経済経営学

科通信教育課程、大学院経済学研究科のCPを定めている（資料2-3-1[Web]）。

①教育課程の体系、教育内容

まず、経済学部のCPでは、経済経営学科と文化経済学科のそれぞれの学科において、「基本教育科目」「専門教育科目」の2つの科目区分により教育課程を編成し実施することとしている。

次に、経済学研究科のCPにおいては、主に「経済領域」「社会情報分析領域」「マネジメント領域」の3領域により編成し実施することとしている。これらの詳細は大学ウェブサイトにて公開し（資料2-3-1[Web]）、さらに詳しい情報は「大学院ガイドブック」の「授業科目及び単位数」に示している（資料1-2-2）。

②教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

講義・演習、実習・実技など多様な授業形態を取り入れ、地域実践教育の名に恥じないように、地域社会を学びのフィールドとする多くの科目を配置している。

（2）教育課程の編成・実施方針とDPとの適切な連関性

DPを実効あるものとするため、CPに沿って学外でのフィールドワークを数多く取り入れ、事例や経験を学ぶスタイルの学修が展開されている。これによって、DPとCPの連関性の強い学びの体系が構築されている。

【点検・評価項目4-3】

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点	
1	各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・授業期間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】のみ） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】のみ） ・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置 ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】 【博士】のみ） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

2 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学部および大学院のいずれについても、CPに基づいて、授業科目を開設しており、教育課程を適切に編成している（資料2-3-1[Web]、資料1-2-2）。

具体的には、2020（令和2）年度からカリキュラム改革を行い、学部4年間の教育課程を「基本教育科目」と「専門教育科目」の2つの科目区分に大別した。1年次では主に「基本教育科目」を、学年が上がるにつれて「基本教育科目」から「専門教育科目」が手厚くなるよう科目が配置され、卒業に向けてスムーズに移行できるようカリキュラムが編成されている。

②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

「専門教育科目」は、授業科目間の関係性や履修の順次性に留意して、段階的に「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」を開講するように、カリキュラムを整備している。

また、本学教育理念にある「新しい時代感覚を持って社会に貢献する人間を育成する」ために、専門科目を各学科それぞれ、次の4分野に分類し、体系化を図っている。

経済経営学科：「経済分析・経済予測」「地域振興政策」「企業経営」「企業会計」

文化経済学科：「創造的文化ビジネス」「観光ビジネス」「アグリフードビジネス」

「まちづくり・地方行政」

大学院においては、「企業・家計・政府等を取り巻く経済の動向を適切に把握し、予測などを行う能力」及び「企業経営などを円滑に遂行していくための様々な実践的マネジメント能力」の涵養を行う。このために、「経済」「社会情報分析」「マネジメント」の3領域からなる、体系的なカリキュラムを編成している（資料1-2-2）。

これらは大学ウェブサイトにおいて公表しており（資料2-3-1[Web]）、より詳しくは「履修の手引き」の「カリキュラム表」（資料1-2-1[Web] p. 30～）に示されている。

また、経済学部では「カリキュラム・ツリー」（資料1-2-1[Web] p. 28～29、p. 44～45）「カリキュラム・マップ」（資料1-2-1[Web] p. 70～74）及び「科目ナンバリング」（資料1-2-1[Web] p. 36～39、p. 52～55）を策定し、修得すべき科目をより体系化・明確化・可視化した。これも「履修の手引き」に掲載し、学生の履修の参考となるように配慮した。（資料1-2-1[Web]）。

③授業期間の適切な設定

本学では、大学設置基準および「新潟産業大学学則」第8条～第10条に基づき、授業期間、学期および休業日を定めている（資料1-1-2[Web]）。授業期間は4月1日～翌3月31日（ただし秋学期入学生は10月1日～翌年9月30日）、春学期、秋学期はそれぞれ4月1日～9月30日、10月1日～翌年3月31日である。授業期間は大学設置基準に基づき、各学期が基本的に15週となる適切な授業期間を確保している。また学則では夏季休業日、冬季休業日、春季休業日も

定められている。(この他、学長判断による臨時休業日の規程がある。臨時休業日は例えば積雪の影響による休業等の場合に適用される。またその代替措置として、基本的に補講を実施する。)

④単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度は、大学設置基準および「新潟産業大学学則」第12条に基づいて、「講義」および「演習」は毎週1時間15週の講義をもって1単位とし、「実習」および「実技」の授業は毎週2時間15週をもって1単位とする、と定めている(資料1-1-2[Web])。またシラバスにおいて適切な単位認定のための予習・復習の時間も明記している。

⑤個々の授業科目の内容及び方法

本学では、学部、大学院ともにシラバスを大学ウェブサイト公開し(資料4-3-1[Web])、それに基づいて授業を展開している。授業の内容および方法が適切かどうかを検証するために、次のような取り組みが実施されている。まず、教務委員長・ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)委員長によるシラバス原稿のチェックが行われている。不十分なシラバスは該当教員と協議して修正される。

次に、学生による「授業アンケート」が行われている。否定的評価が概ね3分の1以上になる場合(または当該授業の総合評価が低い場合)には、該当教員は「授業改善計画書」を提出しなければならない。なお2023(令和5)年度には、FD活動の一環として、アンケート内容の大幅見直しが行われている。

この他、教員による授業の相互見学が行われており、見学後には「見学レポート」を提出し、それを基に「意見交換会」が開催されている。これらの取り組みによって、授業内容および方法の適切性が確保されている。

⑥授業科目の位置づけ(必修、選択等)

本学では授業科目に対し、「必修科目」「選択科目」あるいは「選択必修科目」等の区分を設け、それぞれの科目の位置づけを明示している。

また学生には「履修モデル」が示されており、それぞれの科目の位置付けが体系的に把握できるようになっている。2017(平成29)年度からはこの「履修モデル」がツリー化されており、さらに視覚的な把握が可能となった。加えて、2020(令和2)年度において「カリキュラム・マップ」を作成し、各科目について科目区分ごとに、DPとの関連性の可視化を図った。この他、科目ナンバリングは、2015(平成27)年度から導入している。科目の位置づけを示すことで、科目の体系的な順序や、学習段階、その構成が理解できるようになっている。

⑦各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、CPに基づき、以下のように経済学部・経済学研究科・通信教育課程のそれぞれに相応しい体系立てた教育内容を提供している。

【経済学部】

経済学部では、大分類として「基本教育科目」と「専門教育科目」の区分を設けている。

(a) 基本教育科目

このうち「基本教育科目」は、「基礎科目」と「教養科目」に区分されている。「基礎科目」の中に「学修力養成科目」「思考力養成科目」「人間力と社会力養成科目」が配置され、「教養科目」の中には「表現力養成科目」「人間理解科目」「社会理解科目」「国際理解科目」が配置されている。このため、「学修の基礎」と「幅広い教養」を身につけるための科目群からなる体系が整備されている。

(b) 専門教育科目

「専門教育科目」は、経済経営学科・文化経済学科それぞれについて、高度な専門知識や技能の修得を目指した科目群が配置されている。また学年別にみると、1年次は基礎を身につけることを主眼に置き、2年次では本格的な専門科目の履修が始まり、3・4年次には社会で活躍するための応用力も視野に入れた科目群の選択が可能となっている（資料 1-2-1[Web] p. 30～31、p. 46～47）。

経済経営学科の専門教育科目は、「経済学系科目」「経営学系科目」「関連科目」で編成し、3年次以降は「経済分析・経済予測」「地域振興政策」「企業経営」「企業会計」の4分野の履修モデルを設定している。

文化経済学科の専門教育科目は、「文化経済学系科目」を中心に、「経済学経営学系科目」「日本・国際文化理解科目」「関連科目」で編成し、3年次以降は「創造的文化ビジネス」「観光ビジネス」「アグリ・フードビジネス」「まちづくり・地方行政」の4分野の履修モデルを設定している。

(c) 新たな専門教育科目「地域理解ゼミナール」

さらに本学では「地域社会や企業を主体的に力強く支える人材」の育成に向けて、2019（令和元）年度からは新たに「専門教育科目」の1・2年次配当の必修科目である「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」を開設した。「地域理解ゼミナール」では、地域おこしのための6分野として「地域経済政策分野」「地域企業経営分野」「地域観光・スポーツ分野」「地域農業・6次産業分野」「地域文化分野」「コミュニティ・まちづくり分野」でフィールドワークを積極的に取り入れた授業を展開し、1年次は経済経営学科、文化経済学科いずれの学生も共通でこれらの6分野をまんべんなく学ぶ。2年次では春学期、秋学期で興味関心のある1分野を選択（1年間で2分野を選択）し、2学科合同で編成された少人数のグループで一つのテーマに取り組む。こうした1・2年次の学びの上に積みあがる形で、3・4年次の「ゼミナール」には新たに「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」としての性格が付与され、各分野での学問の専門性を深めるとともに、実際の地域課題の解決に向けた活動や調査研究といった実践的な学びが精力的に行われている。

【経済学研究科】

経済学研究科では、「経済」「社会情報分析」「マネジメント」の各領域において、高い専門性と幅広い視野の獲得を目指した科目群が配置されている。また、大学院生それぞれの研究課題に応じた、ゼミ形式の「演習」科目を設置している（資料 1-2-2、資料 4-3-2[Web]）。この「演習」では、担当指導教員（主査）と副担当指導教員（副査）の2人体制による指導が行われ、大学院生それぞれの問題意識に沿った、きめ細かな指導が行われている。

【通信教育課程】

通信教育課程の「専門教育科目」は「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「関連科目」で編成し、4年間の学習期間を通した体系的な教育課程となっている。

今後は入学者数の増加を主な目的として、抜本的なカリキュラム再編成が行われる予定である。現在、2025（令和7）年度からの実施を目指して検討が行われている。

⑧初年次教育、高大接続への配慮（【学士】のみ）

(a) 初年次教育 — 「学習力養成」教育と基礎ゼミナール—

本学では、入学当初から無理なく大学教育に移行できるように「学習力養成」教育がなされている。まず「基本教育科目」として「基礎科目」群が設置されており、大学が求めるレベルまで学力を引き上げるための科目を用意している。例えば「生活数学」は経済学に不可欠な数学の修得を目的とし、また「英語表現」「パソコン演習」では英語力やITスキルの向上を目的とした授業が展開されている。

次に1年次の必修科目である「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」は、これまでも学生同士が親睦を深め、教員との信頼関係を構築し、スムーズに大学生活に入っていくために不可欠な授業であったが、2022（令和4）年度には抜本的な初年次教育改革を行い、担当メンバーによる周到的討議・検討の結果、以下のシラバス（抜粋）に集約されるような新しい位置づけの科目として2023（令和5）年度からスタートすることになった。

<基礎ゼミナールⅠ>

◎講義概要：

基礎ゼミナールは、本学の教育目標である「自ら学び、自ら考え、自ら行動する自立（自律）した人」へ向けた第一歩となる科目です。基礎ゼミナールⅠ（春学期）では、大学4年間での学びに必要な基礎知識を習得するとともに、地域課題の学習やディスカッションを通して、将来社会で必要とされるコミュニケーション能力や自分の考えをまとめ人に伝える力を養います。

◎到達目標：

1. 人間力を磨く環境のなかでコミュニケーション能力や良好な人間関係を形成できる。
2. 現代の社会課題や時事問題にITスキルを活用し触れながら、自分の考えをまとめ人に伝えることができる。
3. 今の社会についてグループでディスカッションをして結論を出せる。

<基礎ゼミナールⅡ>

◎講義概要：

基礎ゼミナールⅡ（秋学期）では、春学期の学びを発展させ、グループごとに実際に学園祭で出店することを通して、企画立案、企画の実行、グループ内での意見の調整などの課題解決に取り組みながら、人間力、社会力の養成を目指します。また、学期後半では、現代

の社会課題や時事問題に触れながら、大学での学び、研究を進める上で必要なレポートや論文執筆の作法も学びます。

◎到達目標：

1. 学生同士で協働して、イベントを企画・開催し、その実践した経験を通して、自ら学び、考え、行動する力をつける。
2. アカデミック・ライティングの基礎を学び、大学生としての文章作成ができる。

まず「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」では、上記シラバス（抜粋）に示された目標を達成するために、様々なプログラムが用意されている。「授業中のグループ・ディスカッション」の機会もさることながら、「学園祭におけるクラスごとの模擬店の企画・出店（経営学・会計学等）」、さらには「学年全体でのイベントの企画・開催」などの取り組みが行われる。学生はこのような機会を通じて経験と知恵を蓄積しながら、大学生として過ごすための知識や友人関係など、大学生活を送る上での基盤を獲得していく。以上のように、基礎ゼミナールは大学生活のベースと、今後の成長のきっかけを提供する科目であり、本学の初年次教育のみならず、全体としての教育の方向性を特徴づける科目でもある。

また、以前から基礎ゼミナールはクラス担任制であり、高校のホームルームに近い役割を果たしていたが、改革後はさらに重層的なサポート体制が敷かれ、クラス担任だけでなく、SA（Student Assistant）およびCLA（Campus Life Adviser）の三者の連携によって授業が運営される。これにより、学生の一人ひとりと向き合いながら、それぞれの学生が無理なく大学生活に入れるようにサポートできる体制が整えられる。また毎週の基礎ゼミナールの後では、これら三者による振りかえりの機会と情報交換の機会が設けられる。このように厚いサポート体制を敷くことで、教職員が矜持すべき指針（モットー）の一つである「学生ファースト」の姿勢で「心理的安全性」を確保した運営が企図される。また、本学院において「教職協働による大学運営の先駆け」としての意味を持つことになったのは、大いなる副産物と評価できる。

(b) 高大連携

高大連携については、これまでも様々な試みがなされてきたが、2023（令和5）年度からは、新潟産業大学附属高校も含めた全教職員が参加する研修・交流会が開催されており、活動の本格化が進んでいる。研修会では同一グループとしての理念浸透、および法人としての魅力化を主なテーマとして、意見交換を行っている。このような活動を通じて、高大の連携がさらに深まり、今後のさらなる連携活動の基盤形成が期待されている。

現時点での連携活動の例としては、例えば高校生と大学生が合同で行うボランティア活動として、柏崎の海岸を清掃する「海岸清掃活動」や、大学教員が高校に出張して講義を行う「出張講義」など、様々な活動が行われている。今後はSAが高校に赴き、メンターとして探究学習授業の助言を行う、という活動も予定されている。これらの活動が高大の連携をさらに深め、全体的な魅力化に繋がることが期待されている。

この他、授業やゼミ単位の活動として市内の高校と連携する動きもある。例えばまちづく

りをテーマとするゼミでは、市内業者と連携して開発した「あんこジャム」のPR動画を作成し、高校生とともにPRするといった活動を行っており、授業単位でもユニークな連携活動が行われている。

⑨教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】のみ）

2020（令和2）年度からのカリキュラム改革において、本学ではDPを反映したCPにすべく、科目区分を「基本教育科目」と「専門教育科目」に大別した。学年を経るに従い「基本教育科目」から「専門教育科目」へ重点が移動する流れになっている。

全体的にみると「基本教育科目」は幅広く深い教養、主体的な判断力、豊かな人間性の獲得を主な目的とした科目群が中心である。これに加えて、基礎学力の再構築、語学力の向上、キャリア教育への導入等を目的とした科目群が配置されている。

「専門教育科目」は、1年次の基礎的な専門科目から始まり、学年進行に応じてさらに高度な専門科目へと進んでいくという、順次性に配慮した科目配置が採られている。また3年次からは、経済経営学科、文化経済学科それぞれに設置された、より専門的な4つの分野へと進み、進路イメージを無理なく形成できるように配慮されている。

なお「専門教育科目」については、2023（令和5）年度にカリキュラム改正により、「専門基礎科目」に始まり、段階的に「専門基幹科目」「専門展開科目」の順に科目を開設するという体系化が実現できた。

⑩実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置

(a) 実践的・応用的能力の育成

社会人としての実践的・応用的な能力の養成を主眼とする科目としては、例えば「パソコン演習Ⅰ～Ⅳ」「簿記Ⅰ～Ⅳ」のほか、各種資格（語学・学芸員等）にも対応できる一連の科目群が用意されている。また1・2年次の「地域理解ゼミナール」、3・4年次の「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」では、学外見学、現場研修、学部内外での発表、卒業研究などを通じて、学生が実践しながら主体的に学び、応用力を身に付ける授業が、学科を問わず展開されている。2023（令和5）年度からは、星槎大学と提携して教職課程が開設されている。オンライン受講ができることが一つの特徴であり、取得可能な教員免許状は、中学校（社会）、高校（地理歴史・公民）、中学校・高校（保健体育）となっている。

(b) 職業に関わる教育

職業に係る教育科目としては、1年次から履修するキャリア教育科目があり、具体的には3年次まで履修する「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」（Ⅰ・Ⅱは全学生が履修）を中心として、「キャリアデザイン演習Ⅰ～Ⅲ」「インターンシップ」等の授業が配置されている。これらの科目によってキャリア形成への意識を高め、職業倫理の醸成を促している（資料1-2-1[Web]、資料4-3-3[Web]）。さらに就職支援を目的とした就職ガイダンスや、就職セミナー、公務員講座等が、年間を通して開催されており、専門的な職業や業界を取り巻く状況を見渡した上で、実際の就職活動を支援する体制が整えられている。

(c) 県内就職・定住を促す取り組み

本学では柏崎・新潟地域に対する理解を深め、ひいては県内での就職・定住を促す取り組みが行われており、例えば「地域振興論」「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」等の科目では、新潟県の補助事業である「新潟の産業・企業を知る講座」の一環として、県内企業による企業説明会や、県内企業・自治体等の見学およびフィールドワーク、県内企業を中心に招聘した外部講師による講演などが盛んに行われている。

経済学研究科においては、講義や演習における各種課題や教員との直接対話、質疑応答、プレゼンテーションによって、問題の所在を明らかにし、課題の解決策を自力で見出す能力を養う取り組みが行われている。

⑩コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】のみ）

大学院経済学研究科のカリキュラムは、講義科目を3つの領域「経済領域」「社会情報分析領域」「マネジメント領域」で編成し、それぞれの領域について必要な科目を配置している。大学院生は上記講義科目を自らの研究テーマを考慮しながら選択し学習を進めていく。そして修士論文執筆の指導に関しては、1・2年次必修の「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」において指導教員により実施することで、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行なっている（資料1-2-2）。

⑪教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では2019（令和元）年に「自己点検・評価に関する規程」および「内部質保証に関する方針」を改正し、学長のリーダーシップのもと、大学全体の内部質保証の責任を、学副等会議が負うことを明記した（資料 2-2-1）。その指針のもとに、経済学部教授会、経済学研究科委員会、その他の組織の会議が「質保証会議」として、内部質保証を恒常的、組織的に推進するとともに、学副等会議に報告する役割を担っている。

具体例としては学副等会議のリーダーシップのもと行われた「カリキュラムマップ」の作成や、2023（令和5）年3月に掲げられた「コンピテンシー・ゴール」の策定が挙げられる。また2025（令和7）年度から実施予定の新カリキュラムの検討も学副等会議の方針に基づいている。このうち新カリキュラムについては、学長・副学長の指示のもと、教授会、学科会議、さらには各種の委員会を通じて、全学的に検討が行われている。

(2) 学生の社会的及び職業的自立を促すために必要な能力を育成する教育の適切な実施

既に【点検・評価項目 4-3】(1) で述べたとおり、本学では社会的・職業的自立に必要な能力を育成する科目群を、「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」を中心に展開し実施している。

また2023（令和5）年度からは、星槎大学と提携して教職課程が開設されている。

「基本教育科目」における「基礎科目」内に置かれた「学習力養成科目」も、基礎学力の向上を目指すという点では同じカテゴリーと見なせる。

この他の取り組みとしては、学生の自己評価を基に、ゼミナールの担当教員による個別面談が毎年実施されている（1・2年次は「基礎ゼミナール」の担当教員およびC L Aである担当事務職員の協働実施）。その主な目的はキャリア形成と就職への意識付けである。面談結果はポートフォリオとして1年次から4年次まで引き継がれ、各担当教員による指導に

活用される。特に3・4年次のポートフォリオは「キャリアポートフォリオ」として、就職支援の指導にも活用されている。

【点検・評価項目 4-4】

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点	
1	<p>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・適切な履修指導の実施 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】のみ） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】のみ） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

【経済学部及び経済学研究科】

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

本学では、学生の予習・復習の時間およびその内容が、シラバスに明記され、また実施されている（資料4-3-1[Web]）。さらに指導教員が学習状況を把握し、学生に対するフィードバックを行っている。これらの取り組みによって、単位の実質化が図られている。以上に加え、本学では1学期で最大27単位、年間で最大49単位の履修上限を設けており（資料4-4-1[Web]）、単位の実質化のための適切な上限ないしは枠組みを設けている。

この他の取り組みとして、2015（平成27）年度からはGPA制度を導入している。GPA制度は、学生の学修状況を確認するために利用されるだけでなく、学生が自分自身で学習効果を把握し、主体的に勉学に取り組む意欲を喚起することも目的にしている（資料4-4-2[Web]）。

②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

本学のシラバスはウェブサイトにおいて公開されている。(資料4-3-1[Web]、4-3-2[Web])。シラバス執筆の際には、学部・大学院を問わず、教員に記載例を示し、内容・項目について教員間の著しい精粗が生じないように配慮している。またシラバスの公開前には、教務委員長及びFD委員長によるシラバス原稿のチェックが行われ、不十分なシラバスがあれば、該当教員と協議して修正が行われる。

シラバスの適切な実施を保証・確認する手段として、例えばFD委員会による教員の「相互授業見学」、および学生による「授業評価アンケート」が行われている(詳細は【点検・評価項目 4-3】の「個々の授業科目の内容及び方法」で述べた通りである)。またその結果は教員にもフィードバックされる。この他、シラバスについては科目ナンバリング制度を導入し、科目の位置づけを体系化・可視化しており、このナンバリングは「履修の手引き」などを通じて、学生にも示されている(資料1-2-1[Web] p.36～39、p.52～55)。

③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学は「地域に学び、地域をおこす」地域実践教育プログラムによって、柏崎市や新潟県内でのフィールドワークや課題解決学習といった、地域の企業や行政などと協働した実践的な学びを積極的に取り入れている。地域実践教育プログラムの中軸をなしている1・2年次の「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」では、1年次から地元企業や公共施設などの見学や、農業体験などのフィールドワークを積極的に取り入れている。さらに3・4年次の「ゼミナール(地域活性ゼミナール)Ⅰ～Ⅳ」では、各専門分野の学びの深化や卒業論文作成と並行して、「まちかど研究室プロジェクト」としての中心市街地の活性化のための企画運営や、地域通貨の流通実験、地元金融機関や観光協会と連携した商品開発やPR活動、観光商品の提案など、実際の地域課題の解決に直結した取り組みが精力的に実施されている。このように地域実践教育プログラムでは、地域と連携しなければ得られない、かつ学生自身が主体的に取り組まないと成果を挙げられない学びの機会を提供しており、これらは学生の主体的参加を促すとともに、本学の教育を特徴付けるプログラムとなっている。

他にも学生の主体的参加を促す取り組みは、様々な授業で実践されている。例えば「地域振興論」は、新潟県支援モデル事業「新潟の産業・企業を知る講座」として開講しており、ゲストスピーカー講義とフィールドワークをメインとして授業展開している。「ビジネス演習」では、受講生が「創業計画書」を作成し、学外の専門家から評価、アドバイスを受ける機会を設けている。「マーケティング論」では、柏崎市内の飲食店に協力を募って、店舗のCM動画とチラシを制作してコンテストを開催している。これらの授業では、グループワークによって学生同士が意見を出し合い、課題を解決するための提案を行う授業もあれば、学生それぞれが問題解決型の課題に取り組むことで、主体的な解決を引き出す、という授業もあり、多様な形態で学生の主体性を引き出す工夫を凝らしている。

また、「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」の取り組みについては、すでに【点検・評価項目4-3】の「初年次教育、高大接続への配慮」において記述した通りである。学年を通じた取り組みとして、「地域理解ゼミナールⅢ・Ⅳ」においては、各ゼミナールのグループ毎に協力して調査研究や動画制作の形で学習成果の合同発表会を実施している。一方、「基礎ゼミナールⅢ・Ⅳ」では、学生個人個人の関心に基づいてパワーポイント資料を作成し、年度末に「合同発表会」が開催されており、個人による学びの深化、やり抜く力の伸長につながっている。

さらには個人の卒業論文・修士論文作成に加えて、柏崎商工会議所主催「柏崎に関する研

究発表会」や新潟地域連携コミュニティ「地域活動・学生発表交流会」といった、学外での成果発表の場も積極的に活用している。

④適切な履修指導の実施

本学では、学部・大学院ともに、年度の開始時に学務課による履修ガイダンスが行われる。また、その内容はメールや文書・掲示板を通じて周知される。さらには各学期の開始時に、学部の「基礎ゼミナール」や「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」担当教員、大学院の指導教員による履修指導が行われ、学生が適切に履修できるような指導、およびアドバイスが行われている。また履修上のミスを防ぐために履修登録エラー修正期間が設けられており、さらには履修した科目が合わない等の場合に備えて「履修中止制度」（資料4-4-1[Web]）が設けられている。これらの制度により、学生が適切に履修できる環境が整えられている。また履修上の問題が発生した場合や、そのことが予測される場合には、必要に応じて教職員が、本人および保護者との連絡や面談を行っている。

⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】のみ）

1授業あたりの学生数は、個々の授業の形態や、学生の学修状況に配慮した上で、調整を行い決定している。例えば必修科目など履修希望者が多くなる科目では、履修者の分割、あるいは座席指定を行うなどして、受講者数を調整している。またゼミナールや語学系の科目、スポーツなど実習系の科目では、講座数と受講者数の双方に配慮しながら、比較的少人数（例えばゼミナールであれば10～15人程度）で授業が実施できるよう、調整が行われている。

⑥研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】のみ）

研究指導計画については「大学院ガイドブック」（資料1-2-2 p.12）に、「学位論文（修士論文）作成までの工程表」を掲載し、ここに、（Ⅰ）学位論文中間計画書の提出期限、（Ⅱ）学位論文中間報告会日時、（Ⅲ）学位論文提出期限を明示し、これに基づいて担当教員が指導している。

⑦各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

既に【点検・評価項目4-3】で述べた通り、本学では「全学自己点検・評価委員会」および学部・大学院・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施している。これらの委員会および部会による点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体である。また、評価後は改善状況の点検を行ない、教育研究及び社会貢献に関わる諸活動の質の向上に結びつけている。

2020（令和2）年度春学期の授業については、学部教育の更なる発展に向けた「多様な学び」の一つの機会として前向きに捉え、インターネットを利用したオンライン授業を実施した。本学オンライン授業は、通常の時間割通りに行い、授業配信方法も教員の生配信「ライブ授業」方式で、グループワークも実施するなど、通常と近い授業形態となるよう努めた。

このオンライン授業の実施にあたり教育の質の維持・向上の観点から、Zoom操作説明会、授業方法等の検討会を行い、またオンライン授業の「授業評価アンケート」、授業相互見学をもとにオンライン授業に関しての「意見交換会」などを実施し、その内容を踏まえてオン

ライン授業の改善、向上に向けて取り組んでおり適切である。

2020（令和2）年度秋学期からは通常の対面での授業に復帰したが、引き続き COVID-19 に留意し、消毒や換気の徹底、教室配置の再検討、医務室によるバックアップ体制の整備などに取り組みながら、受講者に十分配慮した授業を展開した結果、授業は大過なく運営された。そしてオンライン・対面を問わず、今回の経験は教育機関としての感染症対応能力を向上させ、さらにオンラインでの授業の経験は、本学が進める通信・対面ハイブリッド型の教育に係る、大学組織並びに教員個々のスキルと知識・能力の向上をもたらした。

【通信教育課程】

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

2021（令和3）年4月開設の通信教育課程では、単位の実質化を図るための措置として、通学課程と同様に、CAP制度（本課程においては履修単位数上限：年間40単位、半期23単位）を導入し、適切な履修登録科目数選択による教育効果の向上を見込んでいる。授業動画については、1コンテンツあたり10分から15分の長さに収め、受講者が集中して授業に臨めるよう配慮している。（1時限当たりのコンテンツ本数は授業により異なる。）

さらに、通信教育課程での学びを選択した学生の、多岐に渡る修学背景（社会人入学、学び直し、生涯学習、身体的ハンディキャップ、心因的要素）を考慮し、それぞれの事情に応じた状況を確認して適切な履修指導を行う有効的な指標として、GPAを活用している。

通信教育課程で学ぶ学生に対しては、オンラインガイドブックにカリキュラム表を掲載し、新入生ガイダンス等において本欄を参照して課程の概要を把握するよう案内している。授業科目のシラバスは、学生ポータルサイトに掲載し閲覧可能である。

②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

シラバス執筆はコンテンツ設計と並行して行われ、通信教育部長が委嘱した経験豊富なコンテンツアドバイザー立会いのもと、シラバスとコンテンツの内容について齟齬の無いよう逐一確認を行っている。その際、学生に周知すべき必要項目が抜けなく記載されていることを確認している。また、記載例を示して内容のボリュームや表現等について教員間の著しい精粗が生じないよう配慮している。

シラバスは、授業コンテンツの受講を管理するLMS（Learning Management System）からリンクを介して容易に参照可能となるため、科目の内容と配当、関連性等について一元的に理解を深めたいうで履修することができる。

オンデマンド方式による授業配信を行うにあたり、開講前年度に予めコンテンツの作成を行っている。このことは、対面式の授業展開に比べてシラバスとの整合性の確認が明確であり、授業担当者にとっても、シラバス記載内容を適切かつ効果的に教授する手法を再構築できる利点がある。具体的には、担当教員はコンテンツ制作の初動にあたり以下の3点を作成し、収録に臨んでいる。

(a) ガイダンスページ設計書（資料4-4-3）

学生への説明を想定して作成し、シラバス記載内容を具体的な授業コンテンツに落とし込む過程を整理する。

(b) 全体構想ワークシート（資料4-4-4）

シラバスに則り科目の狙いを設定し、インプットとアウトプットについてA R C S（Attention・Relevance・Confidence・Satisfaction）モデルおよび本学の理念に沿った工夫の余地を考え、授業構成に反映させる。

(c) 個別設計ワークシート（資料4-4-4）

全体構想ワークシートを基に、講義回あるいは複数講義回にわたるブロックごとに、テーマの骨子や設計上の工夫、発展学習の内容等について、シラバス記載内容と整合を取りながら再構築する。なお、シラバスの内容の適切性については、本課程が完成年度に到達していないことから、設置認可申請書に記載したシラバス内容を遵守することにより担保されるものであると考える。

③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す取り組みについては、本課程はフルオンライン・オンデマンド形式による、概して受動的な授業形態が主になることから、対面式授業とは異なるアプローチが必要となると考えている。

収録済みの授業コンテンツを、受講者が各々自由な時間帯で受講するスタイルの中で、如何に授業運営に鮮度を持たせ、学生の主体的授業参加を促すことができるかが本課程における重要な課題であると捉え、以下の取り組みを行っている。

(a) 全ての授業に、教育分野で豊富な経験を持つ指導補助者（T A）を配置し、受講状況の把握、質問への一次回答、講義内容の理解支援等の業務を行い、授業運営を円滑に進める。

(b) オンライン（メール等）による問い合わせについては、原則として24時間（土・日・祝除く）以内に一次回答を行い、学生の授業参加に対する興味が損なわれないよう配慮する。

(c) LMSの機能に基づく授業理解の取り組みに加えて、ZoomやSlack等のオンラインツールを活用した、担当教員によるリアルタイムオンライン授業解説、教員との直接交流の場であるゲストトークの開催、問題解決に向け学生たちのオンラインでの横の繋がりを支援するチャンネル設置等を行い、SNSに慣れ親しんだ世代に訴求するという観点から学生の主体的参加を促す方策を検討し試行する。

④適切な履修指導の実施

適切な履修指導を行うにあたり、年次はじめに履修ガイダンスを実施し、履修のポイント、履修モデルの提示、現在の修学環境や将来的な志向を視野に入れた履修方法をまとめた資料を配付して、履修登録を通じて本課程での学びに対する理解を深めることができるよう配慮している（資料4-4-5、資料4-4-6）。

⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】のみ）

受講学生数に関わらず、良質な授業コンテンツをオンライン・オンデマンドで配信することにより、距離的負担や時間的制約に捉われず均質に教育効果を得られることが、通信教育の利点である。

ただし、3・4年次に配当される専門演習Ⅰ・Ⅱについては、演習形式の授業形態であることから、設置計画記載のとおり1授業あたり受講者上限38人を設定している。

本課程は、対面を要しないフルオンライン・フルオンデマンドによる教育である。本課程を計画どおり効果的に運用することが、そのままCOVID-19への対応・対策に直結するものと考えている。

【点検・評価項目4-5】

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点	
1	成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・ 既修得単位等の適切な認定 ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・ 卒業・修了要件の明示 ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
2	学位授与を適切に行うための措置 ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示と公表 ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・ 適切な学位授与 ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

【経済学部及び経済学研究科】

①単位制度の趣旨に基づく単位認定

大学設置基準において、1単位の授業科目は45時間の学修（授業時間外の学習を含む）を必要とすることが定められている。本学ではこれに基づき、「新潟産業大学学則」（資料 1-1-2[Web] 第11条12条）において、単位の算定基準を定め、授業形態に応じた単位数を定めている。これらは「履修の手引き」（資料1-2-1[Web]）にて学生向けに周知されている。また時間外学習（予習・復習）も含めた学習時間を定め、シラバスに明記している。単位認定については、「新潟産業大学学則」（資料 1-1-2[Web] 第17条、第18条）を基本方針として、シラバスの成績評価方法に基づき、単位認定を行っている。以上のように、本学では単位制度の趣旨に基づいて単位を認定している。

経済学研究科においては、「大学院ガイドブック」（資料1-2-2）において、「新潟産業大学大学院学則」が示されており、その中で、単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位等の適切な認定、既修得単位等の適切な認定などについて明示している。また、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置としては、GPA制度を導入している。

②既修得単位等の適切な認定

既修得単位の認定に関しては、まず転入学については、「新潟産業大学学則」（資料1-1-2[Web] 第35条）及び「新潟産業大学転入学制度運用規程」（資料4-5-1 第8条）に則り、経済学部教授会が審議して認定を行うものと定められている。次に編入学の既修得単位の認定については、「新潟産業大学編入学制度運用規程」（資料4-5-2 第8条）及び「新潟産業大学編入学に伴う既修得単位の取り扱いに関する内規」（資料4-5-3）に則り、経済学部教授会が審議して認定を行う（資料1-1-2[Web] 第36条）。経済学研究科においては、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の審議を経て、10単位を超えない範囲で既修得単位が認定される（資料1-1-5[Web] 第16条）。

③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価については、シラバスに評価基準と評価方法、ならびに評価の割合（例：平常点（50%）、定期試験（50%）等）を明記しており、担当教員はこれらに基づき評価を行う。シラバスはウェブサイトにて公開されており、学生のみならず教員にも情報が共有されている。またシラバスは学内のポータルサイトからも閲覧可能である。

さらに各授業の成績評価の結果（特にS, A, B, C等の評価の割合）は、教務委員会等で検討の対象とされている。結果に問題があれば、学部教授会でも審議が行われる。このような取り組みによって、成績評価の客観性・厳格性が確保されている。

この他、成績評価の結果に対して、学生が疑義照会を行う制度も整備されている（資料4-4-2[Web]）。

④卒業・修了要件の明示

学部の卒業要件は、「新潟産業大学学則」に明示されている（資料1-1-2[Web] 第19条）。また、大学院経済学研究科の修了要件は、「新潟産業大学大学院学則」に明示されている（資料1-1-5[Web] 第20条）。これらの卒業要件、修了要件は、経済学部の「履修の手引き」（資料1-2-1[Web] p.20～25）、大学院の「大学院ガイドブック」（資料1-2-2 p.9）にも記載され、学生に周知されている。また、ウェブサイトにも掲載されている（資料4-5-4 [Web]）。

⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定に関わる全学を通じての基本方針は、「新潟産業大学学則」第17条、18条に定められている。またDPにおいても、単位認定に関する全学的な方針が示されている。さらに単位認定に関する詳細は「履修の手引き」「大学院ガイドブック」にて記載され、各科目の詳細についてはシラバスに示されている。

本学では「全学自己点検・評価委員会」および学部・大学院・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施している。これらの委員会および部会に

よる点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体であり、当然に上述の「成績評価及び単位認定に関わる全学的なルール」が含まれる。

【通信教育課程】

単位制度の趣旨に基づく単位認定の方法について、通信教育課程では通学課程に準じて定めている。

①単位制度の趣旨に基づく単位認定

1 科目 1 時限当たりの授業は、45～60 分程度の授業動画の視聴と、内容に関連して出題される小テストや課題への解答・提出等の時間と合わせて 90 分の目安となるよう構成されている。

授業動画は、講義系の科目は 10 分のコンテンツが 6 本、視聴以外の課題設定をより多く想定する演習系の科目は 15 分のコンテンツが 3～4 本で制作することを基本にしており、授業の性格によって講義パターンを類型化し効果的な教育を実践できるよう心がけている。

また、オンラインガイドブックにおいて、単位の考え方と算定基準、授業科目の授業形態と単位数を明示している。また、当該授業による教育効果、授業時間外で行う予習復習の事前事後学習時間を記載したシラバスも作成し公開している（資料 4-5-5[Web]、資料 4-5-6[Web]、資料 4-5-7[Web]）。

単位制度の趣旨を踏まえ、成績評価は各授業のシラバスに記載した成績評価方法・基準に基づいて行われている。

②既修得単位等の適切な認定

入学前の既修得単位の認定については、本課程の性格上、編入学・転入学・転籍等を視野に入れた多様なニーズに柔軟に対応する必要性を考慮しつつ、教育上有益性が認められる場合には、「新潟産業大学通信教育部規程」（資料 1-1-4[Web]）および「新潟産業大学編入学に伴う既修得単位の取扱いに関する内規」（資料 4-5-3）に基づき適切に認定を行う。

③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

通信教育課程における各授業科目の成績評価方法については、客観性・厳格性の担保のために、シラバスに評価方法と評価基準を記載し、これに基づき授業担当教員は評価を行うことを原則としている。また、成績評価の結果に対する学生の申し立てを受け付ける疑義照会制度も整備している。

④卒業・修了要件の明示

通信教育課程の卒業要件は、「新潟産業大学通信教育部規程」（資料 1-1-4[Web] 第 22 条）に規定されており、学生等に対してはオンラインガイドブックにおいて明示している（資料 4-5-5[Web]）。

⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等

の関わりについては、同一の学科である通学課程に準拠する。

学長のリーダーシップのもとに学副等会議が大学全体の内部質保証の責任を担うという指針のもと、通信教育課程においては通信教育課程会議が「質保証会議」として、内部質保証を恒常的、組織的に推進するとともに、その適切性について学副等会議に報告する役割を担っている。

(2) 学位授与を適切に行うための措置

【経済学部及び経済学研究科】

①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示と公表

経済学研究科において、学位論文審査を実施しており、その審査基準はつぎのとおり定めている。

- (a) 代表的な先行研究を十分に消化していること。
- (b) 筋が通った論理的な記述になっていること。
- (c) 実証的な裏付けが十分にできていること。
- (d) 課題設定と結論が明確であること。

これら審査基準は「大学院ガイドブック」に明記し（資料 1-2-2 p. 15）、大学ウェブサイトにおいても公表している（資料 2-3-1[Web]）。

②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

経済学研究科では、審査する学位論文ごとに、研究科を担当する教授のうちから3人の者を審査委員として選出している（このうち主査が1人、副査が2人である）。なお、外部も含め、本大学院所属の教授以外も選出可能である。学位論文の審査が終了した後、最終試験が実施されるが、試験は学位論文を中心とした関連専門分野について、口述等の方法で実施される。

試験終了後、主査・副査による合否判定の所見をもとに、研究科委員会において学位認定の可否が決定される。以上の手続きにより、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性が保たれる（資料 4-5-8）。

③学位授与に係る責任体制及び手続の明示

学位授与に係る責任体制及び手続については、「新潟産業大学学則」（資料 1-1-2[Web] 第20条）、「新潟産業大学大学院学則」（資料 1-1-5[Web] 第21条）に基づき定められた「新潟産業大学学位規程」（資料 4-5-9）に明示されている。経済学部については詳細事項が「履修の手引き」（資料 1-2-1[Web]）に記載され、学生に周知されている。大学院については「大学院ガイドブック」における「4. 学位論文」に手続の詳細が示されている（資料 1-2-2 p. 12～15）。学位授与にあたり、経済学部教授会の卒業判定会議と、経済学研究科委員会の審査という責任体制が整えられている。

④適切な学位授与

上述の「新潟産業大学学則」（資料 1-1-2[Web] 第20条）、「新潟産業大学大学院学則」（資

料 1-1-5[Web] 第 21 条)、および「新潟産業大学学位規程」(資料 4-5-9) にて定められた手続に従って、客観性・厳格性の確保に留意した上で、学位が授与されている。

大学院での学位授与については既に述べた通りである(先述の項目「②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置」を参照)。

⑤学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に関わる全学的な基本方針は、「新潟産業大学学則」第 19 条、20 条に定められている。学位授与に関する全学的な方針を具体的に示しているのが DP である。さらに単位認定の詳細は「履修の手引き」および「大学院ガイドブック」に記載され、また科目毎の詳細はシラバスにて示されている。

本学では「全学自己点検・評価委員会」および学部・大学院・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施している。これらの委員会および部会による点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体であり、当然に上述の「学位授与に関わる全学的なルール」が含まれる。

【通信教育課程】

学位授与に係る責任体制及び手続の明示および適切な学位授与の措置については、同一の学科である通学課程に準じる。

【点検・評価項目 4-6】

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点	
1	各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 (特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)
2	学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取
3	学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

【経済学部及び経済学研究科】

本学では、DP を基本方針として、各学位課程のカリキュラムが展開されており、個々の授業において、シラバスの評価基準に基づいた学習効果の測定が行われている(各種テスト、定期試験、成果物の発表など)。大学全体としては、GPA 制度が学習成果を測るための標準化された指標として機能している。2021 (令和 3) 年度の秋学期からは、外部アセスメン

ト・テストである GPS-Academic が導入され、教育目標の質的な達成度を測る指標として活用されている。特に「問題解決力」の伸長を可視化する手段として活用されている。

＜学習成果の測定方法例＞

1. アセスメント・テスト
2. 学習成果の測定を目的とした学生調査
3. ルーブリックを活用した測定
4. 卒業生、就職先への意見聴取

大学院では、学位論文審査における審査基準が明示されている。この審査基準は、学習成果の到達目標としても機能している。さらに大学院生による中間報告会では、大学院の全担当教員が、院生それぞれの研究内容や進捗状況を確認し、見解やアドバイスを伝えることができ、これによって大学院生は自らの研究の進捗や問題点を把握できる。この点で、これら報告会は学習成果を測定する手段として機能している。

以上に加え、本学では専門的な職業との関連が強い資格、例えば経済学検定試験、経営学検定試験等の受験が奨励されている。試験の結果は、学習成果の測定指標としても活用されている。

【通信教育課程】

通信教育課程の3つのポリシーは、本学の教育理念に基づき課程の特性に応じて通学課程とは異なる方針が定められている。

学習成果を測定する指標の拠所であるDP、CP、APに則り、教育成果を可視化し教育改善を恒常的に実施することを目的に本課程FD委員会が中心となって評価指標を定めている。

(2) DPに明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

【経済学部及び経済学研究科】

本学では、学習成果を把握する方法として、次のような複数の取り組みを実施している。

学期ごとに「授業アンケート」を実施しており（資料4-6-1[Web]）、学習成果についての質問項目を設定しており、（あくまでも学生側からの評価ではあるが）学習成果を教員が把握できるようにしている。また、各々の授業においては、小テスト、定期試験、課題等が、各々の教員によって実施されており、これらは各科目のレベルにおいて、成果を測るための手段となっている。またこれらの手段は担当教員によって評価法が日々改善されている。なお先述のように、全体としての評価手段として、2015（平成27）年度からはGPA制度が導入され、2021（令和3）年度秋学期からはGPS-Academicが導入されており、全学的に統一された評価手段として機能している。

経済学研究科では、修士論文審査と最終試験によって学習成果が測定されている。なお大学院においても「授業アンケート」が行われており、学生視点での学習成果の評価が行われている（資料 4-6-2[学内ポータル]）。またアンケートの結果は研究科委員会で検討され、

成果の測定のために活用されている。

【通信教育課程】

D Pに則った指標設定に加えて、学生側の学びの取り組みや関与の度合いから導かれる学習成果の測定についても指標が必要であると捉えており、学習時間や学習意欲、学習への取り組み方などを包括した「学生エンゲージメント」の視点を踏まえた指標設定を採用し、学生満足度調査等を活用して学習成果の把握を行っている。

(3) 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

【経済学部及び経済学研究科】

学習成果の把握及び評価の取り組みについては、2017（平成 29）年度の「新潟産業大学自己点検・評価報告書」の段階で、新たな指標の開発の必要性が指摘されていた。それ以前から「授業評価アンケート」や「G P A制度」は導入されていたものの、教育目標の（質的な）達成度を測定する指標の開発は、課題として残されていた。この課題は2021（令和 3）年度の「新潟産業大学自己点検・評価報告書」においても引き継がれていたが、その解決策として、2021（令和 3）年度秋学期から GPS-Academic が導入された。以上のように、「学習成果の把握及び評価の取り組み」には、全学内部質保証推進組織が大きく関わっている。

本学では「全学自己点検・評価委員会」および各「点検評価部会」による、全学的な自己点検・評価が実施されている。これらの委員会および部会による点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体であり、当然に上述の「学習成果の把握及び評価の取り組み」も評価・検討対象に含まれてくる、といえる。

【通信教育課程】

本学では「全学自己点検・評価委員会」および各「点検評価部会」による、全学的な自己点検・評価が実施されている。通信教育課程に対する点検・評価は通信教育点検評価部会が担当し、上述の「学習成果の把握及び評価の取り組み」も評価・検討対象に含まれている。

また、通信教育課程の運営を司る通信教育課程会議の中には、全学内部質保証推進組織である学副等会議の職務にあたる副学長、経済学部長、通信教育部長がおり、加えて通学課程の各委員会役職者（教務委員長、入試委員長、就職委員長）が構成員となっていることから、「学習成果の把握及び評価の取り組み」については、検証基準を通学課程に照らして比較検討し明確に定義することが可能である。

今後、完成年度を迎え 4 学年が揃った際には、「学習成果の把握及び評価の取り組み」の適切性について検証を行い、通学課程の事例等を参考にして教育目標の（質的な）達成度を測定する指標の開発に着手する。

【点検・評価項目 4-7】

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

【経済学部及び経済学研究科】

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価に関しては「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価の項目）第4号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の【点検・評価項目2-5】において記述したとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、学部においては、経済学部点検評価部会が、通信教育課程においては通信教育点検評価部会が、経済学研究科においては、大学院点検評価部会が、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果は全学自己点検・評価委員会に報告される。全学自己点検・評価委員会は、各部会との間で、質問・回答の交換を行いながら総括した上で、問題点等の改善活動に結びつけている。

点検・評価の根拠資料としては、「授業アンケート」（資料4-6-1[Web]）「学生生活アンケート」（資料4-7-1[Web]）「GPA」（資料4-4-2[Web]）「単位取得状況」（資料4-7-2[Web]）「修業年限での卒業率」（資料4-7-3）「除籍・退学率」（資料4-7-3）「科目ごとの成績評価」等を適切に活用している。

学部では、各学科において現カリキュラムの教育課程及びその内容、方法の適切性について、点検・評価・見直しを行っている段階である。

【通信教育課程】

通信教育課程では、LMSの受講管理機能を活用し、15回全ての授業回において、それぞれ受講後に授業アンケートを実施し、「理解」「興味・意欲」「教授法の適切性」「満足」「学習時間」について受講者の意識調査を行っている。

また、各学期終了時には、本課程の全体的な満足度に関するアンケート調査を行っている。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

【経済学部及び経済学研究科】

教育課程及びその内容、方法について、点検・評価結果に基づいて以下のような改善・向上への取り組みを実施している。

「専門教育科目」の基礎・基幹・展開の検討、学部共通科目の授業運営の見直し、教育内容・方法の充実を図っている。

本学では「新潟産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」（資料4-7-4）

を定め、FD委員会を中心に、授業改善や授業評価の取り組みが行われている。具体例として、FD委員会が定期的実施する「授業評価アンケート」がある。このアンケートの結果は、授業担当教員にフィードバックされ、否定的評価の多かった教員には「授業改善計画書」の提出が義務付けられている。以上のようなプロセスを通じて、本学では定期的な点検・評価の機会が設けられている。

また、点検・評価の結果に基づいて、授業担当教員が個別に授業を改善するのみならず、結果そのものを全体的にFD委員会で精査・分析しており、全学的な教育課程の改善・向上のために利用している。全学的な取り組みとしては、例えば授業改善のための「意見交換会」がある（【点検・評価項目4-3】の「⑤個々の授業科目の内容及び方法」を参照）。

他の改善・向上への取り組みについて触れておこう。点検・評価結果を反映して、学副等会議の主導で、2025（令和7）年4月に向けて、「学科構成はそのまま、各学科3コース制導入に向けた取り組み」が始まっている。特にスポーツ系コースの導入が学生の要望に見合った特色となりそうである。また、他の5コースでもそれぞれ「地域社会のニーズを反映した特色ある学びの領域」を打ち出すだけでなく、社会に出て活用できる資格取得にも力を注ぎ、学生募集と連動させようとしている。

【通信教育課程】

上記に基づき、同様に学生の受講状況および単位修得状況等のデータもLMSを通じて採取できることから、意識調査データと受講・単位修得状況データとの相関性や、本課程に学ぶ学生の背景的属性と関係性を視野に入れた分析が可能である。これらは、通信教育課程会議ならびに通信教育課程FD委員会等において点検や分析を行い、授業改善や教育効果向上の諸策に活用される。

【点検・評価項目4-8】

※専門職大学限定の点検・評価項目につき省略。

2. 長所・特色

【経済学部及び経済学研究科】

(a) 地域社会を学びのフィールドとした地域実践教育プログラム

「地域に学び、地域をおこす」地域実践教育プログラムによって、柏崎市や新潟県内でのフィールドワークや課題解決学習といった、地域の企業や行政などと協働した実践的な学びを積極的に取り入れている。1・2年次の「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」と3・4年次の「ゼミナール（地域活性ゼミナール）Ⅰ～Ⅳ」を軸としたこれらの取り組みは学生の主体的参加を促すとともに、実際に地域社会に貢献する多彩な活動や調査研究などが展開されており、本学の地域密着型教育を大きく特徴付けている。

(b) 盛んなFD活動

FD委員会による「授業評価アンケート」を春学期・秋学期に実施しており、結果が担当教員にフィードバックされている。また、教員による「相互授業見学」も行われている。その他、全教員参加の「FD研修会」が開かれるなど、FD活動が盛んである。

(c) 活発な情報提供

広報誌、地元メディア、SNS等を通じて、学生による地域貢献活動やFD活動、部活動の成績などが広く広報されており、活発な情報提供が行われている。またシラバスや授業評価アンケートの結果、自己点検の結果など、ウェブサイトを通じて様々な情報を公開している。

(d) 改善・向上への積極的な取り組み

学副等会議が主導して、新たにスポーツ系コースの導入を含む、各学科3コースからなる6コース制度へと舵を切り始め、学生募集と切り結んだ改革への一歩を踏み出そうとしている。また、学生の福利厚生施設である、学生食堂の改革にも乗り出し始めている。

【通信教育課程】

「オンライン上で全てが完結する大学」として、受講はもとよりカリキュラムや科目の情報・シラバス等の参照、および学生が必要に応じて行う情報検索・資料の閲覧等を、ウェブを介して一元的に活用し理解を深めることが可能であり、高い学習効果が期待される。

また、開講前年度に予めコンテンツの作成を行うことから、シラバスとの整合性の確認が明快であり、シラバス記載内容を適切かつ効果的に教授する手法を各回の収録を通じて再構築できる利点がある。

3. 問題点

【経済学部及び経済学研究科】

(a) 「基礎ゼミナール」及び「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」の担当教員による「ポートフォリオ評価」が1年次から4年次まで引き継ぐ形で行われているが、これに加えてキャリア形成と就職活動に関わる「キャリアポートフォリオ」が3・4年次において実施されている。このうち「ポートフォリオ評価」については、特に運用面において、2022（令和4）年度にこれまでの就職課による管理・運用から、クラス担任による管理・運用へと変更を行い、幅広い指導が可能となった。しかしながら、この「ポートフォリオ評価」と3・4年次の「キャリアポートフォリオ」との内容の重複の問題や、両者の統合については未整理のままであり、今後の課題となっている。これについては主に「基礎ゼミナール」担当者による「初年次教育改革プログラム」の会議が中心となり、「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」の担当教員や、学生委員会および就職委員会の見解も考慮して検討が行われている。

(b) 高校生に選んでもらえる大学への抜本的改革

入学者数の減少を受けて、高校生に魅力を感じてもらえる教育プログラムや学修コースの再編成が急務となっている。すでに初年次教育改革、AI活用プログラムの新設が行われ、教職課程の導入がされるなど、改革が一部で進んでいるが、全学を挙げて抜本的な再編成を行う取り組みが今後も必要である。両学科会議や教授会を通じて、すでにその検討は始まっているが、引き続き全学的にこの問題を討議し、抜本的な対策を講じなければならない。

【通信教育課程】

以下を課題とし、今後検討してゆきたい。

- (a) 入学者増に伴う、収容定員の変更や必修科目の履修者対応等の受入体制の整備
- (b) AC (After Care) 期間終了後におけるカリキュラム改善検討の開始
- (c) 最先端の技術や知識を積極的に吸収する場の設定、およびそれらを本課程の運営に反映するためのリテラシーの向上、それを活用するに適した人材の獲得および配置
- (d) 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する客観的要素の導入

4. 全体のまとめ

(a) 体系化・可視化された学修システム

本学の教育課程は学位課程に相応しい教育内容と科目を配置しており、「科目ナンバリング」等によって体系化・可視化されている。また本学の特徴は、地域実践教育プログラムや、課題解決型学習などの実践的な学びであり、初年次教育やキャリア支援、高大連携といった他の特徴と併せて、主体的な学習を促す教育体系となっている。

(b) 早期に始まる地域実践教育

また、これらの学びが早期に始まることも一つの特色である。この中で初年次教育と高大連携については、現在、改革が進行中であり、さらにカリキュラム改革も継続して行っている。

(c) 積極的に展開されるFD活動

FD活動については、FD委員会によって授業評価等の様々な活動が行われている。その成果はFD・SD研修会などを通して教員のみならず職員にも共有されている。研修会への教職員の参加率も非常に高い。

(d) 内部質保証体制の抜本的強化

内部質保証体制については、学長のリーダーシップのもと学副等会議が責任を負い、「質保証会議」が組織的に推進する体制が整っている。また学副等会議が組織する「全学自己点検・評価委員会」により、全学的な自己点検・評価を定期的に行っている。

今後は「問題点」に挙げた諸点の改善に取り組み、「自己点検・評価」と「経営改善計画」に基づく改革を着実に実行していくことになる。教職員の前向きな姿勢が見られるようになっており、その基盤は強固になって来ている。

第5章 学生の受け入れ

【大学基準5】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目5-1】

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点	
1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
2	下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法

- (1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

【経済学部】

経済学部経済経営学科および文化経済学科においては、本学の理念・目的、それぞれの学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針にもとづいて、学生の受け入れ方針を「本学が求める人物像」および「入学までに学んで欲しい内容など」として、以下のとおり定めている。

また、この入学者の受入方針は、大学ウェブサイト（資料2-3-1 [Web]）、「大学案内」（資料5-1-1 [Web] p. 72）、「入学試験要項」（資料5-1-2 [Web] 目次）に明示し、周知している。また、高校生等受験生には進学説明会やオープンキャンパスにおいて説明周知し、新潟県内高等学校の進路指導担当教員には、本学教職員による高校訪問や毎年度開催される「新潟県大学ガイダンスセミナーⅡ」（資料5-1-3）において説明周知している。

<（経済学部）入学者の受入方針>

○本学経済学部が求める人物像

1. 自立と自分を高めることに意欲のある人
2. 自らを取り巻く社会の仕組みと変化に関心のある人
3. 地域の経済や文化活動に興味があり、その継承、維持、発展に貢献したいと考える人

○入学までに学んで欲しい内容など

1. 高等学校等の課程全般にわたる基礎的な内容を理解すること

2. 特に国語・数学・英語や社会科目などを意欲的に学ぶこと
3. 各分野の資格取得にチャレンジすること

【経済学研究科】

大学院経済学研究科においては、大学、経済学部、経済学研究科に共通する求める人物像を明示するとともに、経済学研究科として独自に求める人物像を2項目加えた入学者の受入方針を以下のとおり定め、大学ウェブサイト（資料2-3-1 [Web]）、「大学院案内」（資料5-1-4 [Web]）、そして「大学院学生募集要項」（資料5-1-5）に明記し周知している。

＜大学院経済学研究科のアドミッション・ポリシー＞

○本学が求める人物像

1. 自立と自分を高めることに意欲のある人
2. 自らを取り巻く社会の仕組みと変化に関心のある人
3. 地域の経済や文化活動に興味があり、その継承、維持、発展に貢献したいと考える人
4. 学部レベルでの経済学・経営学に関する基礎的な知識を保有し、学部で受けた教育を更に発展させ、高度な専門的知識の習得を目指す人
5. 本研究科の3つの学問領域（注）に関わる興味と学習意欲のある人

（注）経済領域、社会情報分析領域、マネジメント領域の3つの学問領域は大学ウェブサイト等のCPに明示している。

【通信教育課程】

通信教育課程の編成・実施方針は、学位授与の方針を達成するために策定され、これを踏まえ、入学者受入方針は、本学の教育理念に基づき編成されている教育課程に適う入学希望者を求めるものであり、つぎのとおり定め、入試要項とウェブサイト上で公開している（資料2-3-1 [Web]）。

＜経済学部 経済経営学科 通信教育課程の入学者受入方針＞

1. 経済学・経営学分野に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を有している。
2. 高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。
3. 自分の考えを適切に表現することができ、他者に対して的確に伝えることができる。

(2) 学生の受け入れ方針の設定

①入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

【経済学部】

前述の入学受入方針の本学経済学部が求める人物像および入学までに学んで欲しい内容などに明記している。

【経済学研究科および通信教育課程】

前述の入学受入方針の本学が求める人物像に明記している。

②入学希望者に求める水準等の判定方法

【経済学部】

学校推薦型（指定校型）、一般選抜、大学入学共通テスト利用入学試験等の「入試区分ごとの入学受入方針」（資料 5-1-6[Web]）として設定し公表している。

【経済学研究科】

一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験の試験科目である専門教科（経済学・経営学）の成績や面接等の内容を評価し、研究科のアドミッション・ポリシーに適合する人を選考している。

【通信教育課程】

出願書類として入学希望者に提出を求める調査書及び志望理由書等により、入学受入方針に則って判定を行っており、志望理由書により、学問分野に対する興味や関心、学習意欲、自己表現力、伝達力を判定している。また、調査書により、高等学校主要科目についての基本的な知識を判定する。高等学校既卒の社会人等については、レポートを課し、思考力や表現力、構成力等を総合的に判断している。

【点検・評価項目 5-2】

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学受入選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学受入選抜を公正に実施しているか。

評価の視点	
1	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学受入選抜制度の適切な設定
2	授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3	入試委員会等、責任所在を明確にした入学受入選抜実施のための体制の適切な整備
4	公正な入学受入選抜の実施
5	入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学受入選抜の実施

(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

【経済学部】

「入学者の受け入れ方針」に基づいて、入試区分を明示した「入学者選抜方針」を定め(資料5-1-6[Web])、大学組織として入試委員会(資料5-2-01)を設置し、適切に入学者選抜試験を実施している。

【経済学研究科】

大学院経済学研究科のA P(資料 2-3-1[web])に基づく、「新潟産業大学大学院入学者選抜規程」(資料 5-2-02)に則って、研究科委員会が、適切に入学者選抜試験を実施している。

【通信教育課程】

経済学部経済経営学科通信教育課程のA P(資料 2-3-1[Web])に基づく、「新潟産業大学通信教育課程入学者選抜規程」(資料 5-2-03)に従い、通信教育課程会議(資料 5-2-04 第4条)が、適切に入学者選抜試験を実施している。

(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

【経済学部】

(a) 諸費用の提示

経済学部においては、入学検定料や学納金などの諸費用に関する情報は「大学案内」(資料5-1-1[Web] p. 73)、「入学試験要項」(資料5-1-2[Web] p. 16)、大学ウェブサイト[学納金・入学検定料・学費軽減・特待制度](資料5-2-05[Web])に明示し、周知している。

(b) 経済的支援に関する情報提供

「大学独自の学費減免制度の情報提供」として、「一般選抜」や「大学入学共通テスト利用型選抜」における特待制度を、「大学案内」(資料5-1-1[Web] p. 73)、大学ウェブサイト[学納金・入学検定料・学費軽減・特待制度](資料5-2-05[Web])などで周知している。

「各種奨学金制度の情報提供」として、日本学生支援機構奨学金、高等教育の就学支援新制度、新潟産業大学独自の貸付制度、その他の奨学金や教育ローンなどの情報を大学ウェブサイト[奨学金・経済的支援](資料5-2-06[Web])などで周知している。

【経済学研究科】

経済学研究科においては、入学検定料や学納金などの諸費用に関する情報や奨学金などの経済的支援については、「大学院学生募集要項」(資料5-1-5)や大学ウェブサイト(資料 5-2-05[Web])などで周知している。

【通信教育課程】

通信教育課程においては、入学検定料や学納金などの諸費用に関する情報はネットの大学managaraウェブサイト[出願の流れ](資料5-2-07[Web])および[学費](資料5-2-08[Web])

に明示し、周知している。

奨学金などの経済的支援については、高等教育の修学支援新制度の情報を「大学案内」（資料5-2-05[Web]）、その他の奨学金や教育ローンなどの情報を、ネットの大学managaraウェブサイト〔学費〕（資料5-2-08[Web]）などの該当ページに記載し、周知している。

（3）入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

【経済学部】

入学者選抜試験実施に関して、大学組織として入試委員会を設置し（資料 2-2-2[Web]、資料 5-2-01）、入試委員長を責任者とする体制が整備されている。

入学試験に関しては秘匿性を要求される内容が多いため、常に厳重な管理が要請される。そのためマニュアルの整備も絶えず心がけておく必要がある。また、各セクター（委員長・副委員長、担当職員）は独立して、マニュアルに沿って注意深くその任を果たすと共に、委員間、教職員間のコミュニケーションを密に保って、入学試験全体として遺漏がないように取り組むこととしている（資料 5-2-09）。

【経済学研究科】

大学院経済学研究科においては、経済学研究科のAPにもとづいて、研究科の教員複数人で構成する研究科委員会が中心となって学生募集および入学試験を実施しており、入学試験の合否判定は、研究科委員会の審議を経て、学長が決定している（資料 5-2-10 第4条第2号）。

【通信教育課程】

通信教育課程においては、学生募集および入学者選抜については担当・責任部署の見直しを行い、2023（令和5）年度より、入試委員会から通信教育課程会議へ移管することとした。これにより、入学者選抜実施についての意思決定が、より迅速かつ適切に行うことができるようになった。

（4）公正な入学者選抜の実施

【経済学部】

（a）入試日程の周知と受験相談対応

一般の高校生に加え、社会人や留学生に対する入学試験も用意し、多様なニーズに応えるための試験を実施する。多様な媒体を駆使し、周知できるよう努めるとともに、大学内に受験相談窓口を設置し、適宜質問に答える体制を整えている。

（b）入試問題作成

入試問題作成に関しては配点、模範解答など複数人の目で点検するとともに、問題漏洩防止に細心の注意を払っている。

(c) 試験実施時の対応

試験実施時における、試験問題の遺漏なき配付・回収、正確な試験時間確保、IT機器などの持ち込み禁止等の対応により、公正性を担保している。また、会場での妨害行為には厳正に対処することとしている。

(d) 採点に関して

問題や解答用紙には配点が明記されていること、採点業務における複数人の目によるチェックなど、間違いを避けるために厳格な管理が求められる。また試験問題以外の要素が合否判定に入り込まないようにすることや、性別や国籍、年齢（現役、浪人を含む）などによる差別を持ち込まないように、マスキングなどの処方を徹底することとしている。

(e) 合格者発表

入試委員会が作成した合否判定原案に基づいて、教授会で最終的な合否判定が行われ、入試要項に定めた合格者発表日に合格者の受験番号をウェブサイトに掲載するとともに、受験生宛に合否通知を発送している。

(f) マニュアルに沿った厳格な入試

上記のように入試の実施に当たっては、多数のプロセスがあり、整備されたマニュアルに沿って粛々と進めなければならない。新しい事態が生じる場合もあるので、そうした事情も考慮してマニュアルは毎年更新しておく必要がある。そのマニュアルは、事前に入試委員会で確認しておく。

【経済学研究科】

入学試験は筆記試験と面接試験を実施しており、入試問題の作成は、研究科長が研究科構成員の中から問題作成担当者を選び委嘱している。

問題作成担当の教員間で問題の良否検討と複数回の校正、入学試験実施後の採点と採点チェックを行う。採点后、研究科長は研究科委員会において合否判定会議を開き合否原案をまとめる。合否原案は遅滞なく学長に報告され、学長が合否を決定している。

また経済学研究科においても、社会人にも広く門戸を開くために長期履修学生制度（資料5-2-11）を設けている。

【通信教育課程】

通信教育課程においては、APに則り、志願者に対し適切な入学者選抜を実施している。

具体的には、通信教育課程会議において定めた「新潟産業大学通信教育課程における入試判定についての申し合わせ」（資料5-2-12）を基準として、合否判定材料である「志望理由書」と「小論文（課題作文）」について、明確な評価・採点基準を用いた公正な入学者選抜を行っている。

また、申し合わせの内容には、評価・採点方法について、評価担当者2人によるダブルチェックを機能させることを明記し、その上で判定に付議があった際の対応等を含め、教授会審議に上程する合否判定原案の作成に向けた段階的なプロセスが円滑に運用されるよう詳細に定められている。

(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

【経済学部および経済学研究科】

障がいのある学生の受け入れについては、入試委員会において「障がいのある学生の受け入れ方針」(資料5-2-13)を定めている。「障がいのある学生の受け入れ方針」においては、受験予定者から障がいの事由による入学後の就学に関して事前相談があった場合は、学部・学科、研究科・専攻および関係部署が連携のうえ、「障害学生支援に関するガイドライン」(資料5-2-14)に基づいた合理的配慮を行うこと、障がいの事由で受験者が入学試験時の特別配慮を希望した場合は、その事由に基づき、公平性、公正性が担保されることを条件に、適正な配慮措置を行うこと、また、入学試験の合否判定には障がいを理由とした影響を及ぼさないこと、などを定めた。

2023(令和5)年度入試において、身体に障がいのある学生からの事前相談があり、この受験生本人に対し個別に授業体験や施設確認を実施するとともに、受験生とその保護者はもとより、本学の教職員、医療関係者を交えて、入学試験の態勢や入学後の支援体制等の協議を複数回実施した後、出願(そして受験、入学)の手続きを進めた。

【通信教育課程】

入学志願者に配布する「募集要項」(資料5-2-15[Web])の「出願にあたっての注意事項」において、身体に障がい等があり受験上特別の配慮を希望する受験者は、出願前に申し出るよう記載している。

また、本課程は、多様な価値観を尊重する「ユニバーサル教育」の具現化を課程運営の重要な指針として位置付けており、その観点において志願者選抜の合否判定には障がいを理由とした影響を及ぼしていない。

ただし、「出願にあたっての注意事項」(「募集要項」)に枠内特記のとおり、心身に障がいがあっても出願および入学が可能である旨を記載しているが、「合理的配慮」における「非過重負担」の観点から、点字による教材・出願書類(以下「教材等」という。)や文字を大きくした教材等、音声化した教材等、データ化した教材等、手話通訳による教材等の説明、等の特別な配慮は行わないことを明記している。実際に出願者から相当の申出があった場合には、他の実現可能な措置を都度検討・提案を行う。

障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、今後は、本学通学課程が定めた「障害学生支援規程」(資料5-2-16)および「障害学生支援に関するガイドライン」(資料5-2-14)に準じ、対象となる学生が十分な教育及び学生生活の支援が受けられるように配慮する。

【点検・評価項目 5-3】

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点	
1	入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】のみ）（該当せず。記述不要。） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（1）入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

【経済学部及び経済学研究科】

①入学定員に対する入学者数比率

先ず入学定員の充足状況を概観しておく。本学は留学生を対象に秋入学を認めていること、また中途退学や転学者などによる異動があるため、入学定員充足率（5月1日現在で算出）と次に述べる秋学期入学者数を含む収容定員充足率との関係には注意する必要がある。

[図表 5-3-1] 入学定員に対する入学者数比率

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経済経営学科 (定員80)	入学者数	103	96	84	67	39
	充足率(%)	128.8	120.0	105.0	83.8	48.8
文化経済学科 (定員60)	入学者数	53	47	35	30	24
	充足率(%)	88.3	78.3	58.3	50.0	40.0
経済学部 (定員140)	入学者数	156	143	119	97	63
	充足率(%)	111.4	102.1	85.0	69.3	45.0
経済学研究科 (定員10)	入学者数	6	2	9	8	7
	充足率(%)	60.0	20.0	90.0	80.0	70.0

入学定員割れが近年続いていた経済学部にあっては、学生募集活動の自助努力によって入学定員充足率は一時回復に転じ、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度と連続して100%を超えた。しかし、COVID-19の感染拡大が日本においても顕在化した2020（令和2）年度には、特に、いわゆる「一般入試」、そして「国内留学生入試」の入学者数の減少により、その年に行われた2021（令和3）年度入試においては再び入学定員充足率は85%に下がった。さらには、2023（令和5）年度入試より導入された私立大学の定員管理厳格化緩和の影響で、受験生の地方から首都圏への流入現象がみられ一層の苦戦を強いられた結果、入学定員充足率は45%と極端に低下。入学者の確保は大学経営の喫緊の課題として大学一体となって注力する事が強く求められる事態に至っている。

②収容定員に対する在籍学生数比率

次に、収容定員充足率の経年変化を見ておこう。

[図表 5-3-2]収容定員に対する在籍学生数比率

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経済経営学科	在籍者数	320	340	330	313	240
(定員320)	充足率(%)	100.0	106.0	103.1	97.8	75.0
文化経済学科	在籍者数	175	179	174	141	119
(定員240)	充足率(%)	72.9	74.6	72.5	58.8	49.6
経済学部	在籍者数	495	519	504	454	359
(定員560)	充足率(%)	88.4	92.7	90.0	81.1	64.1
経済学研究科	在籍者数	12	12	17	12	12
(定員20)	充足率(%)	60.0	60.0	85.0	60.0	60.0

経済学部の定員充足率も、入学定員が確保されている時期は徐々に向上し、2018(平成30)年度に80%台を回復し、2020(令和2)年度には、92.7%にまでなった。しかしその後低下傾向に陥り、2021(令和3)年度は収容定員充足率も90.0%となった。2023(令和5)年度には収容定員充足率も64.1%まで落ち込んでいる。

③収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

①②で見た表のように、本学の学生募集については低迷の状態が続いている。この状態を打破するために、経済学部では次の具体的な対応を始めた。

(a) 基礎ゼミナールの改革 —教職協働、学生参加で大学の雰囲気を変える—

2022(令和4)年秋より大学の魅力を向上させるための取り組みを他大学の事例に学びつつ、本学の弱点を補おうと取り組んだ。それは初年次教育の改革で、具体的には基礎ゼミナールの抜本的な改革であった。ゼミ担当教員に加え、職員であるCLAとSAを配置し、マルチな目線で学生の学ぶ意欲を向上させ、学修環境の整備を心がけた。教職協働の取り組みでもあり、同世代の学生が入ることで、入学生の雰囲気が和らぎ、自由な雰囲気を醸し出した。その後のOpen Campus(OC)においても、参加する高校生に与える印象が変わってきたことは間違いない。何よりも、職員が大学改革に意見を発するようになってきたことが重要な副産物であるといえる。

こうした改革は大学の雰囲気を明るく前向きに変えており、2023(令和5)年度の入学人数においても前年度に比べかなりの改善効果を発揮し、3桁の入学生確保につながった。

(b) カリキュラム改革 —入学生の学びの志向を反映させるために—

また2023(令和5)年4月からは、本格的なカリキュラム改革を実施するために、新たに担当副学長を迎え、精力的に取り組んでいる。現状を詳細に分析した結果、現在の経済学部の中に、運動系の学生の学びを取り入れる必要性の認識に至った。経済経営系の学部・学科であるため、企業経営における福利厚生施策の一つとして謳われている「健康経営」を第一

に掲げた。健康づくりは高齢化が進む社会にあつて、高齢者が元気になれば医療費削減も進み、財政面での貢献も大きい。このようにスポーツ系が予防医療の色彩を持って経済学部の中に存在することの意味は大きい。入学生は競技を目指す学生が多いが、彼らも身体の特徴を学修し、栄養学的な視点からも学ぶ健康づくりには、多大な関心を寄せることは間違いない。

1 学部 2 学科を継続したまま、経済経営学科に「経済分析・未来予測」「企業経営・情報戦略」「企業会計・金融制度」の3コースを、文化経済学科にも「文化産業・国際理解」「持続可能な地域づくり」「スポーツ・健康経営」の3コースを設定し、高校生にも分かり易い教育体系を提示しようとしている。こうした新制度による募集活動は2024（令和6）年4月から始まるが、附属高校等の反応を見ているとそれなりの手応えは既に感じられる。

(c) 新しい教育体系のもと、産官学民の連携で入学定員の確保へ

前年度は3桁の大台に乗せたので、新しい教育体系をアピールすれば、定員確保に届くのではないかと。各コースが提供するビジョンが高校生やその保護者、高校のクラス担任、進路指導などに伝われば、何れ定員を超える学生確保は確実だと認識している。その節には20人程度の定員増も可能であろう。柏崎市や商工会議所、地元企業や住民組織などと連携を強化することで、建て直しは実現可能と考えている。

【経済学研究科】

①入学定員に対する入学者数比率

経済学研究科（大学院修士課程）は、入学定員10人、収容定員20人である。2019（令和元）年度入試から2023（令和5）年度入試における経済学研究科の実績は [図表5-3-1] のとおりであり、入学定員割れが続いている。

②収容定員に対する在籍学生数比率

収容定員充足率（収容定員に対する在籍学生数比率）の変遷も [図表 5-3-2] のとおりであり、収容定員割れが続いている。

③収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

現在学部の対応に注力しているため、大学院の改善・向上策にまでは行き届いていない。

【通信教育課程】

①入学定員に対する入学者数比率

開設年度の2021（令和3）年度は、学生募集開始時期の遅れから入学定員割れだったが、2022（令和4）年度以降は、入学定員に対する入学者数比率（授足率）は100%を超えて順調に推移している。

[図表5-3-3]入学定員に対する入学者数比率

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
通信教育課程	入学者数	198	385	446	完成年度
(定員300)	充足率(%)	66.0	128.3	148.7	

②収容定員に対する在籍学生数比率

入学者の増加により、収容定員に対する在籍学生数比率（充足率）も順調に上昇傾向にある。

[図表 5-3-4]収容定員に対する在籍学生数比率

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
通信教育課程	在籍者数	198	555	933	完成年度
(定員1200)	充足率(%)	66.0	92.5	103.7	

③収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

入学者は、2021（令和3）年度 198人、2022（令和4）年度 372人、2023（令和5）年度 416人、在籍学生は、2021（令和3）年度 198人、2022（令和4）年度 555人、2023（令和5）年度 933人で、計画通り順調に推移している。

【点検・評価項目 5-4】

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

【経済学部及び経済学研究科】

学生の受け入れの適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」（資料2-3-2 第3条第5号）として定めている。こうした手続きはさておき、本学では点検・評価した結果、入学定員を確保出来なければ、意味を成さない。

(a) 現状への率直な認識

本学の置かれた状況を、率直に認識するところから始めなければならない。ともするとその逆境を嘆くばかりの状況に陥りがちであるが、そこからは何も始まらない。後ろを向くことはいつでも出来るので、今後は一切振り向かない。常に前を向いてどうすれば事態を打開できるかを考える。この姿勢を貫く。

(b) 附属高校との高大連携について

こうした姿勢で2022(令和4)年度後半から、教育理念を大学と附属高校で共有しようとする動きが始まり、高校・大学お互いの意見の交換を契機に、2023(令和5)年度には具体的提言が出る程までに、その内容が深まっている。こうした連携・交流が活発でなかったこれまでの状況からは、大きく進化を遂げている。大学が何を意図して、どのようなことをやろうとしているのか、逆に高校はどうなのかなど、理解が深まってきており、信頼感の醸成につながっている(資料5-4-1)。

韓国語の出張講義や大学サッカー部の指導者が高校に出かけてのアドバイスも生徒だけではなく、高校教員にも好評である。大学での韓国東新大学との連携協定や高校への韓国水原にある梅花女子高校の大学からの紹介など、韓国語授業を通じての一貫教育も軌道に乗りつつある。これも互いの信頼関係のなせる技と言えよう。

カリキュラム改革が実施されたその先には、スポーツ系や国際文化系に関連した分野でさらに幅広い協働の可能性が展開できるであろう。

(c) 一般の高校との高大連携

附属高校のみならず、本学の新しいカリキュラムにマッチしそうな多くの高校に対して、大学での成果が見えるようになれば、期待を抱いてもらえるようになる。地域活性化に向けた学生の取り組み、課題解決型教育の成功なども、地域連携を標榜する多くの高校生にも興味を持ってもらえるであろう。また、学生生活を巡る学生本位の姿勢が認知されれば、それを求める多様な学生が魅力を感じる可能性も出てくると思われる。

(d) 難関に挑戦する姿勢

就職活動や資格取得に関しても、難関とされている壁を乗り越えさせれば、さらに幅広い層の高校生にも興味を持ってもらえる可能性が広がる。それには現在進行中の改革をどめることなく前進させるとともに、学生の可能性に依拠しつつ彼らのやる気に信頼を置いて絶え間なく取り組むことが鍵となる。

この先に定員確保だけではなく、定員増を結びつけ、柏崎市の人口減少の、少なくとも鈍化には結びつけたい。地域課題解決、地域活性化に力を発揮し、柏崎市民や周辺の住民から頼りにされる大学へと脱皮する。

【通信教育課程】

問合せ確保のためウェブ広告を強化し、問合せ者を月2回のオンラインオープンキャンパスへ誘導、通信教育課程の周知と魅力の発信を行っている。オンラインオープンキャンパスにおいては、実際の学生にも登場してもらい、リアルな学生生活を発信している。オンラインオープンキャンパスの参加者には、コンタクトセンターより、出願期間の案内、出願期間の締め切りが近づいてきたことなど適切なタイミングで電話やメールを通してフォロー、また欠席者には、オンラインオープンキャンパスの録画動画を案内して視聴してもらうなどの対応をし、出願の促進につなげている。入学者選抜においては、高校卒業見込み者や社会人等受験者層に応じた多面的・総合的な選抜を行い、入学者増につなげている。第一学院の全国のキャンパスへ向け、訪問もしくはオンラインで説明を行っている他、全体に向けて年3回オンラインオープンキャンパスを実施している。鹿島学園グループにおいては、教員

向け、生徒向けに分けてオンラインで説明を行っている。

(2) 評価結果に基づく改善・向上

【経済学部】

点検・評価した結果、入学定員確保に向けて次のような改善・向上策を実施する。

(a) 基礎ゼミナールの改善

(1) でも少し触れたように、基礎ゼミナールの改善を行っただけでも、学生にとってのインパクトは大きかったと思われる。独自のアイスブレイキングなど、その趣向を凝らされた内容もさることながら、職員や学生が授業に関与し、多様な視点から学生の成長を見守っているという雰囲気は、本学の学生にとっては稀有の経験であり、安全で安心な学修環境であると認識されたことと思われる。留学生を含め、退学者・退学率が減少している上に、コロナ明けということもあるが、紅葉祭（本学の学園祭）などでの生き生きとした動きがそれを物語っていると思われる。

(b) 学生の自主的活動の活性化

教員の方からも、ソフトボール大会や焼肉パーティをやりましょうという提案もあり、仲間づくりや楽しい大学生活を自分たちの力で創り上げようとする姿勢が見え始めていると言える。こうした動きが積み重なってくると、その内に学生の中から自らの力で事をやり遂げたいという動きが出てくると予想でき、学園全体への良い意味での波及効果が期待できる。こうした前向きな姿勢や行動は必ず高校生にも伝わって、勉学以外での大学ファンの増加へとつながってくるであろう。

(c) 本格的カリキュラム改革

加えて次年度から本格的に実施される学びの改革が伴えば、いよいよ大学の真価が問われることになるだろうが、これを最大のチャンスと捉え、定員確保へとつなげていきたいと考えている。さらに、広報費の削減などで浮いた資金を、学生生活の支援に回す姿勢なども打ち出し、学生と共に歩む大学のイメージも一気に盛り上げていきたい。こうした変化は劇的に起こる可能性があり、その先導役を基礎ゼミ改革が成し遂げてくれたのではないかと考えられる。

【経済学研究科】

大学院経済学研究科の学生募集および入学者選抜については、毎年度入学試験終了後の研究科委員会において、社会の変化や受験生の動向などを踏まえて、学生募集広報の工夫や選抜方法の見直しなど入学者選抜の全般について検証している。また、過去5年間の入学者のうち9割以上が本学経済学部の外国人留学生であることから、学内推薦入試（学内選考）の学内説明会を開催している。さらに、学外の志願者、入学者を獲得するために、ウェブサイトや広報チラシによって、地域の社会人に対して、学び直し・生涯学習の意義を訴えるとともに、大学院長期履修学生制度（資料5-2-11）の利用等、学び易さを周知している。

点検・評価の根拠資料としては、「入試区分別の志願者数及び入学者数」「入学定員充足

率」「収容定員充足率」「オープンキャンパス参加状況」「入学者アンケート」「非入学者アンケート」「受験生の入学試験成績」「志願者・入学者の出身高校」「選抜方法」等を適切に活用している。

【通信教育課程】

ベーシックコースの他、サポートのニーズに応じてスタンダードコース、プレミアムコースを設置しているほか、eスポーツコース、地域イノベーターコース、海外インターンシップコース、旅するスポーツコースなど外部との連携により、様々なコースを展開している。Jリーグおよびプロ野球選手会との、特待生の受け入れ協定によるブランディング戦略を行っている。2年次、3年次編入を効果的に打ち出し、編入生を確保している。

2. 長所・特色

【経済学部及び経済学研究科】

学生募集広報活動の強化については特に次の点を特色としている。

(a) 入学チャネルごとに学生募集を担当するグループを構成し、厳しく対応している。

「新潟産業大学附属高校」「第一学院高等学校」「強化指定部（スポーツ）」「外国人留学生（国内・国外）」「一般高校（県内をいくつかの担当地域に分割）」

(b) 現状を冷静に見つめ、効果的な策を練る習慣の確立

その手始めがカリキュラム改革であり、冷静で科学的に対処しようとする姿勢が出てきている。

(c) 学生広報チーム及び学生スタッフを中心に、学生目線の大学魅力発信

オンライン・オープンキャンパスのコンテンツ充実、オンデマンドの大学紹介用動画コンテンツの作成・拡充にも着手する。入試・募集活動に関する情報ばかりでなく、本学の「教育活動」「正課外活動」等様々な活動に関する情報を発信し、さらに「新潟産業大学公式X」「学生広報チーム公式X」「通信教育課程公式X」などのSNSも効果的に活用・発信することで、大学の認知度向上を図っている。

【通信教育課程】

通信教育課程においては、高校時代の活動を評価する推薦型選抜を実施しているほか、多様な学生を確保できるよう、総合型選抜を実施している。また、第一学院、鹿島学園などのチャンネルから、多くの学生を受け入れているほか、ジャパン・デジタル・ユニバーシティ（JDU）と連携協定を結び、ウズベキスタンからの学生を受け入れている。

3. 問題点とその改善策

【経済学部及び経済学研究科】

(a) 問題点

過去5年間低下し続けている入学定員充足率を上げ、収容定員充足率を向上させることが喫緊の課題である。直近3年の経済学部全体の収容定員充足率は、2021（令和3）年度は90%、2022（令和4）年度81%、2023（令和5）年度においては64%と大幅に下降している。過去5年間の平均値を学科別にみると経済経営学科が96%であるのに対し、文化経済学科は66%と低い。これにはCOVID-19の影響による留学生の入学者が激減したことも大きく影響していたが、その影響が落ち着きつつある現在においては大学の魅力化に向けた抜本的な改革を行っている。

上に述べた長所・特色（c）の対策がどの程度実績に結びついているのか、十分な分析がなされていない。

(b) 改善策 ー基礎ゼミ改革から2学科6コース制度へー

まずは、2022（令和4）年末より「基礎ゼミナール改革」を中心とした学生ファーストの学びの特徴を打ち出し、2023（令和5）年4月から大学の魅力化を実行に移した。

続いて、2023（令和5）年当初から、2025（令和7）年4月実施に向け、新しいカリキュラム体系の構築に乗り出している。そこでは教育内容を1学部2学科6コースに再編し、経済経営学科では「経済」「経営」「商学」、文化経済学科では「人文」「社会」「スポーツ」のあたかも6学科を抱える大学のように入り口を大きく広げる。各コースとも、出口を意識したコースに特徴的な資格取得を奨励し、地域社会との接点を重視した「課題解決型」の学修スタイルを目指している。

4. 全体のまとめ

以上のような学生の受け入れの現状と取り組みを踏まえ、新潟産業大学経済学部通学課程、経済学部経済経営学科通信教育課程、大学院経済学研究科において、入学定員充足率および収容定員充足率100%を目指して、学生募集広報部門のみならず、全学的に大学の魅力向上と魅力の効果的な発信の施策を講じていく。その際、その全てが大学の理念と紐づいており、理念の実現を通して「社会から選ばれ続ける大学」であり続ける事が重要である。そのために、2025（令和7）年4月に向けて改革に着手している。

第6章 教員・教員組織

【大学基準6】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目6-1】

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点	
1	大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
2	各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

(1) 大学として求める教員像の設定

①各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

本学の「求める教員像」（資料1-1-1[Web]）は、つぎのとおり、学士課程教育および修士課程教育の目的をよく理解し、ミッションの遂行に邁進する教員像として、また、教育研究に対する姿勢等として設定している。

<求める教員像>

1. 建学の精神・教育理念、大学及び経済学部、大学院経済学研究科それぞれの目的をよく理解し、経済学部及び経済学研究科の各ミッション遂行に邁進する教員。
2. 教育への情熱を持ち、高い徳性を備え、学生の主体的成長を導く教員。
3. 研究に励み、その成果を教育活動と社会に還元する教員。

「求める教員像」に基づく、各学位課程における専任教員の専門分野に関する能力については、学士課程にあつては、「新潟産業大学教員選考基準」（資料6-1-1 第1章資格要件）に、修士課程にあつては「新潟産業大学大学院教員の資格審査に関する規程」（資料6-1-2 別表（第3条関係）教員資格認定基準）に定めている。

- (2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

経済学部及び経済学研究科の「教員組織の編制方針」（資料1-1-1[Web]）は、つぎのとおり策定し明示している。

＜教員組織の編制方針＞

1. 大学設置基準および大学院設置基準を遵守する。
2. 大学、経済学部、大学院経済学研究科それぞれの目的の達成及び経済学部、経済学研究科の各ミッション遂行に向け、それぞれのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにもとづいて学生を育成する適切な教員組織を編制する。
3. 教員の募集、採用、昇格は、配置の適切性、選考審査の透明性を確保する。
4. FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動と教員の自己点検を推進し、教員の質向上を図る。

学位課程における専任教員の分野構成は、DPおよびCPに基づき、経済学分野は、「総論・概論」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」を分野構成の基礎とし、「財政学」「金融論」「経済数学」等を基幹とし、「地方財政論」「公共経済学」等により展開を図ることとし、経営学分野は、「総論・概論」「経営管理論」「会計学」を分野構成の基礎とし、「経営組織論」「経営戦略論」「マーケティング論」等を基幹とし、「企業論」「経営分析論」等により展開を図ることとしている。特に、この分野構成の考え方は、直近2021（令和3）年4月に設置した経済学部経済経営学科通信教育課程において反映されている。また、文化経済学分野は、「基礎文化論」「文化経済学」を分野構成の基礎とし、「文化産業論」等を基幹とし、「コンテンツ産業論」「スポーツ産業論」「観光経営論」等により展開を図ることとしている。

「各教員の役割の明示」については、「求める教員像」において、「経済学部及び経済学研究科のミッション遂行に邁進する教員」「学生の主体的成長を導く教員」「研究成果を教育活動と社会に還元する教員」として明示している。

教員組織の編制方針の2に掲げる「DP、CPにもとづいて学生を育成する適切な教員組織を編制する。」ことを実施するうえでは、「各教員の連携」は不可欠であり、その強化・チームワークの向上にとって、要となる活動は、FD活動の推進と捉えており、教員組織の編制方針の4に明記している。

教育研究に係る責任所在の明確化は、「学校法人柏専学院運営組織規程」（資料6-1-3）の第3章大学第15条（学長）に、「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する。」と規定し、学長を議長とする学副等会議が、教学マネジメントの方針の策定を所管することを定めている（資料2-2-1 第2条の2）。また、教授、准教授、講師、助教等の職位ごとの資格要件を「新潟産業大学教員選考基準」（資料6-1-1）に明記し、教員の教育研究に係る責任については、「学校法人柏専学院専任教員の就業に関する特則」（資料6-1-4 第3条）に職務として明記している。

【点検・評価項目 6-2】

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点	
1	大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数
2	適切な教員組織編制のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・ 各学位課程の目的に即した教員配置 ・ 国際性、男女比 ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・ 教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮 ・ 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性 ・ 他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・ 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携
3	指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。
4	教養教育の運営体制

（1）大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

設置基準上で求められている学部及び大学院における専任教員数については、毎年度、条件を満たしていることを確認している（大学基礎データ表1・表5）。

（2）適切な教員組織編制のための措置

①教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性

「求める教員像、教育組織の方針」にもとづいて、大学、経済学部、大学院経済学研究科の目的の達成、及び経済学部、経済学研究科それぞれのミッション遂行と、DPとCPの実現に資するため、学生を育成する適切な教員組織を編制し、配置している。

本学は、経済学部及び大学院経済学研究科により教育研究組織を構成しており、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「経済学分野」とし、さらに「経営学分野」にも学問分野が及んでいることから、教員組織の編制では、「経済学分野」を専門とする専任教員を中心に、経営学分野の教員も含めて編制している。また、専門教育科目の科目数や単位数に応じて、各専門分野における教育上、研究上、または実務上の観点から知識、能力、及び実績を有する教授及び准教授を中心とする専任教員体制を敷いている。

[図表6-2-1] 基幹教員数

2023（令和5）年5月現在

現在の状況			設置基準		
学科名	収容定員	基幹教員数	基幹教員（教授）	収容定員対応	全体
経済経営学科	320名	12(7)	8(4)	9(5)	25(13)
文化経済学科	240名	15(9)	8(4)		
通信教育課程	1400名	12(8)		4+8(6)	12(6)
経済学研究科	20名	10(6)		9(5)	9(5)

備考：（ ）内は教授の内数である。以上のように、両学科とも、教員数、教授数に関して設置基準を満たしている。さらに後に述べるように、将来を見越して補充するべく現在3人を公募中である。経済学研究科の専任教員は全員経済学部教員として兼担している。

②各学位課程の目的に即した教員配置

教員組織の編制方針にもとづき教員組織を整備する仕組みとして、専任教員の人事計画および配置枠の決定は「新潟産業大学専任教員の人事に関する規程」（資料6-2-1）により、学長を委員長とする人事委員会において検討し学長が決定している。人事委員会は大学の人事計画を策定し、人事の選考を行うための機関であり、この人事委員会の検討に資するために、経済学部長、経済学研究科長、経済経営学科主任、文化経済学科主任は教員組織の編制方針および教育課程にもとづいて、教員の配置要望を行うこととし、配置要望の取りまとめは経済学部長が行っている。

③国際性、男女比

専任教員に占める外国人教員（帰化者を含む）の比率は12.9%となっており、全国の平均値を上回っている。一方、専任教員に占める女性教員の比率は9.7%と平均値を下回っているものの、職階では教授、准教授、講師各1人とバランスを重視した配置を行っている（女性教授は大学院も兼担）。

④特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

2023（令和5）年5月2日時点、27人の専任教員が在籍しており、教授14人、准教授4人、講師6人、助教2人、助手1人を配置している。専任教員の年齢構成の割合は、学士過程において70～79歳が7.7%、60～69歳が38.5%、50～59歳が34.6%、40～49歳が11.5%、30～39歳が7.7%となっており、修士課程において、60～69歳が60.0%、50～59歳が40.0%と、やや高齢層に偏っている（大学基礎データ 表5）。

⑤教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

教員組織の編制方針に基づき、学部、研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けている。教員組織は、教育目標やDP及びCPの実現に資するため、各学部各学科の主要分野の授業科目数や単位数に応じて、各専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授、准教授を配置している。

[図表6-2-2] 主要分野の専任教員配置

2023（令和5）年5月現在

経済経営学科		文化経済学科	
学修分野	教員配置	学修分野	教員配置
経済学	4(4)人	地域経済・文化経済	2(1)人
経営学	4(4)人	地域文化・国際文化	5(5)人
会計学	2(0)人	地域づくり（含：農業・環境・観光・福祉）	5(4)人
留学生対応	2(0)人	スポーツ・健康	3(0)人

備考：教員配置の（ ）内は、教授、准教授の合計数である。

将来を見越して、現在「会計学」「経営学（情報）」「地域づくり（福祉）」分野を公募中。

⑥研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科教員は、学部と兼担であるため研究科に特化した人事は行っていないが、研究科の科目担当も考慮した人事及び資格審査を行っている。大学院設置基準上必要な専任教員数について、経済学研究科経済分析・ビジネス専攻（修士課程）において研究指導教員10人がおり、2023（令和5）年4月1日においては大学院設置基準を満たす状況となっている。

⑦教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の授業担当が過度な負担とならないよう、「新潟産業大学専任教員の就業に関する特則」（資料6-1-4）には標準的な授業担当を週当たり12時間（6コマ）とすることが規定されている（学長、副学長、学部長等役職者はこの限りでない）。授業以外に教授会や各種委員会への参加、学生の指導をはじめとする校務負担も多々あることから、研究活動に専念できるよう週に一日は授業のない曜日を必ず設定している。一方、大学院や通信教育課程の授業も担当している教員は授業数が多くなる傾向にあることから、長期的には専任教員の補充を人事計画にしたがって進めているが、短期的には選択科目の隔年開講や非常勤教員の採用等により適切な配慮を行っている。

⑧複数学部等の基幹教員を兼ねる者、他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性

2022（令和4）年10月1日施行の改正について、改正前の規定を適用することも改正後の規定を適用することも可能であり、この経過措置期間において基幹教員制度への切り替え等、全学的な確認、準備を行っているところである。現在のところ、他大学を専任、兼任している教員はいない。

⑨教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

教学組織である各委員会の事務局を事務組織各課が担当し、各課長が委員会の構成委員に加わり連携協力体制を築いている。また、事務組織は、教学組織の企画・立案・補佐機能を担う体制を整えている。

- (3) 指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

授業担当教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担、指導補助者を入れる場合のルール等について、学内の規程等への明記含め、見直しを行っているところである。

- (4) 教養教育の運営体制

学部教育における教養教育は、基本教育科目の区分の下に教育課程を編成しており、これらの科目では教務委員会の下で、各学科所属の教員が組織的に連携して授業を行っている。

【点検・評価項目 6-3】

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点	
1	教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
2	規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

- (1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

本学では、「教員像・教員組織の方針」を定め、「新潟産業大学専任教員の人事に関する規程」「新潟産業大学教員選考基準」「新潟産業大学特任教員規程」にしたがって適切に行っている。専任教員の人事計画および配置枠は、学長を委員長とする人事委員会において検討し決定する。決定した配置枠に適任の教員の選考は、経済学部長を委員長とする選考審査委員会が行い、その選考審査結果の報告を人事委員会が受けて学長が決定する。

- (2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は1学部体制であり、経済学部の教員の募集、採用、昇格については上述したとおりである。選考審査委員会は、公募条件にもとづく応募者の研究論文、教育研究業績等の審査において一定人数に絞り込んだ後、面接審査および模擬授業審査を実施する。選考審査結果は、選考審査委員長より学長に報告されるとともに、経済学部教授会において審議され、学長がその意見を聴取し、更に人事委員会に諮って人事を決定する。

大学院経済学研究科は、経済学部にその基礎を置く経済学研究科のみの1研究科の体制であり、教員の募集、採用・昇格について、研究科長は、経済学部長とよく協議した上で人事委員会に配置要望を行っている。

【点検・評価項目 6-4】

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点	
1	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
2	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
3	指導補助者に対する研修の実施

（1）ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

【経済学部】

「新潟産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」（資料4-7-4）を定め、FD委員会を中心に、FD活動を組織的に実施している。

活動事例としては、学生による「授業評価アンケート」を春学期・秋学期に実施し、授業科目担当教員にフィードバックするとともに、集計結果をホームページに公開している（資料4-6-1[web]）。また、学生からの改善要望が多かった教員には、「授業改善計画書」の提出を義務づけ、その改善の内容については、学内情報ページに掲載している（資料6-4-1）。

2023（令和5）年度においては、年度当初に策定された「産大コンピテンシー・ゴール」の実現に資するアンケート項目に変更し実施するとともに、アンケート項目改定の適否と効果、今後のFD・教務委員会での授業改善に向けた取り組みの方向性、現行の「授業アンケート結果に基づく授業改善計画提出基準」の見直しの要否について検討することとしている。

また、授業評価アンケートの結果に基づいて、授業担当教員が個別に授業を改善することにとどまらず、結果そのものを全体的にFD委員会で分析し、全学的な教育の改善・向上のために利用している。このように、本学では教員の資質向上と、組織改善の取り組みが行われている。

その他、授業改善のための取り組みとして、年1回「教員による相互授業見学」及び「意見交換会」を開催している。他にも教員の資質向上を目的として、専任の全教員を対象とした「FD研修会」を随時開催している（資料6-4-2）。このような改善活動を通じて、教育の質の向上を図っている。

【経済学研究科】

「新潟産業大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、同委員会を中心に組織的にFD活動を行っている。活動事例としては、春学期・秋学期ごとに「授業評価アンケート」を実施し、その評価を教員にフィードバックし授業改善につなげている。アンケート結果は、学内情報ページに掲載している（資料4-6-2[学内ポータル]）。

また、年1回「教員による相互授業見学」を実施し、その授業に対する意見を科目担当教員にフィードバックし授業改善に取り組んでいる。教員の教育・研究の質向上を目的とした「研究報告会」も年に1回開催している。このような改善活動を通じて、教育の質の向上を図っている。

【通信教育課程】

授業を担当する専任教員全員が所属する本学経済学部において、FD活動は「教員の職能開発、とりわけ教員が授業の内容及び方法を改善し向上させるための全学的な取り組み」と定義されており、これが本課程のFD活動の基軸となる。

これに加えて、本課程の特性を視野に加えた通信教育課程FD委員会を設置し、フルオンデマンド・フルオンラインを前提とする「授業内容」の改善活動およびデジタル・キャンパスを前提とする「学習支援システム」の改善活動に重点を置いた取り組みを実施している。

具体的には、

(a) フルオンラインシステムによって把握される各科目授業回ごとの受講傾向（どの授業回で学生がドロップアウトするか、等）のデータと、学生から採取する授業アンケートならびに満足度アンケートの結果等を組合せ、通信教育部長委嘱の外部コンテンツアドバイザーが分析を行って、受講率の向上に向けた各々の科目の授業コンテンツの改善の方策について担当教員に助言を行っている。

(b) 各年度において、経済学部全体で実施するFD研修への参加に加え、通信教育課程での教育手法開発に特化したテーマ設定による本課程独自のFD研修会を実施している。2023（令和5）年1月には「通信教育課程で学ぶ学生の視点を踏まえた授業制作のヒント」をテーマとした研修会を実施した（資料6-4-3）。本課程の実際の状況に特化した内容を分析し、そこから導き出される課題や対策等について共有し、専任教員、非常勤講師および事務局を問わず本課程の「学び」の現状を理解・把握する機会とした。

研修会では、通信教育部長が委嘱する外部コンテンツアドバイザーに講師を依頼し、以下の点について意見交換を行った。

- 1) managara 学生（通信教育課程在籍者）の考察 - 「出てこない層」の姿を探る
- 2) 学生視点を踏まえた授業制作のヒント
- 3) オンライン教育における直近トレンド

(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

【経済学部】

本学では、2015（平成27）年度より「教員業績自己申告書」を全教員が提出するよう義務づけている。専任教員は、「授業アンケート」の総合点を再確認した上で、研究業績正課外活動における学生指導、地域連携・貢献や、大学運営および委員会活動等の校務についての自己点検・評価を行う。自己点検評価の結果は、経済学部長が集約・評価して学長に報告している。

以上に加え、研究活動については、科学研究費助成事業（科研費）の応募者の増加および採択率の向上を目指して、全教員を対象とした説明会を開催するなど、積極的な取り組みが行われている。毎年の採用結果について、教授会で学長から報告が行われている。附属柏崎研究所では毎年シンポジウムを開催し、地域の課題解決および振興に寄与している。

また社会活動については、本学地域連携センターが中心となり、地域連携・貢献の一環と

して、柏崎地域の自治体・企業等との連動企画の実施、地元メディア（新聞等）への記事掲載、SNS（X等）を通じた活動紹介などを行っている。

このように本学では研究活動・社会活動が支援され、その活動結果が活用されている。

【通信教育課程】

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用については、同一の学科である通学課程に準じる。

（3）指導補助者に対する研修の実施

【経済学部】

授業担当教員と指導補助者の責任関係、役割等を規定した規程を制定していないので該当しないが、今後検討事項とする。

本学は、初年次教育科目の基礎ゼミナールと2年次必修科目の基礎ゼミナールの授業科目の担当教員が担任で、職員がCLAの副担任として役割を担っている。規定した規程はないが学生委員会主導で運用し、全学で取り組んでいる。

2023（令和5）年度は、初年次教育改革に伴い、本学の教育目標「自ら学び、自ら考え、自ら行動する自立（自律）した人」へ向けた第一歩となる1年次の「基礎ゼミナール」の教育内容を抜本的に見直し実施した。授業開始前に、教員とサポートスタッフとなるSA、CLAの三者を対象に、外部団体の専門講師を招き研修会を実施した。春学期開始前の2023（令和5）年3月中旬と秋学期開始前の9月初旬に2回実施し取り組んでいる。

また、新年度初めに1・2年生のクラス担任とCLAを対象に、専門カウンセラーによる業務内容についての説明会を開催した。今回の開催は、研修会ではなかったが、教員と職員が協働し授業内外でのサポート体制について再構築できるよい機会となった。

【通信教育課程】

指導補助者（TA）については、採用時に行う全体研修において授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等について認識を共有した後、コミュニケーションツールSlackを活用し、教員および事務局と逐一密接な連携を取りながら日々の業務にあたっている。

また、事務局主導によるTAミーティングを毎月1回の割合で開催して、課題等が生じていないか、各授業における参考事例の共有等の確認を行っている。

年度末には、振り返りのミーティングを実施し、当該年度におけるTA個々の活動状況や次年度に向けた改善内容等をレポートにまとめ提出することを義務付けている。

【点検・評価項目6-5】

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教員組織の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価の項目）第3号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の【点検・評価項目2-5】において記述した3年周期の全学自己点検・評価において、管理運営点検評価部会、学部FD点検評価部会、大学院FD点検評価部会が点検・評価し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価した上で、改善活動に結びつけている。

専任教員数の検証は、学長を委員長とする人事委員会が大学設置基準及び大学院設置基準に照らし、毎年度行っている。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員の教育、研究、大学運営、地域・社会貢献の各活動を多面的に評価する「教員評価」を実施し、教員の顕彰を行っている（資料6-5-1）。この教員評価・検証は、教員の自己研鑽を促すとともに、大学全体の自己改善機能の向上並びに教育研究の質向上に資することを目的としている。

2. 長所・特色

【経済学部及び経済学研究科】

本学では、FD委員会を中心として、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげている。

例として「授業評価アンケート」の実施、「FD研修会」の開催など、様々なFD活動が行われている。2023（令和5）年度当初に設定された新理念の「産大コンピテンシー・ゴール」の実現、推進に資する授業アンケート項目を見直し、変更し実施した。このケースは本学の特色としてあげられる。また、教員による自己点検・評価も実施されている。このように活発なFD活動が行われており、さらに教育・研究・社会活動の成果も広報されるなど、積極的に活用されている。

【通信教育課程】

フルオンラインによる学生管理の利点として、受講状況や成績状況等について、一元管理

が容易であることが挙げられる。同様に各学生の属性や修学環境等と関連付けて分析を行うことが可能であり、FD活動を行うにあたっては、引き続きこれらを活用してより実効性の高い教育改善の達成に寄与することが期待される。

3. 問題点

【経済学部及び経済学研究科】

教員の資質向上に係る教員評価は、教員自身による自己点検・評価の段階にあり、客観的な評価の指標が開発されていない。今後は、客観的・数量的な評価の指標、または仕組みの開発が必要である。

【通信教育課程】

本課程では、「新潟産業大学特任教員規程」に基づく雇用期間の延長等の対応を実施している。しかし、2024（令和6）年度に完成年度を迎えるにあたり、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、教員組織編制の若返りおよび適切な配置に向けた将来構想について、より明確な視点をもって検討する必要がある。

4. 全体のまとめ

大学として求める教員像と教員組織の編制方針の設定については、新潟産業大学教員選考基準を定め、大学設置基準及び大学院設置基準を遵守している。また、年度当初に学長がすべての教員の校務分掌を指示し、学科、研究科、通信教育課程、各種委員会、研究所、センター等に配置している。さらに、学長が各学科に学科主任を置き学科会議が開催されており、通信教育課程においても、学長が通信教育部長を指名し、通信教育部長は議長として通信教育課程会議を主催している。このようにして、教員の組織的な連携体制及び教育研究に係る責任の所在を明確化している。

なお、教員の年齢構成においてやや高齢層に偏っているため、学科の将来構想に基づく専門分野と年齢構成を踏まえて若手教員の採用を実施する方向にある。

教員の募集、採用、昇格等の人事に関しては、「新潟産業大学専任教員の人事に関する規程」及び新潟産業大学教員審査基準、新潟産業大学大学院教員の資格審査基準に則って行っている。

FD活動は、「新潟産業大学FD委員会」及び「新潟産業大学大学院FD委員会」を中心として、春学期・秋学期の学生授業アンケートに基づく授業改善や教員相互授業見学会実施、FD研修会開催等、組織的かつ多面的に取り組んでいる。2021（令和3）年度に開設した通信教育課程は、スクーリングを行わず全ての授業をオンラインで実施するので、別に「通信教育課程FD委員会」を設置し、教員の資質向上と授業改善に取り組んでいる。

また、2020（令和2）年10月、「新潟産業大学教員評価に関する規程」を定め、教員評価シートによる各教員の自己点検評価活動にもとづいて、学長及び学部長が評価し、学長の最終決定により教員の顕彰を行っている。

本学は、教員・教員組織を点検・評価項目とする、全学自己点検・評価を定期的実施し、その結果にもとづいて改善に努めており、本学の教員・教員組織は、大学基準を充足してい

ると評価する。

第7章 学生支援

【大学基準7】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目7-1】

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点	
1	大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

「学生支援に関する方針」は、2016（平成28）年の全学自己点検・評価及びその改善活動において、つぎのとおり定め、ウェブサイト公表している（資料1-1-1[Web]）。

<学生支援に関する方針>

○基本方針

本学の建学の精神、教育理念にもとづく教育目標の達成に向けて、学生一人ひとりが学修に専念し、充実し安定した学生生活を送ることができるように、修学支援、生活支援、進路支援を行う。

○修学支援の方針

- ・1、2年次を中心に基礎学力の向上を図る。
- ・担任制により全学生の個別指導を徹底する。
- ・アクティブ・ラーニングを取り入れ、学生が自ら学び自ら考え自ら行動するよう支援する。
- ・学内外の奨学金制度および学費減免制度を活用して、経済的事情により修学困難な学生を支援する。
- ・障がいのある学生が修学に支障のないように支援する。
- ・外国人留学生に対して、日本語科目等を整備し学修のための十分な支援を行う。

○生活支援の方針

- ・学生が心身ともに健康で、安全で安定した学生生活を送れるように、健康管理と事故防止、経済的支援、ハラスメントの防止、課外活動支援等を行う。
- ・学生が生活全般にわたって相談できるように、大学内の組織はもとより学生の保護者との連携協力を得て多面的に支援する。
- ・外国人留学生について、安価で良好な住環境の確保、学生チューターなどによる交流促進等を通じて生活支援体制を整備する。

○進路支援の方針

- ・学生自らが社会の一員であることを自覚し、キャリア形成できるように支援する。
- ・社会人として自立するために、主体的に進路選択、就職の決定ができるように、就職ガイダンスや個別指導、付加価値づくりの講座等の充実を図り支援する。
- ・「地域に学び、地域をおこす大学」として、新潟県、柏崎市そして学生の出身地での就職を支援する。
- ・外国人留学生に対して、母語と日本語、本学での学修成果、日本での生活体験を活かした就職と進学を支援する。

本学は、中国、モンゴル国、ベトナム等、広くアジアから外国人留学生を数多く受け入れており、修学支援、生活支援、進路支援にわたって、外国人留学生に重点を置いた方針も定めている。また、近年、保護者と連携した指導を要する学生が増えていることから、全学年を通じての担任制や「新潟産業大学父母の会（1994（平成6）年発足）」との連携を念頭に置いた方針を盛り込んでいる。また、障がい者に対する合理的配慮の提供の義務化に伴い、2024（令和6）年度に向けて「新潟産業大学学生支援協力会議規程」（資料7-1-1）を見直し、「障害学生支援に関するガイドライン」（資料5-2-14）を作成した。

【点検・評価項目 7-2】

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点	
1	学生支援体制の適切な整備
2	学生の修学に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3	学生の生活に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
4	学生の進路に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

	・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
5	学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
6	その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

（１）学生支援体制の適切な整備

学生支援に関する方針に従い、各委員会等の規程及び「学校法人柏専学院事務分掌規程」（資料7-2-01）に役割分担を明記し、つぎのように適切に学生支援体制を整備している。

<修学支援>

主に教務委員会と大学事務局学務課が担っている。修学支援のうち、国の修学支援新制度に関する窓口業務や本学独自の学費減免等の経済的支援については、学生委員会と学務課（学生生活関連）が担当し、在留資格（留学）申請取次、外国人留学生の日本語補習、日本語能力試験の対策講座は国際センターが担当している。通信教育課程にあつては、通信教育部事務室が担当している。

<生活支援>

主に学生委員会と大学事務局学務課が担い、外国人留学生の生活支援については、国際センターが担当している。通信教育課程にあつては、通信教育部事務室が担当している。

<進路支援>

主に就職委員会と大学事務局就職課が担っている。通信教育課程にあつては、通信教育部事務室が担当している。

（２）学生の修学に関する適切な支援の実施

【経済学部及び経済学研究科】

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

授業内容の理解に不安のある学生への支援としては、当該授業科目担当教員のオフィス・アワーでの面談を学生に周知している。外国人留学生に対しては、日本語の補習や、チューター（日本人学生）による学修相談・生活相談等を行っている。

②正課外教育

学生の正課外活動の一つとして、学生参加型プログラムとして学生募集広報部を主体とする学生広報チームを結成し、大学行事等の広報やオープンキャンパスの運営を行い、帰属意識の向上（愛校心）やコミュニケーション力、情報発信力を養っている。

また、外国人留学生へのサポートとして、チューター制度を設けている。チューター主催で日本文化の紹介やイベントをとおして交流を図り、2022（令和4）年度には県内企業研修を行い、企業を知る機会を提供した。また、1年生に対して日本語学習のサポートを行っている。その他にも学生主催でスポーツ大会やクリスマスパーティ等の企画・運営を行うなど、

新潟産業大学では学生自らが活動に参画できるシステムを構築し、人間的成長の機会を提供している。

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

「日本語授業科目」や「基礎ゼミナール」をカリキュラムに設置（資料1-2-1[Web] p. 30～）し、留学生の日本語能力に合わせたクラス分けによる授業および社会人になるために必要な基礎学力を養成するための授業を実施している。

また、国際センターの取り組みとして、1年生の留学生に対し学習・生活面でサポートする学生（チューター）による日本語学習を日本語の教員と連携しながら支援を行っている。チューターによる日本語学習の成果を数値で計ることはできないが、日本人と交流を深めながら学習を進めることで聴解能力・会話能力が高まり、スムーズな授業への導入部分として効果があった。

④障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生本人の要望を確認しながら、資料の配付や板書の撮影など個々の状態に合わせた支援を教職員に共有・実施している。

また、障がい者に対する合理的配慮の提供の義務化に伴い、2024（令和6）年度に向けて「新潟産業大学学生支援協力会議規程」（資料7-1-1）を見直し、「障害学生支援に関するガイドライン」を作成した（資料5-2-14）。

⑤成績不振の学生の状況把握と指導

授業内容の理解に不安のある学生への支援としては、当該授業科目担当教員のオフィスアワーでの面談を学生に周知している。外国人留学生に対しては、日本語の補習や、チューター（日本人学生）による学修相談・生活相談などを行っている。

また、学生が授業を欠席した際に事前に設定なしでクラス・ゼミ担当教員に送信される自動アラートシステムを2021（令和3）年度から導入している。ポータルシステムの自動アラートメールの機能は、1科目を連続2回休んだ時に1回だけメールが送信され、1科目を連続でなくとも3回休んだ際も1回だけメールが送信される。以後は、1回休むごとに毎週1回メールが送信され、欠席者の事前把握により担当教員が指導を行っている。

⑥留年者及び休学者の状況把握と対応

本学では2年次から3年次への進級要件を満たさない場合および4年次の卒業要件を満たさない場合、経済学部教授会において進級判定、卒業判定として審議し、全ての教員が情報を共有した後、学長が最終決定する。留年が決定した学生に対しては、担当教員が面談し、留年に至った原因や生活改善について話し合うとともに、適切な履修指導を行っている。

休学者には休学中も相談を受けることが可能であることを伝え、希望があった場合に適宜カウンセリングや相談に乗るなどの対応をしている。

⑦退学希望者の状況把握と対応

退学に傾く学生を早期に発見し指導・対応するために「退学希望者指導と学籍異動のフローチャート」(資料7-2-02)を2015(平成27)年4月に策定し実施している。この取り組みは、ウェブ出欠管理システムにより学生の授業出欠状況を把握し、欠席回数が多い学生に対し相談または保護者との面談を行うものである。また、2021(令和3)年4月からポータルシステムを導入したことにより、リアルタイムで教職員がより早期に学生の出欠を確認できるようになり、状況を把握しやすくなった。一連の対応には、ゼミナール担当教員はもとよりCLAの役割を担う事務職員があたる(資料7-2-03[Web])。さらに、学生の心身の障がいや欠席理由がある場合は、「学生支援のためのプロジェクトチーム」もこれに加わる。この対応により、修学の継続または休学期間を置いての再考へと、考えを変える学生もいる。

退学(除籍を含む)の学籍異動については、学長の最終決定の前に、経済学部教授会において担任の教員が退学や除籍、休学に至るまでの経緯や内容を説明し、全ての教員が情報を共有した上で審議がなされ、修学支援の組織的対応を行っている。

⑧奨学金その他の経済的支援の整備

高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金や日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の情報ははじめ、外部団体からの奨学金や本学独自の留学生向け「学習支援金」などの経済支援を行っている。

また、これまでのスポーツ特待制度や学業優秀者に対する学費軽減制度に加え、2023(令和5)年度から経済的理由により就学が困難な入学者を対象とした給付型奨学金「シン・スリーブルー」で原則4年間の給付を行う(資料7-2-04[Web])。

その他、学業継続の意思を持ちながらも学納金の納入が困難になるなど、緊急の援助を必要とする学生に対し「新潟産業大学父母の会奨学貸付制度」「新潟産業大学校友会奨学貸付制度」「新潟産業大学短期貸付制度」を設置し救済している(資料7-2-05[Web] p.26)。

⑨授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

奨学金情報は全学生にポータルサイトや掲示板で積極的に発信・周知している。希望した奨学金に採用されなかった学生に対しても他の奨学金を照会している。申請手続きについても漏れのないようこまめに連絡し、個々に対応しているため、学生本人の未手続や手続不足が原因で奨学金を受給できないという学生はいない。

また、学納金納付については、納期に間に合わない学生・保証人に対し、延納願の提出により納期を延ばす制度を設け、個々の経済状況に合わせて分納できる体制をとっている。2023(令和5)年度の春学期の延納制度利用者は5分の1を占めた。

【通信教育課程】

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

通信教育課程では、通常のオンデマンド授業以外にも、必要に応じて特別授業をライブ配信で行い、双方向でコミュニケーションを取りながら授業を進行している。当日、出席できなかった学生においては、録画した授業を学習管理システムにアップしている為、いつでも

視聴することが可能となっている。

日々の学修において、学生からの質問は、学習管理システムから随時受け付けており、指導補助者（TA）または教員から、原則として24時間以内に学生に回答している。

②正課外教育

外部事業者と連携し、時と場所を選ばない学習環境の提供が可能な本学通信教育課程の特長と親和性の高い正課外教育プログラムを用意して、多様な価値観を持つ学生の需要に応えている。

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

通信教育課程には制度上留学生は存在しないが、外国籍を持ち、かつ日本語によるコミュニケーションが可能な学生が海外で本課程を受講しているケースは確認されている。また、「多様な学生」の定義としては、仕事を持つ社会人、働きながら学ぶ学生、生涯学習を目的とした高齢者層等が想定されるが、何れの場合にせよ、各人の都合に合わせた時間や場所で受講でき、かつ授業に対する質問等についてもメールやSlack等を活用して迅速に回答を届けていることは多様な背景を持つ学生に対する修学支援として大きなメリットとなっている。またガイダンス等の実施の際は後日アーカイブ視聴ができるように配慮している。

④障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援としては、通学課程に準じた「合理的配慮」を念頭に置き、学びの機会が不公平とならないよう配慮する対応を取っている。

⑤成績不振の学生の状況把握と指導

学生の学修進捗状況の把握は、学習管理システムで確認し、計画的に学修を進めることができている学生には、フォローメールを定期的に配信し、学生の状況確認、学修に関するアドバイス等を行っている。

⑥留年者及び休学者の状況把握と対応

休学者については、年数回コンタクトを取り、近況聴取や復学に向けての意思確認を直接行っている。

⑦退学希望者の状況把握と対応

退学希望者への対応は、Zoomを利用したオンライン面談等による状況聴取を原則とし、進路変更に対する考え方等について対話を通じて一緒に整理して、退学をする場合は将来の選択について拙速な判断で進路変更を決定しないよう助言を行ったうえで手続きを行っている。

⑧奨学金その他の経済的支援の整備

通信教育課程は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の対象認定校（給付型のみ）となっている。

⑨授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

地方公共団体(都道府県市区町村)、及び民間育英団体による奨学金制度についても、本学学生への募集があった場合は、学生専用ポータルサイト等で募集案内を行う。また、信販会社との提携により、学生が安心して学修に取り組めるよう教育ローンの制度を案内している。日本政策金融公庫や各銀行における「教育ローン」の取り扱いについても、経済的支援が必要な学生及び保証人に案内している。

(3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

【経済学部及び経済学研究科】

日常の学生相談の窓口対応をはじめ、本館1階学生ロビーに学生が自由に投書できる「意見箱」の設置、ハラスメント防止の組織的対応、スクールカウンセラーによる心の健康を守るカウンセリングを行っている。2022(令和4)年度からポータルサイトで投書できる「NSUフリーポスト(意見箱)」(資料7-2-05[Web] p.7)を設置し、今までより気軽に大学へ要望等を伝えられる体制にしたため、投書数が増え、学生生活で抱えている要望や意見、悩みに対し支援を充実させることができた。

NSUフリーポスト(意見箱)への投書件数

年度	件数
2019(令和元)年度	8件
2020(令和2)年度	0件
2021(令和3)年度	7件
2022(令和4)年度	20件
2023(令和5)年2月現在	39件

①学生相談に応じる体制の整備

クラス担任制をとっており、1・2年次は基礎ゼミナール担当教員と職員のCLAが個人面談を行っている。3・4年次は専門ゼミナール担当教員が授業以外にも相談にのる体制をとり、学生が快適で充実した学生生活を送れるよう指導・助言を行っている。以前から教員とCLAによる個人面談を実施していたが、2023(令和5)年度にはスクールカウンセラーによるクラス担任およびCLA向けに面談実施におけるポイントの講習会を開催し、改めて面談に向けての意識づけを行うことができた。またSAを基礎ゼミナールに配置し、担当教員・CLA・SAの3者で低学年学生へのケアを行う体制を整えた(資料7-2-05[Web] p.27~28)。

②ハラスメント(アカデミック、セクシャル、モラル等)防止のための態勢の整備

各種ハラスメントの防止に向けては、「学校法人柏専学院ハラスメントの防止等に関する規程」(資料7-2-06)を制定し、「ハラスメント防止委員会」を設置するとともに、ハラスメント相談員を置いて、各種ハラスメントの防止に取り組んでいる。ハラスメント防止に関する学生の周知は「学生生活の手引き」(資料7-2-05[Web] p.28)や新年度ガイダンスで周知している。

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の健康面の配慮については、定期健康診断の実施の他、新入生ガイダンス時の精神的健康度調査（UPI検査）を実施している。留意すべき学生を学務課医務室で抽出し、産業医（精神科医師）やスクールカウンセラーに繋げ、本人との話し合いの場を設けるなどの組織的な対応を行っている。話し合いに応じない学生に対しての対策をどのようにするか課題が残る。

COVID-19関連の情報だけでなく、他の感染症情報やその対策、健康に関する情報もこまめに発信し、学生が安心して過ごせる環境づくりを行っている。保健衛生についても基本的な手指消毒、換気、必要に応じてのマスク着用などを発信しているため、2023（令和5）年度4月から9月まではCOVID-19感染者は月平均3人に留まっており、クラスターも発生しておらず、インフルエンザ感染者もいない。

また、新年度のガイダンス時には学生生活全般（健康管理、医務室の利用、校医紹介、学生保険、薬物乱用の防止、感染症等）の諸注意、新潟県柏崎警察署交通課長による交通安全講話等を行っている（資料7-2-05[Web] p. 36～42）。

課外活動（部活動）で遠征や大会に出場する際は、事前に現地の医療機関と連絡を取り、さらに現地での詳細な日程を提出させた。その上で新型コロナウイルス感染対策委員会へ「正課外活動許可申請書」（資料 7-2-07）を提出させる許可制とし感染拡大防止を図った。その結果、部活内で小規模なクラスターが発生したが、部活内に留まり拡大はせず、重症者も出なかったことは成果を上げたと判断でき、安心した学生生活を確保できたと言える。また、COVID-19 への感染は市中で感染したものであり、学生が発生源になっていないことも評価できる。

本学学生は留学生や県外出身者の一人暮らしが多く、コロナ禍で体調不良に陥った学生の状況把握やその後の状態把握を追跡することが難しかったが、体調不良の学生個々に対し、医療機関を受診するためのサポートを行うことで状況把握と健康管理に努めた。

部活動等での県外往來のための事前事後の体調チェックや感染拡大防止のために、抗原検査キットを有効活用した。

2023（令和5）年度に5類へ移行してからも基本的な手指消毒、換気、状況に応じたマスクの着用など、学生への周知を行っている。

【通信教育課程】

メンタルサポートとして希望する学生にはウェブ会議ツールや電話等でカウンセリングを行っている。申込みは学生ポータルで受け付けている。

（4）学生の進路に関する適切な支援の実施

【経済学部及び経済学研究科】

①キャリア教育の実施

職業意識の醸成、社会人として必要な基礎的・汎用的能力を育成すべく、1年次から3年次まで、キャリアデザインに必要な知識を身につける授業科目を設置している。更に、学生が主体的に進路選択できるよう、体系的カリキュラムに基づき学生支援を行っている。就職支援の成果である就職率については、2022（令和4）年度まで10年連続100%を達成してい

る（外国人留学生・社会人学生を除く）（資料 7-2-08）。

キャリア教育としては、基礎科目として「キャリアデザインⅠ」（1年生対象）「キャリアデザインⅡ」（2年生対象）「キャリアデザインⅢ」（3年生対象）の3科目6単位を中心に、「キャリアデザイン演習Ⅰ」（1年生対象）「キャリアデザイン演習Ⅲ」（3年生対象）の2科目4単位、「インターンシップ」（2020（令和2）～2021（令和3）年度はCOVID-19の感染状況を踏まえ不開講）、「地域振興論」（2年生対象）を配置し、学年の進行に併せて段階的にキャリアプランをステップアップできるように組まれている。留学生用の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」についても開講しており、日本の習慣とマナー、日本における就職活動、留学生の採用状況などを学び、就職に対する意識を高めると共に情報収集の仕方を身につけ、自分自身のキャリア形成を考えることにつなげている。

キャリア科目の講義では、地元就職への関心を高めることを目的とした新潟県委託事業「新潟の産業と・企業を知る講座」を活用し、県内企業に就職した卒業生を招聘したパネルディスカッション等を実施し、企業人である卒業生の声を直接聞く機会を設けている。また、県内企業へのバスツアーを実施し、企業担当者から事業内容や工場をじかに見学することで職業選択の幅を広げている。地域振興論ではオムニバス形式で、新潟県内の企業・自治体等から講師を招く一方、企業等を見学するフィールドワークを取り入れることにより、多角的に県内の経済・社会の進行の現状を理解し、地域振興に積極的に関わっている。

1・2年次では卒業後を見据えた年次毎の「キャリアポートフォリオ」（資料 7-2-09）を記入させ、翌年度に各項目の到達度の評価をさせることで学生自身の主体的なキャリア形成とPDCAサイクルに基づいた自己管理を促している。3・4年次は、「ゼミナール」における担当教員との個別進路面談の中で、進路指導を実施し「キャリアポートフォリオ」に記録として留め、就職内定時まで活用している。

②学生のキャリア支援を行うための体制

学生のキャリア支援を行うため就職委員会を設置し、学生が就職活動を円滑かつ効率的に進められるよう、適切な指導及び援助を行っている。主な業務として、

- (a) 就職に関する情報の提供
- (b) 就職の指導
- (c) 就職に関する資料の整備
- (d) 求人先の検討及び開拓の計画
- (e) 就職事務手続に関する検討
- (f) その他就職業務の推進に関する重要な事項

などが挙げられる。

就職委員会は、就職委員長をはじめとする教員6人、就職課長、就職課長補佐で構成され、就職委員会は、月に1回程度実施している。就職課では、課長1人、課長補佐1人、主任1人のスタッフが上記業務に対応している。また、就職関連部署と各年次のゼミナール担当教員や学務課（医務室）と連携し、学生情報の共有化と情報交換を行うことで、効率的な就職指導を機能させている。施設としては、就職課事務室以外に、キャリアナビルーム（学生専用端末、面談、写真撮影、就職関連書籍と閲覧の各コーナー）、面談専用室がある。

③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

学生の進路選択に関わる支援については、就職委員会および就職課が、予め年次計画および就職支援行事計画を策定し、入学年から卒業まで学年進行に応じ、切れ目のない支援を実現している。年度当初に実施する学年ごとの就職ガイダンスに加え、3年次では、就職活動に対応できるよう、各種就職セミナー、就職ガイダンス、適職・クレペリン検査、SPI3 対策模試、公務員模試（教養・専門）、ウェブテスト等を実施している。また時期を問わず就職活動に係る相談、履歴書添削、面接練習等は就職課で対応している。特に4年生は、3月から6月頃にかけて、履歴書の添削および面接練習の希望者が多く、予め希望日時を予約する形で対応している。その際は、「キャリアポートフォリオ」に基づき、学生のニーズに見合った個別指導を実施している。また、就職活動直前には、終日にわたって模擬面接やマナー実践演習、グループディスカッション、内定者の就職体験から学ぶ「就職活動集中対策講座」、企業担当者を招いて企業の事業内容や求める職種の業務内容について学ぶ「企業研究セミナー」を実施している。就職に対し付加価値を付けることを目的として、資格取得への支援も行っている。開講した資格取得支援講座は、簿記対策講座（ウェブ受講）、経営学検定対策講座、E R E 検定対策講座、福祉住環境コーディネーター講座、M O S 検定対策講座、I T パスポート検定対策講座、公務員試験対策講座である。

留学生への就職支援では、日本の企業等で就職を希望する学生に対し、日本人学生と同様の就職支援を行っている。4年生に関しては、4月に留学生向けガイダンスを特別に設定するほか、就職委員と就職課職員が連携して個別面談を実施し、日本国内で就職、大学院に進学、母国に帰国し就職する予定などについてヒアリングと就職指導を実施している。

【通信教育課程】

2025（令和7）年3月に第一期生が卒業を迎える通信教育課程において、キャリア支援としては就職情報クラウドサービスを利用し、就活情報の閲覧・エントリー、インターンシップ情報の閲覧・エントリー、ウェブ会議ツールによるキャリア面談予約、面接指導を行っている。

（5）学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

【経済学部及び経済学研究科】

2023（令和5）年度は入学式後に新入生向けイベントとして先輩学生による部活・サークル活動の紹介の後、ブース形式で勧誘活動を積極的に行った。その結果、2023（令和5）年度の加入率は63%となり、過年度に比べて上昇した（資料7-2-10）。

その他、学友会の予算において遠征費（宿泊・交通費）や施設使用料、大会参加費などの補助金を支給し、経済支援を行われている（資料7-2-11）。

【通信教育課程】

学生同士のコミュニティ形成促進を目的として、オンラインチャットツールを活用したコミュニケーションやオンラインイベントを行っている。オンラインイベントは「特別授業」「ゲストトーク」「ワークショップ」等を実施した。

また、学生を中心とした広報活動や各種イベント、学園祭の運営等を担当する「学生チー

ム」を募り、ミーティングの補助や活動の支援を行った。

学生チームのメンバーとはオンライン個別面談を実施し、活動の振り返りや成長を促すきっかけづくりを行った。

(6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【経済学部及び経済学研究科】

授業アンケートや学生生活アンケートを実施しており、学生からの要望や意見（授業や施設等改善など）をとりまとめ各委員会で審議し、大学全体としての支援および改善に結びつけている。

また、学生個々に対しては1F学生ロビー設置の「意見箱」、ポータルサイトの「NSUフリーポスト」を設置し、学生が自由に意見や要望を投書することができるシステムを整えており、委員会や大学事務局・担当部署から正式に1F学生ロビーの掲示板や学内ウェブサイトで回答し、学生への要望に応じている（資料7-2-05[Web] p.7）。

【通信教育課程】

オンラインチャットツールやオンラインイベント等でのつながりを持った学生がオンライン上で集まり、フリートークをする場として、オンラインチャットツールのビデオ通話機能を開放しており、学生同士でコミュニケーションを深めている。また、学生からの要望が多いオフライン交流会（実際に集まって学生同士や教職員と交流する企画）についても、積極的に企画運営を行っている。

【点検・評価項目7-3】

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

【経済学部及び経済学研究科】

学生支援の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条第7号に自己点検・評価の項目として定め、原則として3年周期の全学自己点検・評価を実施している（同規程第4条）。

定期的な自己点検・評価において、修学支援に関しては、「除籍・退学率」（資料4-7-3）「GPA」（資料4-4-2[Web]）「授業アンケート」（資料4-6-1[Web]）「GPS-Academic アセスメント」（資料7-3-01）等の資料・情報に基づいて、生活支援に関しては、「意見箱」「NSUフリーポスト」（資料7-2-05[Web] p.7）「学生記録簿（A票）」（資料7-3-02）「学生記録簿（B票）」（資料7-3-02）「精神的健康度調査結果（UPI検査）」等の資料・情報に基づ

き、進路支援に関しては、月次及び年次推移の「就職率・就職希望率及び進路一覧」（資料 7-3-03）「キャリア・ポートフォリオ」等の資料・情報に基づいて、点検・評価を行っている。

【通信教育課程】

通信教育課程の学生支援の適切性の点検・評価も、前述の通学課程と同じく、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条第7号に定めるとおりであり、原則として3年周期の全学自己点検・評価を実施している（同規程第4条）。通信教育課程の学生支援の自己点検・評価は、通信教育点検評価部会が、「授業科目履修率」「学修進捗度」（資料 7-3-04）「進級更新率」（資料 7-3-05）「授業評価アンケート」（資料 7-3-06）「managara 学生満足度アンケート」（資料 7-3-07）「サポートセンターに寄せられる問合せ内容」（資料 7-3-08）「Web カウンセリング」（資料 7-3-09）等適切な資料・情報に基づいて行っている。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

【経済学部及び経済学研究科】

学生支援の3つの柱として、修学支援の点検・評価は「教務・修学支援自己点検・評価部会」及び「経済学部FD自己点検・評価部会」が行い、生活支援の点検・評価は「学生生活支援自己点検・評価部会」が行い、進路支援の点検・評価は「学生進路支援自己点検・評価部会」が行っている。各部会の報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が学生支援の総括評価を行ったうえで、その結果を教務委員会、FD委員会、学生委員会、就職委員会等の委員会組織及び学務課、就職課等の事務組織に、「改善活動チェックシート」や定例開催の委員会等を通じてフィードバックし、各委員会組織と事務組織が協働で改善活動を進めている。

具体的事例としては、経済的支援を必要とする学生に対する各種奨学金の情報提供窓口の充実や煩瑣な申請手続きに対応したきめ細かなサポートの向上を図った。また、「授業評価アンケート」「意見箱」「NSUフリーポスト」等の結果を検証し、FD委員会及び教務委員会が合同でFD研修会を開催し改善・向上に努めている。また、2023（令和5）年度当初に策定された「コンピテンシー・ゴール」の実現に資するように、「授業評価アンケート」の質問項目を改善した。進路支援においても、卒業予定の4年生から「就職自己点検調査書」（資料 7-3-10）を提出させ、内定先企業への満足度や実施した就職ガイダンス・セミナーに対する評価、就職指導全般やキャリアサポートの施設等に対する学生の意見・要望を収集し、これを分析し、次年度の就職サポートの改善に役立てている。

【通信教育課程】

通信教育点検評価部会の点検・評価結果は、全学自己点検・評価委員会に報告され、全学自己点検・評価委員会において総括評価したうえで、その結果を通信教育課程会議及び通信教育部事務室に、「改善活動チェックシート」や定例開催の通信教育課程会議を通じてフィードバックし、通信教育部事務室を含む通信教育部として改善活動を進めている。

2. 長所・特色

<修学支援>

経済的理由で修学が困難な学生を支援するため、日本学生支援機構の奨学金制度をはじめとして本学独自の様々な奨学金制度や貸付制度を設け経済支援を行っていることは、本学の特徴のひとつである。スポーツ実績優秀者や学業優秀者に対する学費軽減制度や家計の収入で判断するシン・スリーブルー奨学金、新潟産業大学父母の会や校友会の貸付制度などがある。

<生活支援>

課外活動支援として、新入生に対して部活動メンバーが行う勧誘会とは別に、一人ひとりの趣味・興味・能力など個々に合う部活動を見つけ、今後の大学生活を送るうえで同学年だけでなく上級生との人間関係を構築し、大学への帰属意識を高めてもらうことを目的に部活動紹介およびブース形式での勧誘活動を行った。その結果、現状で説明したとおり、2023（令和5）年度の1年生の部活加入率は63%と高くなった。

学生の健康面においては、病気を抱えている学生に対して適切な健康管理指導を行っている。また、メンタル面でカウンセリングが必要な学生に対しては対面だけではなく、学生が気軽に相談できるようウェブでも面談ができる体制を整えている。必要に応じて、学校医やカウンセラー、大学の諸組織、保証人とも連携をとり、組織的な対応を行っている。

外国人留学生を地域の小・中・高等学校や諸団体へ派遣し、母国の文化を紹介するなど異文化交流を図っている。その他、日本人学生のチューターによる日本語学習サポートや企業研修、教職員による留学生の学習・生活面の相談など、学生委員会の組織として指導を行っている。また、留学生への経済的支援として学費軽減制度、学習支援金の支給、住宅費や通学費補助など、日本で安定した学生生活を送るための支援体制が整っている。

<進路支援>

就職課での面談利用率が高く、学生と就職課の距離が近いことが特長となっている。また、ゼミナール担任と就職課が学生の就職活動の進路志望情報などを共有し、密接な進路指導を展開している。2022（令和4）年度の就職率は100%となっているだけでなく、就職希望率も94.4%と全国平均を上回る。その理由として、進学や留学希望者を除けば、志望先が定まっていない学生が少ないことに加え、キャリアプランをゼミ担任や就職課スタッフと共有していることが大きい。また、NSUキャリアナビにおいて、就職イベントの確認や申込み、就職面談の予約、進路決定届の提出など学生と大学就職課を繋ぐツールが効果的に機能している。学内個別企業説明会の開催も随時開催し、学生と企業のマッチングの機会を積極的に提供している。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

<修学支援>

学生の修学支援については、教務委員会と学務課授業関連部門が連携して、履修や授業、試験等に関する支援を行っている。また担任制による全学生の個別指導体制や、授業にアクティブラーニングを取り入れ、学生が自ら学び自ら考え自ら行動できるよう支援している。外国人留学生に対しては、日本語科目等を整備し学修支援をしている。また障がいをもつ学生には修学に支障のないよう個別に相談しながら支援している。

<生活支援>

学生生活を支援するうえで、学生委員会と学務課学生生活部門が連携して学生生活全般において指導を行っている。学生の心身の障がいや学生生活に関することなど「新潟産業大学学生支援協力会議規程」のもとに学生課が担当部署として学生の状態把握に努めていたが、基礎ゼミナールの改革および障がい者に対する合理的配慮の提供の義務化に伴い、規程の内容を見直した。（資料7-1-1）

具体的な学生支援協力会議の役割としては、学生が心身の障がい等により修学・学生生活・進路において生じる支障の対策を講じるものである。精神的・肉体的障がい等に関する情報を適切に管理するとともに、支援を要する学生を特定し、公認心理師や臨床心理士などとの連携により支援内容を決定する。その支援内容を本人との調整により作り上げていく。

協力会議の構成員は、

- (a) 学生委員長
- (b) 教務委員長
- (c) 基礎ゼミナール科目担当教員
- (d) 学務課長または学務課長補佐
- (e) 医務室看護師
- (f) その他学長が指名した者

である。

<進路支援>

前述のとおり、本学のキャリアサポートの特長は学生との距離の近さにあり、学生一人ひとりの個性や志望進路について就職関連教職員とゼミナール担当教員が情報を共有しながら就職指導を行っていることが、10年連続就職率100%につながっている。就職活動（企業側からは採用活動）の早期化と早期選考の流れは顕著であり、そうした就職を取り巻く環境の変化や学生へのアンケート調査の意見を基に、毎年就職サポートプログラムに変更を加えている。

学生を内定に導くということに留まらず、就労後の長期間にわたる定着を目指し、学生に丁寧な自己分析の実践と深い企業研究への取り組みを一層促している。

第8章 教育研究等環境

【大学基準8】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目8-1】

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点	
1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、その理念・目的を実現するために「教育研究等環境の整備に関する方針」を次のとおり定め、大学ウェブサイトに掲載し広く社会に示している（資料1-1-1[Web]）。

<教育研究等環境の整備に関する方針>

本学は、その理念・目的を実現するために必要な校地・校舎・施設・設備等を整備し、安全・衛生に配慮しながら、学生の学習意欲の向上に資する学修環境と教員の教育研究環境を整え、これを提供する。

【点検・評価項目8-2】

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点	
1	施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
2	教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

(1) 施設、設備等の整備及び管理

① ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

大学全体でのネットワーク通信量増加に対応するため、2022（令和4）年度にネットワー

ク回線の増強を実施した。また、公共スペース（食堂、学生ラウンジなど）の他に、2022（令和4）年度には講堂、全館の教室にWi-Fi機器を整備し、BYOD環境の整備を図った。

②施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学は施設、設備の維持管理をビルメンテナンス業者と契約し、各種法定点検・定期点検の実施、構内巡視による施設設備の早期修繕に努め、施設利用に対応している。一方、開学から30年以上経過し、経年劣化による故障・破損が発生しやすいため、年次計画を策定し改修の実施を進めている。

構内の清掃は毎日の日常清掃、定期的な床面ワックス掛けなど計画に基づき実施しており衛生環境が保たれている。

屋外環境の維持管理については、業者による除草作業のほか、冬季は駐車場、学生・教職員通路確保のための除雪対応を実施し維持・安全管理に努めている。

学生の学習環境や教員の教育研究環境への対応・対策として、2020（令和2）年4月に「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」を策定、同時に副学長を委員長とする新型コロナウイルス感染対策委員会を設置し、学長の諮問により感染の予防と対策等の具体的な協議・検討を行ってきた。主だった対応は次のとおりである。

2020（令和2）年度春学期の授業は、COVID-19感染症拡大防止の観点から、全面的なオンライン授業を実施、その後の新潟県内及び柏崎市内の感染状況が落ち着いてきたことにより、同年秋学期から完全対面授業を再開した。以降、3密を回避するため教室収容定員数の削減や換気、手指消毒、検温等の感染対策を徹底し、安心安全な教育環境の保持に努めた。コンピュータ実習室、図書館、食堂等においても同様な対策をとるとともに、随所にアクリル板を設置して飛沫感染の防止を図った。また、国内感染者数の度重なるピークが波状的に発生した際は、都度職員による立哨や校内放送による注意喚起を行い、感染防止に対する意識高揚を図ってきた。

③バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応として、スロープや手摺り、車椅子対応トイレ、エレベータを設置し、利用者に配慮した環境を整備している。

④学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するため、コンピュータ実習室、C A S教室を授業時間以外は自習室として開放している。また、学生は自習のため本学学生ホール、A号館学生ラウンジを利用できるようにしている。図書館においては学生の各種研究、課題のための利用に対し各種サービス提供等に努めている。

（2）教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

教職員及び学生において、セキュリティ、プライバシー、知的財産権の保護の観点から踏まえた情報倫理の確立を図るため、「新潟産業大学キャンパスコンピュータネットワーク管理・運用規程」（資料8-2-1）、「新潟産業大学キャンパスコンピュータネットワーク利用に関するガイドライン」（資料8-2-2）及び「新潟産業大学Webサイト管理・運用規則」（資料8-2-3）で本学のネットワークを利用する際の遵守事項を明記し、ネットワーク利用に関

する倫理の啓発活動、周知を行っている。

さらに、学生には上記規程とガイドラインを説明し、理解させたくて「誓約書」を提出させ、違反した場合アカウント停止の措置があることを説明してからアカウントを発行している。またWi-Fi利用についても、利用上の危険性や利用を回避するための対策を読まなければ利用できないようにすることで、周知を行っている。

通信教育課程の学生に対しては、オンラインガイドブック上で情報リテラシーの重要性を掲載し、教職員と学生が情報倫理についての意識を共有している。また、本課程の授業を開始するにあたり、オンラインにおける著作権の尊重、およびコミュニケーションツール「Slack」利用規約と同意書の確認について、内容承認のオンライン署名をLMS上で採取している。

【点検・評価項目 8-3】

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点	
1	図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
2	図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

(1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

2023（令和5）年9月現在、図書の蔵書数は137,825冊（うち洋書20,567冊）、雑誌は281タイトル（うち洋雑誌110タイトル）である。主に、経済学、経営学等の資料を中心にカリキュラムや教育内容に沿った資料を収集している。

電子情報コンテンツは、2020（令和2）年に学術図書を中心とした電子書籍サービス「Maruzen eBook Library」（現在146タイトル保有）を導入、2023（令和5）年3月には新規で一般書を中心としたクラウド型電子図書館「LibrariE」（54タイトル保有）を導入している。どちらの電子情報コンテンツも、学外からのリモートアクセスが可能であり、学外での学習環境を充実させるための一助として機能している。また読書バリアフリーに対応した読み上げ付きコンテンツも積極的に導入している。電子書籍のアクセス数は年々順調に増加している。電子ジャーナルに関しては「JSTOR Business Collection1」（49タイトル）を購読している。2022（令和4）年度の電子書籍（Maruzen eBook Library）の総アクセス数は昨年比270%になった。

大学ウェブサイト（附属図書館）からOPAC（オンライン蔵書目録検索システム）検索が行え、学外においても蔵書検索が可能である。また、同検索に国内の図書館を対象にした横断検索サービス（カーリル）を連携させ、2023（令和5）年度4月から運用を開始している。

この整備により、通信教育課程の学生や、遠隔地で学習する学生などが目的の資料を探す際、居住地周辺の図書館との横断検索が可能となり、学生へのシームレスな学習のサポートとして機能している。また一方で、現物資料の郵送対応も行っており、主に通信教育課程の学生が利用している。COVID-19により新入生ガイダンスが行えなかった経験から、図書館利用案内の動画を作成し、ウェブサイトで公開している（資料8-3-1[Web]）。

②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所のNACSIS-CAT・ILLに参加している。NACSIS-CAT（目録所蔵データベース）を利用することにより目録作成業務の効率化を図り、ILL（図書館間相互貸借システム）の利用することで、他の図書館からの資料の取り寄せや資料送付の相互協力が可能な環境にある。また、オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）に加盟し、JAIRO Cloud（クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス）による運用を行うことにより、本学の研究紀要をオープンアクセスで公開している。

③学術情報へのアクセスに関する対応

図書館のウェブサイトの情報検索リンク集には、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ（Cinii）や行政提供の情報サイト（e-Gov法令検索、e-Stat）へのリンクを表示し、学習に関する資料の検索案内サポートを行っている。

本等資料検索リンク	国立国会図書館サーチ、CiniiBooks、近隣の公共図書館など
論文検索リンク	CiNii Research、J-STAGEなど
行政発行資料検索リンク	e-Gov法令検索、e-Statなど
研究紀要検索リンク	新潟産業大学リポジトリ (オープンアクセス)

④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

座席数は181席で大学設置基準を満たしている。授業期間中の開館時間は通常9時から18時であり、本学の最終授業の5限目の終了時間までの利用が可能となっている。

従来設置していた個人席はもちろん、COVID-19への対応を機にレイアウト変更したパーソナルスペースを確保した席など、利用者のニーズにそった閲覧環境を整えている。また、館内には資料を探しながらレポートをまとめることが出来るようにノートパソコンを8台設置している。

快適な利用環境を整備するため、飲用許可スペースにはコーヒーマシンを設置し、学習の合間の安らぎを提供している。また、館内ではWi-Fiが利用できるため、COVID-19への対応を機に、1200誌以上の雑誌の閲覧が可能なdマガジン（法人契約）を導入、利用者のデバイス（スマートフォンやタブレット）から手軽にブラウジングが行えるような環境も整えている。COVID-19対策として設置していた受付カウンターのアクリル板は5類への移行後の秋学期には撤去したが、同様の禍が起きた際に対処できるようにと設置具を残したままにしている。

(2) 図書館、学術情報サービスを提供するために専門的知識を有する者の配置について

4人の職員を配置している。そのうち図書館司書資格を有するもの2人、ネットワークに関し専門的知識を有するもの1人を置いている。また、本学は新潟県大学図書館協議会に加盟しており、図書館司書資格を有する者は、毎年開催される合同研修会等に参加し、情報や知識の共有はもとより、より良い図書館運営のために研鑽を重ねている。

【点検・評価項目 8-4】

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点	
1	研究活動を促進させるための条件の整備 ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・ 研究費の適切な支給 ・ 外部資金獲得のための支援 ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

(1) 研究活動を促進させるための条件の整備

① 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学の研究活動に対する基本的な考えをまとめ上げ、研究活動全般を統括し、その支援を目指して2023 (令和5) 年12月に新たに「研究活動支援委員会」を立ち上げた。研究活動の促進を図るため、まずは各専任教員の一年間の研究活動の実態を把握すべく「研究活動」「社会貢献活動」などの実績をまとめたAnnual Report (年次報告) を発行する (2024 (令和6) 年4月)。この委員会設置を契機に、研究環境の改善はもとより、各教員の持つアクティビティを大学運営にも活かそうとしている。

教育活動が中心となる大学にあっても、新たな学問動向などを機敏に取り入れ、授業等に反映させることは必要であり、そのためにも授業担当教員の旺盛な研究活動は欠かせない。特に、課題解決型の教育を目指す本学にあっては、未知 (どうしてよいか分からない課題) を既知 (こうすれば良いと解決策を提示) に変換する力、即ち研究力量が求められている。

このように、本学における研究活動の基本に据えられるべきは、(a) 教育活動を充実させるための研究活動の視点であり、さらには、(b) これまでの研究活動の成果を継承・伝達するだけでなく、より発展・深化させ、新たな知見を加えることで学会や広く社会に問いかけるといふ、社会的な責務という視点である。こうした諸点を、ウェブサイトへ掲載することを検討している。

②研究費の適切な支給

専任教員の個人研究費については「新潟産業大学研究費規程」（資料8-4-1）に基づき、毎年度の予算をもって学長がその額を決定している。教授、准教授、講師、助教には一律に配分さされる研究費をベースとして、前年度の研究活動や出前授業等の実績を個々にポイント化し、ポイント数に定額を乗じた額を上乗せ（増額）する方式を採用している。

上乗せ分の査定基準は、前年度における科学研究費の申請、学外出前授業・学内体験授業の実施、附属高校との高大連携授業、地元自治体からの事業受託等、活動内容によってポイント数が予め定められており、本制度はインセンティブとして機能しモチベーションの向上に繋がっている。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の取り扱いに係る管理運営と不正行為防止に関する体制整備を厳格に規定している（【点検・評価項目8-5】）

③外部資金獲得のための支援

本法人経営改善計画（中期的な計画）では私立大学等経常費補助金、科学研究費補助金、新潟産業大学基金（寄付金）を本学における大きな外部資金と位置付け、外部資金獲得検討委員会が中心となって獲得へ向けた企画立案を行っているが、その中で科研費の獲得に際しては地元の国立大学法人新潟大学研究企画推進部が企画する研究支援プログラムRETOP（Research support Total Package）を導入し、ノウハウの共有を図っている。RETOPでは元科研費審査員による申請書の添削や、新潟大学URAによる科研費セミナー等のプログラム受講を通して、契約3年目となる2021（令和3）年度には基盤研究C区分で1件交付内定を得ることができた。

④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

全ての専任教員には研究室（個室）を割り当てており、研究活動に専念できるよう十分配慮している。また、専任教員が研究に費やす時間を確保できるよう、「新潟産業大学専任教員の就業に関する特則」（資料6-1-4）では週当たりの授業担当時間を予め定め、過度の負担とならないよう努めている。

⑤ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

現在学部学生が教育的配慮のもと、TAとして学部学生に対する正規授業における教育的補助業務に従事している。賃金は職員人件費（兼務職員）で会計処理している。TAの雇用等に係る規程は未整備となっている。RAをはじめとする他の研究支援者は、現時点で配置していない。

【点検・評価項目 8-5】

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点	
1	研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

①規程の整備

本学は、文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正活動への対応等に関するガイドライン」に対応し、「新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程」（資料8-5-1[Web]）「新潟産業大学公的研究費内部監査実施要領」（資料8-5-2[Web]）「新潟産業大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（資料8-5-3[Web]）「新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程」（資料8-5-4[Web]）「新潟産業大学における公的研究費使用および研究活動に関する行動規範」（資料8-5-5[Web]）「新潟産業大学公的研究費等の取扱いに関する不正防止計画」（資料8-5-6[Web]）などの諸規程を定め、不正防止及び研究倫理遵守に努めている。

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

(a) コンプライアンス教育

専任教員については着任時に必ず、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）」教材の通読または視聴、規程等の確認および受講確認票の提出を求め、事務職員には公的研究費を取扱う担当業務に就いた際に必ず「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（管理者向け）」教材の通読または動画視聴、終了時の受講確認票提出を求めている。また、公的研究費公募に申請する教員に対しては、申請を行う際に教材や規程の再確認、誓約書の提出を求めている。

2021（令和3）年度は、外部講師を招いてコンプライアンスセミナーを開催した。専任教員全員と科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の事務に関わる事務職員全員が受講を完了している。当日欠席したものに関しては、セミナーの動画視聴を求め、フォローアップに努めた。2023（令和5）年度は、今まで学んだノウハウを生かし、学内オリジナルの科研費セミナーを開催する。その他、研究棟や講師控室への掲示や、学内者専用ページなどに研究不正の最新事例情報をリンク（文部科学省提供頁）させるなどし、定期的な啓発活動を行っている。

(b) 研究倫理教育

全専任教員および科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）に携わる職員に対しては、2020（令和2）年度まではe-ラーニング教材（e L C o R E）やセミナー形式で3年毎の研究倫理教育を行ってきた。2021（令和3）年度からは「新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程」に基づき、3年ごとの受講を義務付け、主に研究倫理教育用e-ラーニング（e A P R I N）を導入し運用している。

学部生に対しては初年教育の一環として、2023（令和5）年度より、学部生に適した研究倫理教材（A P R I N e-ラーニング）を使用し、理解を深める単元を設定し、早いうちから理解の定着を図る。また、啓発活動の一環として、学生掲示板への研究活動における不正行為のリーフレット掲示、大学ウェブサイト上へのリーフレット掲載などを行っており、様々な方法で学生に周知を図っている。

大学院生に対しては、主に指導教員が研究倫理にかかる教育を行っていたが、2021（令和3）年2月に「新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程」を制定・施行したことにより、2021（令和3）年度からは研究倫理教育を義務付け、大学院1年次に必ずe-ラーニングを受講するように指導している。使用教材は教職員、学部生と同じe A P R I Nである。大学院生に適した単元を設定している。

③研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、学内審査機関は未整備であるが、研究倫理教育責任者に副学長、コンプライアンス推進責任者に事務局長をあて、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する統括管理責任者（学部長）のもと、不正防止とその対応にあたっている。今後「研究活動支援委員会」のもと、研究倫理に関する審査機関の体制整備に努める。

【点検・評価項目 8-6】

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教育研究等環境の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価項目）第8号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、同規程第4条第1項に定められたとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、管理運営点検評価部会が実施し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価した上で改善に結びつけている。

大学設置から30年以上が経過し、老朽化が目立つ建物本体や設備機器等において修繕や更新の必要性が急速に高まっており、上記の点検のほか、毎年の建物・設備の定期点検や日常点検は欠かさず実施し、必要となる所轄庁への届け出は遺漏なく行っている。点検の結果、

判明した故障箇所や指摘事項に対しては予算措置を講じ、優先順位をつけて対応しているところである。またそれと並行し、学生を対象に毎年実施している「学生生活アンケート」における大学への要望事項や、常設の意見箱への投書にそれぞれ寄せられた教育関係施設・設備等に対する意見も参考に、法人事務局長を部会長とする管理運営点検評価部会が中心となって、適切な教育研究等環境の整備がなされているか見直し、改善・向上のための検討及び予算の計上を行っている。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のとおり、学校法人柏専学院経営改善計画（中期的な計画）による施設・設備等の整備は、管理運営点検評価部会及び全学自己点検・評価委員会の総括評価結果を反映させながら、総務課を中心とする大学事務局が改善・向上を進めている。2021（令和3）年度末には大教室、図書館及び食堂等の照明をLEDに入れ替えたほか、2022（令和4）年度以降これまでに教室等の空調 機器更新とトイレの改修を順次行ってきた。今後も収支状況を勘案し、学生からの要望が多い空調、衛生、電気関係設備の更新をはじめとする教育環境の整備を段階的に進めていく。

2. 長所・特色

(a) 文部科学省が策定したガイドラインに沿って研究倫理、研究活動の不正防止に関する諸規程の整備を滞りなく行っている。また、不正防止に関する取り組みとして、全専任教員及び科研費等の競争的研究資金に関する業務を行う事務職員に対する定期的なコンプライアンス教育、研究倫理教育を義務付けており、受講率は100%である。

(b) 通信教育課程の設置に伴い、電子情報コンテンツ（電子書籍、電子ジャーナル）購読の予算を拡充しており、学外からのリモートアクセスが可能なサービスとして提供している。このサービスは蔵書と同様に自宅からの検索が可能であるため、通信制の学生だけでなく教員、通学制の教育研究にも資するものである。さらに、通信制の学生に対しては図書や複写資料の郵送サービスも行っており、通学制のオンライン授業等、不測の事態に応じ柔軟に対応することが可能な形態となっている。

(c) 2020（令和2）年から、COVID-19が5類に移行するまでの3年以上にわたり、途中半年のオンライン授業を実施したものの、対面授業において感染対策を講じつつ学生に質の高いサービスと教育環境を提供し、課外活動を含めた学内外の教育活動においてコロナ感染者の発生を最小限に抑制できたことは、学生と教職員が情報を共有し一致団結して直面する困難に対処した結果である。

3. 問題点

(a) 施設、設備等の整備及び管理【点検・評価項目8-2関連】

老朽化や経年劣化に伴う建物及び施設・設備の修繕と教育研究等環境の整備は、経営改善

計画に基づき年次計画を策定して段階的に実施しているが、空調、衛生、電気等基本設備の大規模な更新に多額の費用がかかるため、毎年の収支を慎重に見据えた予算計上とならざるを得ず、計画の遅れが懸念される。

(b) 研究活動を促進させるための条件の整備【点検・評価項目8-4関連】

これまで研究活動を支援する体制の整備が遅れていたが、「研究活動支援委員会」の立ち上げ、研究推進の姿勢を打ち出すことができた。各教員の研究実態に迫る調査も行われ、これからの大学運営にも活かすことができるようにする。

これまでも、専任教員の個人研究費は規程に基づき適切に執行されているが、本学の財務に照らし、一律の配分額は少額で十分とは言えない状況にある。これも研究活動の成果を反映した魅力ある講義の提供などにより、学生募集につなげることでその克服をめざしたい。

4. 全体のまとめ

(a) 教育研究等環境の整備において、学生の満足度を高めるキャンパスアメニティの向上が喫緊の課題となっているが、2021（令和3）年度に開設した通信教育課程の完成へ向けた図書館機能の充実は設置計画に従って進行しているほか、通信用の授業コンテンツを収録するスタジオも順調に稼働している。

(b) 車の両輪ともいえる研究活動の促進と研究倫理の遵守に関する取り組みは、本学独自の対応に加え、新潟大学研究企画推進部との提携による学内科研費セミナーの開催や研究倫理に関する研究会への参加等、国立大学法人のノウハウを積極的に導入した活動を活発に展開している。とくに研究用外部資金の獲得においては、学術振興会の最新情報を共有するセミナーの受講や、科研費申請書の個別添削指導受講が科研費獲得の実績に着実に結びついている。

(c) 「研究活動支援委員会」の立ち上げで、本学における研究活動を促進させるための条件整備を図る橋頭堡ができた。

第9章 社会連携・社会貢献

【大学基準9】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目9-1】

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点	
1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

第1章の【点検・評価項目1-1】において説明したように、本学は、その理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究活動を通じて、その成果を地域社会に還元しようとしている。そのため、本学は、つぎのとおり「社会との連携・協力に関する方針」を定め、ウェブサイトにおいて公表している（資料1-1-1[Web]）。

<社会との連携・協力に関する方針>

- 本学は「地（知）の拠点」として、教育研究の成果を社会に還元するとともに、地域の諸組織・団体等と連携し、文化の振興と地域社会の活性化に貢献する。
- 本学は長年に亘って築いてきた海外に広がるネットワークを通じて、地域社会の国際交流に協力する。

【点検・評価項目9-2】

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点	
1	学外組織との適切な連携体制
2	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
3	地域交流、国際交流事業への参加

(1) 学外組織との適切な連携体制

【経済学部及び経済学研究科】

本学は、社会との連携協力に関する方針に基づき、地域の行政機関、他大学、民間企業、

地域コミュニティ等と連携協定を締結し、「新潟産業大学地域連携センター（資料 3-1-1）」（以下、「地域連携センター」という。）「新潟産業大学国際センター（資料 3-1-2）」以下、「国際センター」という。）及び「新潟産業大学附属柏崎研究所（資料 3-1-3）」（以下、「柏崎研究所」という。）を連携の窓口として適切な連携体制を整えている（資料 9-2-01）。また、本学が精力的に展開する「地域実践教育」においても、学外組織との連携を基盤にして実施している。

(a) 地域連携センター

地域連携センターは、「本学の教育・研究成果を地域社会に還元し、地域と共に発展していくために地域の諸組織・団体等と連携し、地域活性化を計画的かつ組織的に推進する」ことを目的として設置し、次の業務を担っている。

- 1) 地域連携及び地域貢献活動の企画立案
- 2) 地域連携の窓口
- 3) 聴講講座、公開講座、公開講演会等の企画
- 4) 本学の教員・学生・職員による地域貢献活動の支援
- 5) 地域連携及び地域貢献に関する調査・研究
- 6) その他、以上の目的を達成するために必要な業務

具体的な事例としては、地元のフリーペーパーで柏崎市山間部高柳地域の観光・物産の魅力を発信するとともに、株式会社じょんのび村協会からの講師を招へいし、地域振興への取り組みを学ぶ講座も開講するといった「小さな観光」による地域活性化事業などは、地域連携センターが主導して実現したものである。

(b) 国際センター

国際センターでは地域の国際交流諸団体と連携し、国際事業に参画しており、諸団体へ本学の留学生を派遣し、地域の国際理解推進に努めている。主な連携先との 2023（令和 5）年度の活動実績は、以下のとおりである。

1)（公財）新潟県国際交流協会との連携

同協会の国際交流推進員に本学の留学生 2 人が登録。新潟県内で開催される国際イベントに多数参加し、自国の文化を伝え、地域の多文化共生に貢献した。

2) 教育機関との連携

新潟県内の教育機関（小学校 3 校、高校 1 校）で行われた国際セミナーに延べ 8 人の留学生が講師として参加。自国紹介を中心とした交流活動を行い、児童や生徒の国際理解を深めた。

3) 柏崎中央ロータリークラブとの連携

同団体が主催する留学生懸賞文コンテストへ 5 人の留学生が応募。留学生の目線で地域経済の発展と文化交流についてのアイデアを提案した。

(c) 柏崎研究所

柏崎市や近隣の地域課題を明らかにするとともに、その解決に向けて産官民と連携しながら研究活動するのが研究所の役割である。本学の教職員が持つ幅広い専門性を、地域社会の現場で活躍されている方々の問題意識と結びつけることによって、一つの課題についても多様な視点から研究を深め、その解決に向けアプローチする事を特徴としている。

具体的には、民間の財団からの資金援助も受けながら、柏崎学シンポジウムを6年に渡り実施している。2023（令和5）年度の会のテーマは「人口減少の中でも幸せ感をはぐくむ！を考える ～変化に対応する創造的な地域活動の視点～」であり、地元大手企業からの協賛金を含む支援を得つつ実施されている（資料9-2-02）。

こうした継続的な研究活動を契機として、地域で活動されている方々が「ふらっと立ち寄り、意見交換ができる」場を学内に設置し、「地域活性化の拠点」「地域課題解決の拠点」として、大学の役割を果たせるようにしたい。

(d) 地域実践教育

地域社会において活躍する、産官民それぞれのセクターとの連携をもとにして、多分野において地域実践教育を展開している（資料9-2-03[Web]）。

【通信教育課程】

通信教育課程に学ぶ学生の多様なニーズに応えるために本学が展開する「新しい学びのかたち」は、学外組織等との連携を重視し、その協力関係の中で実現が可能となるものも多い。

(a) 社会人学生の募集につながる連携

学生募集にかかる連携の例としては、「プロサッカー選手に対する大学教育の機会の提供」に関するJリーグ機構との協力関係をはじめ、「元プロ野球選手のセカンドキャリア構築」にかかる日本プロ野球選手会との提携、「自治体等における高卒職員の大卒資格取得支援」の取り組み等を行っている。

(b) 民間企業連携プログラム

株式会社アスノオトと連携した「地域イノベーターコース」、タイガーマーブ株式会社等と連携した「海外インターンシップコース」、株式会社コナミデジタルエンタテインメントと連携した「eスポーツコース」、株式会社Athlete For Lifeと連携した「旅するスポーツコース」等、本課程のコンセプトである「・・・しながら学ぶ」を具現化した民間企業連携プログラムを提供するとともに、資格の取得講座等の開講において、社会で必要とされるスキルの獲得を目的とした民間企業のノウハウを積極的に採用している。

(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

【経済学部及び経済学研究科】

(a) ゼミナール中心の活動

1) フィールドワーク重視のゼミナール

第4章【点検評価項目4-4】(1)「③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法」において説明したように、本学の特徴である地域実践教育は、本学が立地する柏崎地域を学びのフィールドとして、その課題発見・理解と解決に取り組んでいる。この教育研究活動は、「地域活性化」の具体的な手法を学ぶことで「少子高齢」「人口流出」などの課題を抱える全国の地方においても応用できるものと考えている。特に、地域社会でのフィールドワークを重視する1・2年次必修の「地域理解ゼミナール」と3・4年次必修の「ゼミナール(地域活性ゼミナール)」は、地域実践教育のエンジンともいえる教育活動であり、かつ地域社会への貢献活動となっている。

2) 研究成果の発表

この教育研究活動の成果は、学内の合同研究発表会(資料 9-2-04)において報告された後、4~5つのゼミナールを選び、柏崎商工会議所主催の「柏崎に関する研究発表会」において研究成果を発表している(資料 9-2-05[Web])。なお、同発表会は、2002(平成14)年度から毎年度末に開催されている。

(b) 生涯学習事業による教育研究活動の推進

1) 生涯学習としての「聴講生制度」の展開

本学の授業科目を「聴講講座」として一般市民に開放し、聴講生として受け入れている。2020(令和2)年度はコロナ禍で、春学期はすべての授業をオンラインで実施したため聴講講座は実施できなかったが、秋学期以降は対面式授業となり聴講講座も通常通り開講した。2022(令和4)年度は、22の講座に延べ34人の一般聴講生が受講し、コロナ禍前に少しずつ戻りつつある。柏崎市および近隣市町村の方々が受講し、リピーターも多く生涯学習の場を提供しているといえる。また、「新潟産業大学生涯学習友の会」を組織して会員を募り、毎年1回意見交換会を実施し、生のニーズを聞き取って生涯学習事業の展開に役立てている。

2) かしわざき市民大学(柏崎市主催)への講師派遣

柏崎市が主催する「かしわざき市民大学」(資料 9-2-06[Web])に本学教員を講師として派遣し、行政と連携した生涯学習事業の一翼を担っている。市民や地域社会の文化的活性に繋がる講座として、多くの受講生を集めている。2022(令和4)年度は、3つの講座に延べ244人が受講し、前年の受講者(延べ187人)を大きく上回る受講生を集めている。リピーターが多く、教員を名指しで講座の継続を希望される市民も多い。

(c) 柏崎研究所が実施する地域課題解決に向けた研究活動

地域活性化を目指して、産官学民それぞれの現場で活躍されている方々と協働し、解決す

べき地域課題を設定しつつ、その具体的な解決策を探求しようとしている。具体的には柏崎学シンポジウムがその結節点になっており、日頃の研究成果を持ち寄り、交流が図られている。積み上げられた研究成果は、近い将来書籍としてまとめられることになる。

【通信教育課程】

(a) 科目等履修生制度の整備

社会の幅広い層に本学の教育資源を提供するため、科目等履修生制度を整備している。何時でも何処でも受講が可能な通信教育の特性・特長を生かして、資格取得等の目標を持ちながら通学することが難しい社会人層や、生涯学習の視点から、加齢等の理由により通学困難な状況にあるシニア層等からの需要を喚起することを社会貢献の一環と捉え、これらにかかる科目等履修生を受け入れる制度を整備し、年度内 32 単位まで受講可能としている。

(b) ICT活用

ICTの活用が、本学教育研究活動の発展に寄与するものと位置づけ、その方策について常に情報収集に努め、方針に基づく社会連携・社会貢献に還元する。

(3) 地域交流、国際交流事業への参加

【経済学部及び経済学研究科】

本学は「学校法人柏専学院経営改善計画 2019 年度～2023 年度」の重点実施項目として、「地域振興への参画」を掲げ、「地域行事・ボランティア活動参加者数」の目標値を設定し、管理している（資料 9-2-07 p. 30～35）。地域交流活動及び国際交流事業への参加状況については、2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度の学校法人柏専学院事業報告書「地域貢献・生涯学習」（資料 9-2-08[Web]）の項目に実施内容を記載している。ウィズコロナ政策が浸透し、イベントやフィールドワークが実施しやすい環境が整ってきた 2022（令和 4）年度以降は、中止になるイベントも減少したため、地域行事参加者数も 2021（令和 3）年度の 67 人から 2022 年（令和 4）年度には、981 人にまで回復した。以下、本学が主体的に実施した事例を、大きく「(a) 地域交流事業への参加」と「(b) 国際交流事業への参加」に分けて紹介する。

(a) 地域交流事業への参加

(a-1) ゼミナール（地域活性ゼミナール）中心の活動（資料 9-2-09[Web] Vol. 13～15）

1) 空き店舗活用事業「まちかど研究室」

2012（平成 24）年度に柏崎市の委託事業として始まった空き店舗活用事業「まちかど研究室」は、2019（平成 31）年度以降、本学と新潟工科大学（以下、「工科大」という。）の独自事業として継続し、柏崎ホビー駅伝やボードゲーム制作（ご当地すごろく「かしワンダー」）、柏崎冬のフェスティバルなどのイベント実施を通して、多くの市民に大学の魅力発信と相互交流の場を提供した。

2) かしわざき広域支援ネットワーク事業

柏崎信用金庫との連携協定に基づく「かしわざき広域支援ネットワーク事業」として、地元表具店とのコースターの共同制作と販売、飲食店との新メニューの共同開発、地元製館所

の商品のPR動画制作などを実施した。

3) 風輪通貨事業

経済循環を通して地域活性化を図ろうとする風輪通貨事業において、2022（令和4）年度は、協力店のPR動画をゼミ単位で作成し、協力店を拡大する取り組みを行った。

(a-2) 高大連携事業

1) 総合的な学習の時間

高校の「総合的な学習の時間」を利用して、大学生が高校生の進路を助言し、自分の就職活動を高校生に発表する機会を設けることで、進路を考えるきっかけを提供した。

2) 部活動支援

COVID-19が5類に移行した後は、部活動（主に水球部・サッカー部・卓球部）に所属する学生が近隣の小学生や中高生に技術指導をする機会も増え、スポーツ振興への貢献も果たしている。

(a-3) 他団体主催による地域連携活動への参加

1) 新潟地域連携コミュニティ

新潟地域連携コミュニティが主催する「地域活動・学生発表交流会」では、運営スタッフを複数人の本学学生が務めるとともに、ゼミ2団体が参加し、地域活動の取り組み事例を紹介し、他大学学生と交流を行った。

2) 高田コミュニティ振興協議会・NPO法人 aisa

高田コミュニティ振興協議会主催「たかだ竹あかり」への参画、NPO法人 aisa 主催「夏祭り」「ハロウィン」イベントに学生が参加し、地域活動に協力した。

(a-4) 学生ボランティア活動

柏崎潮風マラソンの運営スタッフ、海浜公園の清掃、市内各海水浴場の清掃などに多数の学生ボランティアを派遣している。

(a-5) 情報発信

1) 「柏崎日報」・「新潟日報」への投稿

情報発信として、地元紙「柏崎日報」へ月2回の連載記事、「新潟日報」への定期的な情報提供を行い、大学の現状を地域社会に発信している。

2) 「ローカレッジ」「地域連携シーズ集」の発行

学生が編集・発行を担う地域活動広報誌「ローカレッジ」（資料9-2-09[Web] Vo1.13～15）を年1～2回のペースで発行。加えて2022（令和4）年度にこれまでの本学の地域活動の取り組みや実績をまとめ、各専任教員の専門分野の活動を加えた「地域連携シーズ集」（資料9-2-10）を発行し、近隣自治体や出先機関、教育機関、商工会議所、信用金庫などに配布した。

(a - 6) 柏崎研究所を通じた経験・研究交流

柏崎研究所では、地域活性化に取り組む地域の方々との経験交流を取り入れ、本学教員の日頃の研究成果と結びつけ課題解決への糸口を探ろうとしている。課題解決に向けた交流活動は盛んに実施されている。

(b) 国際交流事業への参加

(b - 1) 国際理解イベントへの留学生の派遣

本学には留学生が多く在籍し、柏崎市内の小・中学校、高校などの国際理解のための総合学習授業や柏崎地域国際化協会、コミュニティセンターなどの国際理解イベントに留学生を派遣し、留学生の母国の文化や言語の紹介を通して生徒との交流を図り、相互の異文化理解につなげている。

(b - 2) 新潟県内留学生交流推進員の派遣

新潟県国際交流協会の留学生交流推進員として 2 人の留学生を派遣し、県内の国際交流事業に参加した（資料 9-2-11）。

【通信教育課程】

(a) 地域交流

前述の学外組織との連携に基づき、場所を問わず学べる通信教育課程の特長を生かして、地域交流事業を実施している。その中の一つとして、学びながら全国各地の拠点で実際に生活し、地域住民と当該地域の課題解決にあたる「地域イノベーターコース」の推進があげられる。

(b) 国際交流

国際交流事業としては、海外でのインターンシップ活動を支援する「海外インターンシップコース」の推進等を行っている。

【点検・評価項目 9-3】

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

【経済学部及び経済学研究科】

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

地域連携・社会貢献の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規定」第 3 条（自己点検・評価の項目）第 8 号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の【点検・評価項目 2-5】において記述したとおり、3 年周期の全

学自己点検・評価において、地域連携点検評価部会が実施している。

点検・評価の適切な根拠（資料・情報）としては、「学校法人柏専学院経営改善計画 2019年度～2023年度」の実施管理表に設定した「地域理解・地域課題への取り組み件数」「地域行事・ボランティア活動参加者数」の指標や学校法人柏専学院事業計画（資料 9-3-1）の「地域連携活動の実施事例」等の情報を基に実施している。

（２）点検・評価結果に基づく改善・向上

地域連携点検評価部会からの報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価をした上で、改善活動に結びつけている。改善策の一つとして、2025（令和 7）年度からの、2 学科 6 コース制への転換があり、スポーツ系における地域連携の学びの強化へとつながっている。

【通信教育課程】

通信教育課程においても、【点検・評価項目 9-1】にて示した方針に基づき、大学としての点検・評価および改善・向上に向けた取り組みに準拠した対応を行っている。

2. 長所・特色

【経済学部及び経済学研究科】

本学の教育の特色は、「地域に学び、地域をおこす」というスローガンのもとで行われる「地域実践教育プログラム」にあり、1 年次から 4 年次まで、ゼミナール単位で活動している。

1・2 年次の「地域理解ゼミナール」では地域課題の調査研究を進め、合同発表会で成果を報告する。3・4 年次は「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」に所属し、幅広い視点で地域の課題解決に向けた取り組みを実践している。

これらの地域活動を広く内外に周知する学生の手による広報誌「ローカレッジ」を年 1～2 回発行するとともに、2022（令和 4）に「地域連携シーズ集」を発刊し、地域連携活動の目的や実績、大学が地域に提供できる分野などを紹介し、地域連携の窓口を拓けようとしている。

さらに、生涯学習事業として、「かしわざき市民大学」への講師派遣（講座提供）と大学の授業を開放した聴講講座で市民の知的欲求を満たしてきたが、ウィズコロナ政策の浸透により受講者数が対前年を上回る好評を博している。

柏崎研究所は、地域活性化に向けた課題を、産官学民それぞれの立場から取り組んでいる人々と協働しつつ、研究面からサポートする役割を担っている。

【通信教育課程】

「新しい生活様式」の在り方を検討するにあたり、本課程において教育環境の改善を進め質の向上を図ることは、キャリア支援やリカレント教育、生涯学習の場等での活用への発展が見込まれ、その知識・技術等の還元は有益な社会貢献になり得ると考えている。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学の地域連携には四つの柱が存在している。「地域連携センター」「国際センター」「柏崎研究所」それに「地域実践教育」である。

(a) 地域実践教育の展開と広報活動

本学は「地域に学び、地域をおこす」をスローガンに「地域実践教育」を推進している。教職員が一丸となって学生とともに、地域に根差した知の拠点を目指し、これまでも地域連携の教育活動に取り組んできた。

(b) 地域連携センター

2022（令和4）年に発行した「地域連携シーズ集」は、これまでの地域連携活動実績をわかりやすく紹介することで、地域と大学のパイプを太くし、広く接点を持つことで、外部ニーズとのマッチングを容易にするものである。

今後も地元新聞媒体や大学ウェブサイト、広報誌などを活用し、地域連携活動の情報を効果的に発信し、本学の地域連携の取り組みや成果について、積極的にアピールしていく。

また、本学と地域連携協定を結んでいる自治体や団体・企業との連携を深めると同時に、地元企業・団体への就職にも結びつけられるよう、就職関連部署との連携強化も目指している。

(c) 国際センター

国際センターでは海外大学との協定締結、学術交流の実施、留学生の受け入れから卒業までのサポート、地域で開かれる国際イベントへの学生派遣業務を行ってきた。協定を結んでいる海外の大学からは、COVID-19の影響が落ち着きはじめた2023（令和5）年度より、交換留学生の受け入れを再開した。同様に学部生の入学者もコロナ禍以前の人数へ徐々に回復の兆しをみせているので、留学生への生活面と学習面の支援体制を整えている。地域との関わりでは、各国際団体や教育機関を中心に留学生を派遣し、母国の紹介をはじめとした文化交流を行い、多文化が共存共栄できるまちづくりに貢献をした。日本政府は教育未来創造会議において、外国人留学生を40万人受け入れる目標を掲げた。今後は本学にもより多くの留学生が入学し、その内訳も多国籍化が進んでいくと予想されるので、大学としてのサポートを充実させるとともに、引き続き地域との連携も行っていく。

(d) 柏崎研究所

地域活性化に向けた理論的な支柱として、日頃の研究成果を地域で実践する方々と協働しつつ、課題解決に取り組んでいる。将来は、こうした活動の日常化を目指し、学内にサロンのような対話の出来るスペースの設置を考えたい。またこれまで積み上げた研究活動の成果を、まとめる活動にも注力できればと考えている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

【大学基準10】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目10-(1)-1】

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点	
1	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
2	学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学の理念・目的、本学が目指す将来像を見据えた「学校法人柏専学院経営改善計画2019～2023年度（5ヶ年）」を実現するために必要な大学運営に関する方針として、つぎのとおり「管理運営方針」を定め、ウェブサイト公表している（資料1-1-1[Web]）。

本学の教学マネジメントに関する各種方針の策定は、学副等会議が、その所管事項としている（資料2-2-1 第2条の2第1号）。「管理運営方針」も、学副等会議において策定し、学長が決定している。

<管理運営方針>

本学は、その理念・目的を実現するために、計画的かつ透明性のある管理運営に努め、社会に対する説明責任を果たしながら、法人組織との連携のもとに、学長の大学の管理運営と教学ガバナンスを強化し、経営改革と教学改革を一体的に推し進める。

(2) 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知は、全教職員集会を年間、1回から2回開催し、理事長、学長、事務局長が「学校法人柏専学院経営改善計画2019～2023年度(5ヶ年)」の進捗状況及び大学運営方針を説明し周知を図っている。

なお、大学「管理運営方針」は、経営母体である学校法人柏専学院の「建学の精神」「経営理念」「法人ヴィジョン」「教育理念」のもと示されている方針であり、上位となるこれら法人理念等についても周知浸透に取り組んでいる。具体的には、2022(令和4)年度から法人において「理念浸透プロジェクトチーム」(理事長をチームリーダーとし、大学学長、附属高校長等で構成している。)を発足し、従前の法人理念等が時代の趨勢に適合しているのか等の点検を行うとともに、時代に合致した表現への変更等を行い、2022(令和4)年度に点検と変更を終えたところである。2023(令和5)年度からは、理念浸透プロジェクトチームにより、全法人教職員(新潟産業大学及び新潟産業大学附属高等学校全教職員)による理念浸透のための研修会を開催(2023(令和5)年度は6月、11月、12月の3回開催した。)するなど、周知徹底を図っている。法人全教職員が同じベクトルを持ち、大学及び高校運営に当たることが肝要と考える。

【点検・評価項目10-(1)-2】

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点	
1	適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応
2	適切な危機管理対策の実施

(1) 適切な大学運営のための組織の整備

①学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法は、「学校法人柏専学院新潟産業大学学長選考規程」(資料10-(1)-2-1)及び「新潟産業大学学長候補者推薦投票規程」(資料10-(1)-2-2)に定めており、学長の選考は、学長候補者推薦投票に基づいて投票結果上位2人の者を理事会が選考し、理事長が任命することとしている。学長の権限については、学長が大学の校務全般にわたり最終決定権を有すること、教職員を統督すること、大学を代表することを「学校法人柏専学院運営組織規程」(資料6-1-3)に明記するとともに、学内の諸規程においても、学長が最終意思決定権

者であることを明示し整備している。

② 役職者の選任方法と権限の明示

学部の業務を統括する学部長、研究科の業務を統括する研究科長の権限は、「学校法人柏専学院運営組織規程」に定めている。学部長及び研究科長の選考は、それぞれ、経済学部教授会及び経済学研究科委員会において実施する候補者推薦投票により選出された候補者を学長が選考し、適任者を理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が任命する。この選任方法については、それぞれ「新潟産業大学経済学部長選考規程」（資料10-(1)-2-3）及び「新潟産業大学大学院研究科長選考規程」（資料10-(1)-2-4）に定めている。学長を補佐する副学長は、教授のうちから学長が指名し、学長の特命事項を処理する学長補佐は、学長が指名する。このことは、「学校法人柏専学院運営組織規程」（資料6-1-3 第16条、第17条）に定めている。

③ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

上記の「①学長の選任方法と権限の明示」において記述したように、「学校法人柏専学院運営組織規程」（資料6-1-3 第15条）に「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する。」と規定し、大学の校務について最終決定権を有していることを明示している。また、学長が大学校務の最終的な意思決定を行うことを諸規程に整備することにより、学長がリーダーシップを発揮できるようにしている。さらに、大学運営に関する重要事項を協議し、学長の意思決定に資することを目的として学副等会議（資料2-2-1）を設置している。

④ 教授会の役割の明確化

教授会の役割は、「新潟産業大学学則」（資料1-1-2[Web] 第47条第2項）に「経済学部教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定するにあたり、意見を述べることとする。」、同条第3項に「経済学部教授会は、学長及び経済学部長等がかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び経済学部長等の求めに応じ、意見を述べるができる。」と明確に定めている。また、教授会の審議事項についても、「新潟産業大学経済学部教授会規程」（資料10-(1)-2-5 第4条）に明記している。

⑤ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学におけるすべての決定権限を学長が持つことは上記③に記載したとおりであり、また、教授会の役割については上記④に記載したとおりである。教授会の審議事項は、学長決定に資するべく、「意見を述べること」と「意見を述べるができること」として「新潟産業大学学則」に定めすべての決議内容は学長に報告され、最終決定を仰いでおり、その関係は明確である。

⑥ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

学校法人柏専学院の業務を決する権限は理事会にあり、大学の校務をつかさどる学長を選任する権限も理事会にあり、理事長が学長を任命する（資料10-(1)-2-1）。理事会が選考し理事長により任命された学長は、学校法人柏専学院寄附行為第6条第1号の理事として選

任される（資料1-1[Web]）。法人本部には、大学、附属高等学校、法人本部に常勤する理事をもって構成する常勤理事会（資料6-1-3 第10条、第11条）を置いて、毎月開催している。常勤理事会の職務のうちには、「学内において当面する諸問題の調整及び指示」「大学及び高等学校の運営に関する諸事項及び常勤理事から議題とされた案件の協議」があり、理事会が選任した学長及び学長が統督する教学組織（大学）を支援する体制を整備している（資6-1-3 第16条、第17条）。

⑦学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見を取り入れるために、学生委員会が「学生生活アンケート」（資料4-7-1[Web]）を毎年1回実施、その結果が教授会を通して学長に報告され適宜対応している。また、随時直接に学生が意見を投稿できるように、学生ロビーに「意見箱」、また2022（令和4）年度からポータルサイトで投書できる「NSUフリーポスト（意見箱）」を設置し、その意見の内容と大学としての対応を、学務課掲示板及び学内ウェブサイトに掲載している。教員の意見については、所属する各種委員会及び学科会議や通信教育課程会議において表明できる。また、立案し、学部長を通じて教授会に提案することができる。事務職員の意見については、所属部署内の協議を経た後、各課長・各室長を通じて、大学事務局長が毎月主催する「事務局会議」（大学事務局長と事務局各部署の所属長による任意の会議）にあげることができる。

（2）適切な危機管理対策の実施

本学の危機管理を統括する責任者は学長であり、学長の指揮のもと、「新潟産業大学危機管理規程」に基づき、大学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制、対処方法を定め、学生・教職員等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たしている。また、消防法第8条第1項に基づく「新潟産業大学防災管理規程」も定め災害防止を図っている。

これまでの対応事例としては、2007（平成19）年7月16日に発生した「中越沖地震（震度6強・局地激甚災害）」において、学生寮1棟及び国際交流会館1棟を消失し、校舎・施設設備にも甚大な被害があった大地震だったが、学生及び教職員の人的被害はなく、全学あげての復旧作業により、同年10月1日には学事日程どおり秋学期授業を開始することができた。この体験を忘れないために、毎年内容を変えながら防災訓練（通報・避難誘導・消火）を実施している。COVID-19の感染防止対策に関しても、学長指示のもと、COVID-19に特化した「新型コロナウイルス感染症対策委員会」（副学長を委員長、学生委員長及び教務委員長を副委員長、事務局長等を委員として構成）を臨時で立ち上げ、学内外感染防止対策、学事日程の変更、授業方法の変更、課外活動の中断・制限、ワクチンの大学拠点接種等の検討・周知・実施にあたった。今後も学長のもと、予測・予防的観点と、発生した場合の対応等想定し危機管理と対策を図っていく。

【点検・評価項目10-(1)-3】

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点	
1	予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・ 内部統制等 ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

(1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性

①内部統制等

本法人予算プロセスは、「学校法人柏専学院経理規程」(資料10-(1)-3-1)及び「学校法人柏専学院文書規程」(資料10-(1)-3-2)並びに学校法人会計基準に従い実施運用している。

予算編成については、理事長による予算編成方針が周知され、それに基づき各部署から予算要求が上げられる。財政上の諸課題や実績対比等の検討を通じ、法人事務局長が常勤理事者の合意を得て作成した予算原案について、理事会審議を経て評議員会へ諮問し、その結果を踏まえて最終的に例年3月の理事会で決定している。予算執行については、「学校法人柏専学院経理規程」及び「学校法人柏専学院文書規程」並びに学校法人会計基準に則っており執行プロセスは明確である。また、執行額の程度により、上位決裁者までの決裁を要する「予算執行専決区分表」を定めるなど、不正回避のための内部統制を図っている。

②予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算執行の状況については、学内理事者を構成員とする常勤理事会や、外部理事者も出席する経営推進会議(月1回定例開催)において、月次試算表、資金収支月報等により予算執行状況を確認検証し効果を分析のうえ改善を行っている。

【点検・評価項目10-(1)-4】

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点	
1	大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働) ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

(1) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

①職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

本学の事務組織は、「学校法人柏専学院運営組織規程」に定めており、大学事務局は、総務課、学務課、就職課、入試課、地域連携センター事務室、学長室、通信教育部事務室によ

り構成し、総務課に附属図書館・附属研究所事務室を、学務課に国際センター事務室を置いている。なお、この組織体制については、学生サービスの向上や業務の効率化に向け、定期的に見直しを図っており、例えば現行の学務課は、従前の「教務課」「学生課」を2023（令和5）年4月に統合したものである。

また、現在の職員の採用計画については、理事会決定された本法人「中期的な計画」の中の人事計画に基づき各年度の採用計画のもと行っており、また、個々の採用決定については「学校法人柏専学院運営組織規程」の第4条に人事の原則とし規定しているとおり理事会の議を経て理事長により任命される。

職員の昇格については、職位ごとに必要な経験年数等の基準を規定しており、原則これに基づき行っている他、毎年の人事考課を加味し立案し、人事の原則に則り決定している。

②業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

事務職員個々の事務分掌は、「学校法人柏専学院事務分掌規程」（資料7-2-01）に明確に定めているが、多様な学びや、様々な学生サポートなど業務内容の多様化と専門化が求められることから、人員配置については、人事考課を踏まえ職員の適性と資質による適材適所及び能力の観点で配置している。

③教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

事務組織が教育研究組織と連携協働し大学運営にあたるために、教育研究組織である教育に関する各種委員会等（教務委員会、学生委員会等）の会議体には、大学事務局の各課・室の長が構成員等として加わりそれぞれの事務局を務め協働体制をとっている。

なお、教員と職員の連携協働取り組み例としては以下のようなことが上げられる。

(a) C L A制度

【点検・評価項目7-2】 (3) ①にも記載しているが、本学はクラス担任制をとっており、特に、1・2年次においては基礎ゼミナール担当教員に加えて、各基礎ゼミにC L Aを配置し学生サポートを行っている。C L Aは、基礎ゼミナール担当教員と協働し、授業及び学生生活全般について学生をサポートしている。

(b) 「基礎ゼミナール」授業における協働

【点検・評価項目4-3】 (1) ⑧にも記載しているが、基礎ゼミナールは高校のホームルームに近い役割を果たしているが、さらに重層的なサポート体制とすべく、クラス担任だけでなく、S AおよびC L Aの三者連携によって授業が運営されている。これにより、学生の一人ひとりと向き合いながら、それぞれの学生が無理なく大学生活に入れるようにサポートしている。毎週の基礎ゼミナールの授業後、これら三者による振り返りの機会と情報交換の機会も設けており、厚いサポート体制を敷くことで3つの指針（モットー）のひとつである「学生ファースト」の姿勢で「心理的安全性」を確保した運営がなされている。

(c) 就職指導の連携

【点検・評価項目4-3】 (2) にも記載しているが、本学就職指導において教員と職員との協働が図られている。具体的には、本学では入学初年次から就職指導をスタートしているが、

1・2年次は「基礎ゼミナール」担当教員とともに、CLAも同席し協働で面談を実施している。面談の目的はキャリア形成と就職への意識付けであり、面談結果はポートフォリオとして1年次から4年次まで引き継がれ、各担当教員や事務組織である就職課における指導に活用されている。

(d) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

人事考課については「新潟産業大学事務職員人事考課規程」(資料10-(1)-4-1)に基づき、毎年10月にこれを実施しており、この人事考課結果は、前述のとおり昇格等各種異動人事の重要要素としている。

【点検・評価項目10-(1)-5】

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点	
1	大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、従来から専任の事務職員を中心としたSD研修を実施しており、その内容は、学内に講師を招き開催する学内研修会のほか、本学附属高校教職員と合同のSD研修会を開催するなどSDを重要施策として取り組んでいる（資料6-4-2）。

また、SDの義務化による対象が教員も含まれるとの考え方に基づき、本学においても教員もSD研修会に全員参加することを義務付け、学長が教員及び事務職員を招集し大学運営に必要な資質の向上を図っている。また、本学では、教員を対象とするFD研修会の一部へも事務職員が参加可能としており、協働した研修推進体制をとっている。

【点検・評価項目10-(1)-6】

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	監査プロセスの適切性
3	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

大学運営の定期的な点検は、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条第10号に自己点検・評価の項目として定め、原則として3年周期の全学自己点検・評価を実施している（同規程第4条）。

(2) 監査プロセスの適切性

監査については、本法人では、監事及び会計監査人による監査のほか、「学校法人柏専学院内部監査規程」に基づく内部監査体制を整えており、三者連携した監査体制となっている。監事は、学校法人の財産状況及び業務状況の監査のほか、理事の業務執行状況の確認や、大学の教学に関する内容を含めた大学運営全体を監査する。また、理事会、評議員会にも出席し、会議運営や議論の状況、及び決議までの流れ等についても監査し、最終的には監事からの「監査報告書」として集積され理事長に提出される。

このように本学監査は、監事、会計監査人、内部監査室の三者により適切に監査されており、また、三者の情報共有や意見交換の機会も年に1~2回程度設けられており、連携を図り、その監査プロセスも適切であると判断する。

(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営に対する定期的な自己点検の評価結果や、監事、会計監査人、内部監査室から提示される監査報告に基づいて、各部門において必要な改善が図られており、適正なPDCAサイクルがなされている。

2020(令和2)年度大学基準協会の再評価を受審した際の提言および2021(令和3)年度の全学自己点検・評価において抽出した問題点を「改善活動チェックシート」にまとめて、その改善進捗を確認しながら取り組んでいる。一例として、「大学運営」に関し抽出した危機管理に対する体制及び規程整備の必要性については、「新潟産業大学危機管理規程」(資料10-(1)-6-1)を新設し対応した。また、同じく問題点として抽出した、通信教育課程(2021(令和3)年度開設)の運用についての整備不足については、「新潟産業大学通信教育課程会議規程」(資料5-2-04)他関連規程を整備し取り組み、現時点では適正な管理運営を行っており、これらは改善例としてあげられる。

2. 長所・特色

大学運営については、学長リーダーシップのもと各種案件について決定されている。また、本学においては、副学長、学長補佐及び大学事務局長を構成員とする学副等会議が学長判断のサポート機能として組織され、その役割を果たしている。学副等会議は月1回の定例開催に加え、必要により学長が臨時招集し諮問し、それに応え協議している。また、学副等会議には本法人学内理事もオブザーバー出席しており、様々な案件について迅速な意思決定を可能としている。

3. 問題点

大学運営に関し他大学との情報共有が足りない。今後は積極的に他大学との交流を図り、有意な情報については、積極的に学内導入すべきと考える。

4. 全体のまとめ

大学の将来を見据え、現在の大学運営体制のもと、まずは「中期的な計画（経営改善計画）」の目標達成に向け取り組まなければならない、そのためには、現行の大学運営体制について、学長リーダーシップのもと、日々改善を図っていくとともに、個々の教職員の資質向上についてもその育成体制が重要であり、教職員全員を対象とするSD研修会の機会等、様々な取り組みを拡充していき、大学全体の組織力を向上させる。

また、研修の実施については、【点検・評価項目 10-(1)-1】でも説明記載したとおり、2022(令和4)年度からは、新潟産業大学附属高校の教職員を加えた法人教職員全員（大学及び附属高校の全教職員）による研修も行っている。2022(令和4)年度に、大学、高校教職員混成での理念浸透プロジェクトチームを立ち上げ、同年12月にはこのプロジェクト主催により、法人内の「高大7年一貫教育魅力化」研修（初回合同研修のため大学、高校とも一部の教職員で開催。）を実施し、これが法人全体研修のスタートとなった。2023(令和5)年度においては、6月に「フレンドシップ研修（法人全教職員によるキックオフ研修会）」、8月に「教育ファシリテーション研修」、11月に「理念に基づく4つのテーマのグルーピング研修」、12月に「第2回ファシリテーション研修」を、法人全教職員を対象とし開催した。

このように、大学のみならず法人全体の組織力向上の取り組みも継続する。

第2節 財務

【大学基準10】

(解説)

大学は、教育研究活動を安定して遂行するために、明確で適切な中・長期の財政計画のもと、必要かつ十分な財務基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。また、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与するとともに、教育研究水準を維持し向上していくための基盤整備を図ることが求められている。そのため、大学の安定的な財政運営には、特段の配慮が必要である。

大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図ることが教育研究水準の維持・向上にとって必要である。そのため、学外からの資金を受け入れるための体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。

1. 現状説明

【点検・評価項目10-(2)-1】

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点	
1	大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
2	当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学を設置する学校法人柏専学院は、現在、2019（令和元）年度～2023（令和5）年度までの5年間の中期計画「学校法人柏専学院経営改善計画」（資料1-3-1）を策定し、これに基づき計画目標達成に向け取り組んでいるところである。この中期計画では、計画書「本文」のほか「概要」「実施管理表」「財務計画表」を作成している。これにより目標達成に向け具体的に何を行うのかを全教職員に分かり易く示し、全員当事者であることを認識するよう心掛け取り組んでいる。特に、財務計画については、5年間の収支の推移について毎年度の予測をシミュレーションで示し、最終的な目標を経常収支差額という数値として定めたことにより、明確な目標設定となっている。目標達成のためには、教育内容の改善、学生支援の充実、または学生募集への取り組み等、全体に渡る教職員の資質向上が必須であり、また全員の当事者意識が不可欠である。長期的に安定した財政的基盤を擁立するためには、安定的な入学者の確保が必要であり、本学においてはそれが喫緊の課題と認識している。

現在の中期計画（2019（令和元）年度～2023（令和5）年度までの5年間）の到達目標は、2024（令和6）年度決算の経常収支差額を黒字にすることである。現中期計画の最終年度は2023（令和5）年度であるのに対し、その目標を一年先の2024（令和6）年度決算の数値に設定したのは、現中期計画において、新潟産業大学に通信教育課程を2021（令和3）年4月に開設し、その完成年度である2024（令和6）年度には、収支を黒字にするという目論見である。

予定どおり、大学に通信教育課程を開設（入学定員300人）することができ、2023（令和5）年度において収容定員も充足できたことから、財務面におけるプラス要素とすることができた一方で、通学課程の厳しい学生募集状況が続いていることから、現中期計画の目標である2024（令和6）年度決算における経常収支差額の黒字化は達成できない見込みとなつてし

まった。

については、次期中期計画となる「2024(令和6)年度～2029(令和10)年度の学校法人柏専学院中期計画」を2024(令和6)年3月開催予定の理事会で決定する予定であるが、その中で、次の5カ年の財務シミュレーションも策定している。2024(令和6)年度以降、大学及び附属高校において、入学定員人数程度の学生・生徒を確保できた場合は、2025(令和7)年度の経常収支差額は若干の赤字となるが、2026(令和8)年度には黒字化できる見通しであり、これに向け取り組む。

財務関係比率については、直近の2022(令和4)年度決算における大学部門の各種比率を全国平均と比較すると、「事業活動収支差額比率」は依然マイナスとなっており、同様に「経常収支差額比率」はマイナス9.7%であり、学生数を増やし赤字体質から早期に脱却しなければならない。

支出に関する比率を見ると「人件費比率51.5%（全国平均47.5%）」でありやや高い数値となっているが、「教育研究経費比率41.3%（全国平均36.2%）」は全国平均を上回っており良好な状況といえる。また、「管理経費比率16.4%（全国平均6.9%）」は学生募集に係る広報強化が数値として現れたものであるが、施した広報強化が入学者増に結び付いておらず、一層の効果的な戦略が必要である。

本学においては特に、「人件費比率」「経常収支差額比率」を重要な指標と捉えており、全国平均に近付けるよう取り組んでいる。（必須資料及び大学基礎データ）

【点検・評価項目10-(2)-2】

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点	
1	大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
2	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
3	外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

現在の本学の財務状況については、将来を見据えた長期の計画を立案するうえで十分な財政基盤があるとは言えない。長期的に安定した財政的基盤を擁立するためには、安定的な入学者確保を実現しなければならない。そのためには、現時点で定員割れとなっている通学課程の入学者確保は必須となる。なお、昨今の多様な学びのニーズを見据え、2021(令和3)年度に開設した経済学部経済経営学科の通信教育課程においては、開設3年目となる2023(令和5)年度において収容定員を充足しており、多様な学びに対する若者ニーズを確認できたことから、通学課程においても求められる学びの形を追求し学生数を伸ばしていかなければならない。

外部資金の獲得については、文部科学省科学研究費補助金の獲得や、各種受託研究事業等の獲得に向け、教員に対する科研費申請セミナーを開催する等、取り組んでいるところである。また、業務提携を強化している株式会社ウィザスからは2020(令和2)年度から3カ年に渡り大口寄付金を受けることができた。

2. 長所・特色

本法人の「学校法人柏専学院経営改善計画」については、教職員全体集会を重ね学内周知を図っていることから、改善計画に対する教職員の認識が深まっており、様々な協力を得られる学内状況となっている。教育研究機関である大学が、円滑な運営を行うためには、教職員の共通認識と協働が不可欠であり、目標意識が共有されつつある現在の状況は、本計画実現に寄与する望ましい状況であると考えます。このような状況の中、教職員全体で学生確保に努め安定的な収入増を実現するとともに経費節減を行っていく。

3. 問題点

経営改善計画の目標である経常収支差額の黒字化について、目標達成年度が概ね 2 年先送りとなる状況であること。

4. 全体のまとめ

現在、本法人は 2019（令和元）年度～2023（令和5）年度までの5ヵ年間の「中期的な計画（経営改善計画）」を策定し、その目標達成に取り組んでいる。この経営改善計画の内容は、教学改革、学生募集対策、外部資金等の獲得、人事政策等、多岐の項目にわたるが、これらの改革を推進し実現させることで大学の一層の魅力化を図り、定員を充足させ財務改善することにより安定した財政基盤を整え、均衡した収支バランスの中で効果的な予算配分を行い、改善サイクルを回し持続的発展に取り組まなければならない。

2019（令和元）年度からの計画推進状況については、現時点の通学課程の学部入学定員の充足状況が、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度と入学定員を充足させることができたものの、2021（令和3）年度に COVID-19 の影響で入学定員を割ってしまい、その後 2022（令和4）年度、2023（令和5）年度と入学定員割れが継続している。一方、2021（令和3）年度に開設した通信教育課程においては、開設初年度こそ COVID-19 の影響で認可が遅れ十分な広報がなされなかったことから入学定員割れでスタートしたが、その後、2022（令和4）年度、2023（令和5）年度と堅調に入学定員以上の入学者を実現できており、現時点では収容定員も充足することができた。

通学課程の入学者確保を実現させることができれば、収支が短期間で改善するというシミュレーションを確認しており、何としてもこれを実現させなければならない。

幸い、本法人には外部負債が無いに等しく、厳しい財政状況が続く中でも無借金経営を本学の財務運営方針の根幹とする姿勢を堅持できていることも、経営改善計画を成功させるプラスの要因であると考えます。今後も一層の財務改善に取り組んでいく。

なお、財務改善に向けての法人組織として「学校法人柏専学院財務健全化プロジェクトチーム」を理事会直下に設置している。構成員は、常務理事（法人経理責任者）をリーダーとし、理事1人、大学事務局長（大学予算責任者）、高校事務長（高校予算責任者）、及び経理担当事務職員数人で組織しており、「学校法人柏専学院の財務状況の見える化と課題抽出・対策立案」を使命とし、月例で会議を開催している。この月例会議の具体的な内容としては、「学生・生徒数の確認」、「予算執行状況の月次把握と年間収支予測」、「寄付金取り組み」、「中期的財務シミュレーション」等であり、月々の会議結果は、毎月下旬に理事者等に報告

し、それに対する意見に基づき必要な改善を図っている。本法人の経営改善計画の目標は経常収支差額の黒字化であり、その実現に向けて、大学・高校ごとの収支を把握し財務改善に取り組んでいるところである。

終章

新潟産業大学は新潟短期大学創設から75年を迎えるにあたり、本学の建学の精神、教育理念・目的に立ち返り、学位授与方針を大学教育のゴールと据え、卒業に際し、学生に求める能力を分かりやすく、コンピテンシー・ゴールと定めた。自らが点検・評価した結果を提示したように、あらゆる分野で、なすべき改革は俎上に載せた。大学全体で、教職員の意識を同じベクトルに合わせ、大学の目標・目的に向かって進むため準備は整えたので、これから教職員全員がそれを実践するときである。

しかしこの報告書で述べたとおり、課題は山積し、解決には多大な努力を要する。とりわけ昨今の学生募集における苦戦は喫緊の課題である。しかし克服可能であると信じて進まなければ、私たちに未来はない。

従前の大学運営の方法をかたくなに繰り返すだけではすまない時代に私たちは生きている。入学する学生はこれからますます多様になるであろう。そうした社会、学生のニーズに対応する教育課程の再編、学生支援の再構築、教育研究環境の整備などにより一層のスピード感が求められている。

新潟産業大学はもとより地域と連携し、貢献を旨としてきたが、社会の求める大学像の変化を私たちは注視しなければならないだろう。その例として、通信教育課程を経済経営学科に新設するとともに、通学生にも適切に遠隔授業を利用できる体制を整え、ハイブリッドな大学を目指していることが挙げられる。

こうした改革を推し進めるために、不断の点検・評価をより着実なものにし、全学的な質保証を推進する体制を整備する所存である。

2024（令和6）年3月

新潟産業大学 学長 梅比良 眞史